

令和6年3月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和6年3月26日（火）

午前9時30分より

場 所 町民センター 3Bクラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

- (1) 議案第27号 令和6年度二宮町教育委員会基本方針について
- (2) 議案第28号 二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第29号 二宮町学校運営協議会委員の委嘱について
- (4) 議案第30号 二宮町社会教育委員の委嘱について
- (5) 議案第31号 二宮町図書館協議会委員の委嘱について
- (6) 議案第32号 二宮町文化財保護委員の委嘱について
- (7) 議案第33号 二宮町スポーツ推進委員の委嘱について
- (8) 議案第34号 二宮町青少年指導員の委嘱について
- (9) 議案第35号 二宮町地域学校協働活動推進員の委嘱について
- (10) 議案第36号 教職員等人事について
- (11) 議案第37号 教育委員会事務局職員等人事について

5 報告・協議事項

- (1) 教育長職務代理者の指名について 資料 No. 1
- (2) 各種委員会委員等の選任について 資料 No. 2
- (3) 二宮町立学校事務連携組織設置要綱の一部を改正する要綱について 資料 No. 3
- (4) 二宮町通級指導教室まなびの教室（リエゾン）の設置及び運営に関する要綱の制定について 資料 No. 4
- (5) 二宮町通級指導教室ことばの教室（そにつく）の設置及び運営に関する要綱の一部改正する要綱について 資料 No. 5

- | | |
|--|-----------|
| (6) 機構改革に伴う各種要綱の一部改正について | 資料 No. 6 |
| (7) 二宮町学校給食センターの見学及び学校給食の試食に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱について | 資料 No. 7 |
| (8) 二宮町学校給食食材費高騰対応補助金交付要綱の一部を改正する要綱について | 資料 No. 8 |
| (9) 二宮町市町村対抗駅伝競走大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について | 資料 No. 9 |
| (10) 教育相談・教育支援室活動の状況について | 資料 No. 10 |
| (11) 二宮町生涯学習推進計画について | 資料 No. 11 |
| (12) 令和6年度教育委員会議日程について | 資料 No. 12 |
| (13) 令和5年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について | 資料 No. 13 |
| (14) 二宮町民温水プールの跡地利用について | 資料 No. 14 |
| (15) 辞令交付式について | 資料 No. 15 |
| (16) その他 | |

＊ 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

令和6年3月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R6.2.9～R6.3.25)

月	日	曜日	内 容
2	9	金	定例教育委員会議
			県人材確保育成部会
2	11	日	市町村対抗かながわ駅伝大会
2	14	水	学校運営協議会長情報交換会
2	15	木	図書館協議会
2	19	月	政策会議
2	20	火	湘南ベルマーレ表敬訪問
2	21	水	にのみや子ども作品展（ふたみ記念館、ラディアン）
			学校給食（地場産デー）の試食（一色小学校）
			にのみや学園小中交流会（各中学校）
2.22（木）～ 3.22（金）			令和6年第1回二宮町議会定例会
2	22	木	本会議（条例、議会承認工事）
2	25	日	Vamos Live 2024 in Ninomiya
2	26	月	教育福祉常任委員会（陳情）
2	27	火	小中一貫教育研究担当者会及びコーディネーター担当者会
			みんなにやさしいごはんプロジェクトとの意見交換
2	29	木	本会議（補正予算）
3	3	日	ピアノマラソンコンサート
3	4	月	本会議（総括質疑）
3	6	水	本会議（一般質問）
3	7	木	本会議（一般質問）

月	日	曜日	内 容
3	8	金	政策会議
			小中学校教頭会・事務職員会
3	10	日	リビエラ SDGs 作品マンガ大賞受賞式
3	11	月	新採用教職員オリエンテーション
3	12	火	中学校卒業式（二宮中学校）
3	13	水	JA 湘南農協教材贈呈
3	16	土	「WE ARE WHAT WE EAT」上映会
3	18	月	予算審査特別委員会（教育委員会、討論・表決）
3	21	木	社会教育委員会議
			にのみや学園制服のあり方検討会
3	22	金	本会議（陳情、予算の討論・表決）
3	25	月	政策会議

2月及び3月の政策会議結果報告

令和6年2月19日（月）開催分

【町長あいさつ】

3月の定例会に向け、一般質問や総括質疑の打ち合わせ等があるので、承知しておくこと。

【主な付議案件】

- 1 二宮町指定金融機関の契約更新について（会計管理者）
 - ・中南信用金庫との指定金融機関の契約が令和6年3月31日をもって終了するため、2年間の契約更新を行う。

【情報交換】

- 県道71号（秦野二宮）電線地中化事業について（都市部）

令和6年3月8日（金）開催分

【町長あいさつ】

議会の総括質疑、一般質問が終了して、次週から予算審査特別委員会に臨むので、丁寧な対応で説明すること。

【主な付議案件】

- 1 二宮町地域公共交通計画（案）について（政策部）
 - ・パブリックコメントによる意見を反映した計画（案）のとおり決定。

※その他、次の各種事業計画の策定についても、同様の対応を行った。

- ・二宮町駅前複合施設基本構想
- ・二宮町高齢者保健福祉計画及び第9次介護保険事業計画
- ・二宮町国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画
- ・二宮町鳥獣被害防止計画
- ・二宮町農業振興地域整備計画
- ・二宮町生涯学習推進計画

【情報交換】

- 令和6年度監査計画について（監査事務局）

令和6年第1回二宮町議会定例会報告（教育委員会関係審議状況）

1 陳情

- (1) 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

⇒審査結果 教育福祉常任委員会 賛成多数（4：3）で採択
本会議 賛成少数（6：7）で不採択

- (2) 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

⇒審査結果 教育福祉常任委員会 賛成多数（4：3）で採択
本会議 賛成少数（6：7）で不採択

2 議案

- (1) 二宮町教育支援委員会条例の一部を改正する条例

⇒審査結果 本会議 賛成多数（12：1）で原案可決

- (2) 二宮町教科用図書採択検討委員会条例の一部を改正する条例

⇒審査結果 本会議 賛成多数（12：1）で原案可決

- (3) 二宮町立小中学校特別教室等空調機設置工事請負契約の変更について

⇒審査結果 本会議 賛成全員で原案可決

- (4) 令和5年度二宮町一般会計補正予算（第9号） 教育委員会関係

第2表 継続費補正

教育費 教育総務費 小中学校空調設備整備事業

第4表 地方債補正

小中学校空調設備整備事業債

【歳入】

国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 教育総務費補助金 学校
施設環境改善交付金ほか

【歳出】

教育費 小学校費 学校管理費 小中学校共通施設管理運営経費 修繕
料 他

事業費の確定等に伴う減額（入札執行による精算等）

光熱水費の減額（電気・ガス価格激変緩和対策事業による）

⇒審議結果 本会議 賛成全員で原案可決

(5) 教育長（和田智司）の任命について

⇒審査結果 本会議 賛成多数（12：1）で原案可決

3 総括質疑

(1) 羽根議員

質問の概要

- ・ 中学校給食費の完全無償化はされたが、その他子育て世代の支援をどのように考えているか

答弁の概要（町長）

集団行動などが苦手な子どもの特性に応じた指導や支援を行う「まなびの教室」を開設します。すべての小学校に配置し、担当教員1名が3校を巡回する計画です。

また、「いのちの安全教育の促進」として、こどもたちが性暴力について正しく理解するための研修会を実施するなど、二宮町で安心して暮らせる子育て環境づくりの充実をはかります。

(2) 渡辺議員

質問の概要

- ・ 学校給食の無償化について、今年度から中学校での無償化を開始したことは大きな前進だと考える。小学校での実施について今後の見通しは
- ・ 小中一貫教育校設置については、今年度、施設分離型で、にのみや学園としてスタートした。施設一体型小中一貫教育校についても来年度にも研究会からの提言を受けるとしている、現在の状況はどうなっているのか

答弁の概要（町長）

令和6年度当初予算では、4月からの中学生の給食費を全額無償化するとともに、小学生につきましては、引き続き物価高騰分の補助を継続することとして、学校給食食材費補助金は、前年度当初予算と比較し、約3千124万円の増額となりました。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、居住する自治体によって、大きな格差が生じることのないよう、給食費の無償化については、国の責務において、全国統一的に取り組むべきであると考えています。

町からも、引き続き、町村会や各政党や教育委員会を通じて、県政、国政に対して、自治体間での格差が生じることがないように要望を続けるとともに、社会の変化、財政状況などを見極めながら、小学生の給食費の無償化という、次のステップに向けた検討を進めてまいります。

令和6年度中に研究会から、提言書が示されることとなっております。今後、示される提言書や施設分離型小中一貫教育の取り組み成果と課題を踏まえて、町として、魅力ある施設一体型小中一貫教育校の設置に向けて検証をしてまいります。

(3) 古谷議員

質問の概要

小学校給食費の完全無償化実施について

答弁の概要（町長）

上記の渡辺議員と同様の回答

(4) 松崎議員

質問の概要

・令和5年度からスタートした施設分離型小中一貫教育校「にのみや学園」だが、そもそも令和元年の設置計画における一色小学校の単級化は置き去りのまま、一色小学校と山西小学校は即刻統合すべきと考えるがいかがか

- ・学校給食無償化は、小学生ではなく中学生から無償化されたのはなぜ
- ・また、将来の小学生の給食無償化に向けて、財源の検討とあるが、今定例会で、議会は給食費の国費負担を求める意見書について、採択した。議会より先に行政が要望を出すべきではないか

答弁の概要（町長）

小中一貫教育を行うために適した学校配置の案について検討を行い、まとめた「二宮町小中一貫教育校設置計画」（案）を令和元年5月に作成しました。この案を基に、地域の方や保護者の方などの意見を伺いながら、より良い教育環境づくりへとつなげるために意見交換会を行ったところ、学校の統合については、地域の方や保護者の方の思いや意見が様々あり、時間をかけて議論し、合意を図っていくべき課題が多くあることがわかりました。

二宮町にふさわしい小中一貫教育校を実現するために、令和4年度に「二

宮町小中一貫教育推進計画」を策定し、まずは現行の3小学校、2中学校を維持した上で、施設分離型小中一貫教育校からスタートしていくことといたしました。

今後、令和6年度中に施設一体型小中一貫教育校設置研究会から示される提言書なども踏まえ、学校の統合も含め、今後の施設一体型小中一貫教育校の設置に向けた検証をしてまいります。

学校給食費の無償化については、まずは、持続可能な制度となること、不公平感がなくできるものとして中学校の給食費を無償化し、小学校給食については、物価高騰分を補助することとした上で、無償化に向け、引き続き検討を続けてまいります。

給食費の無償化については、国の責務において、全国統一的に取り組むべきであると考えておりますので、既に昨年7月、神奈川県町村会や県議会各政党を通じて、自治体間での格差が生じることがないように、学校給食費無償化を実施する地方公共団体への支援等の財政措置を講じることについて要望しているところです。

4 一般質問

(1) 前田議員

件名：二宮町教育委員会基本方針について問う

要旨1：二宮町教育委員会基本方針は、令和5年度から令和9年度までの二宮町教育大綱に基づき策定されていると思うが、策定された趣旨等についてご説明いただきたい。

要旨2：学校教育は、基本方針に基づき運営されていると思うが、この基本方針との関係についてご説明いただきたい。

答弁の概要（教育長）

（要旨1及び2）

- 現在の教育大綱の基本理念は、『町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした「共に学び共に育つ教育」を推進します』として、3つの具体的な方針を定めています。
- 一方で、二宮町教育委員会基本方針は、二宮町の総合計画に位置付けられ、この教育大綱の3つの柱を具体化し、教育の方向性を教育委員会として示すことで、教育委員会と学校とが今まで以上に連携して、教育の推進に携わること、また、町民に対し、教育方針を分かり易く具体的にお示しするために、策定したものです。
- 教育委員会基本方針は、各種施策を体系的にお示しし、さらには、

重要業績評価指標（KPI）を定め、それぞれの事業における 5 年間の進捗状況を管理するものとなっております。

5 予算審査

(1) 令和6年度一般会計歳入歳出予算の審査について

＜生涯學習課＞

体育施設使用料の見直し、体育施設委託料の内訳、文化財修繕の内容、にのみや町民大学の扱い、地域生涯学習振興事業補助金の内容、人権教育推進事業の時期、生涯学習センター大規模改修の今後、青少年社会環境浄化活動関係経費の内容、図書館盗難防止ゲート保守点検委託料の状況、二宮町体育祭事業の状況、などについて質問があった。

＜教育総務課＞

ヤングケアラーへの支援体制、小中一貫教育推進事業の内容、一色小学校体育館改修工事の内容、小中学校備品購入の内容、ＳＳＷ・心理教育相談員の配置状況、コミュニティ・スクール運営促進事業補助金の内容、学校給食の食材の状況、英語検定の受験状況、医療的ケア児の受け入れ、などについて質問があった。

⇒審査結果 予算審査特別委員会 賛成多数（４：２）で可決
 本会議 賛成多数（９：４）で可決

※審査意見（教育委員会関係のみ）

- ・にのみや学園は、児童・生徒を第一とした小中一貫教育校とし、地域住民や保護者へ速やかに十分な説明をされたい
- ・町民温水プール跡地の利用方法は、施設が荒廃する前に早期決定されるよう努められたい
- ・町全体のスポーツイベントの中止・存続及び新事業は、町民の意見を広く聴取し、理解を得て進められたい

教育総務課事業報告

事業報告

(令和6年2月9日～令和6年3月25日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月15日	木	小中連絡会	二宮小・山西小	-
2月16日	金	小中連絡会	一色小学校	-
2月16日	金	小・中学校健康診断等日程調整会議	町民センター	24
2月20日	火	情報教育担当者会	オンライン	7
2月21日	水	にのみや学園小中交流会	二宮中・二宮西中	-
2月21日	水	学校事務連携会議	町民センター	7
2月26日	月	英語教育研修会	二宮中学校	10
2月27日	火	学校研究担当者会	教育支援室	7
2月29日	木	英語教育担当者会	オンライン	7
3月4日	月	小・中学校長会 にのみや学園連絡会	二宮町役場	14
3月8日	金	小・中学校教頭会	町民センター	14
3月8日	金	小・中学校事務職員会議	町民センター	7
3月11日	月	教務担当者会	教育支援室	7
3月12日	火	中学校卒業式	町立中学校	-
3月14日	木	食育担当者会	オンライン	7
3月15日	金	学校事務連携会議	町民センター	7
3月19日	火	小学校卒業式	町立小学校	-
3月25日	月	修了式	町立小中学校	-

事業予定

(令和6年3月26日～令和6年4月25日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
3月29日	金	辞令交付式	町民センター	-
4月1日	月	辞令交付式	町民センター	-
4月3日	水	小・中学校長会 にのみや学園連絡会	町民センター	14
4月4日	木	支援教育補助員研修会	町民センター	30
4月5日	金	小中学校入学式	町立小中学校	-
4月8日	月	小・中学校教頭会	町民センター	14
4月8日	月	小・中学校事務職員会議	町民センター	7
4月9日	火	にのみや学園始業式	オンライン	-
4月10日	水	英語教育担当者会	オンライン	6
4月11日	木	児童指導・生徒指導・教育相談コーディネーター担当者会	オンライン	18
4月12日	金	学校研究担当者会	教育支援室	7
4月16日	火	学校事務連携会議	町民センター	7
4月17日	水	そにつく学校訪問	山西・一色小	2
4月18日	木	全国学力・学習状況調査	小中学校	-
4月24日	水	教務担当者会	教育支援室	7

学校給食センター

事業報告

(令和6年2月9日～令和6年3月25日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月28日	水	納入物資業務監査	給食センター	5
3月15日	金	3学期給食終了	-	-

事業予定

(令和6年3月26日～令和6年4月25日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
3月27日	水	令和5年度学校給食用物資納入業者説明会	町民センター	16
4月9日	火	1学期給食開始	-	-
4月24日	水	納入物資業務監査	給食センター	5

生涯学習課事業報告

(令和6年2月9日～令和6年3月25日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	出席者/人数	担当班
2/9	金	山西小学校放課後子ども教室	山西小学校	—	125人	学習
2/11	日	第78回市町村対抗かながわ駅伝	丹沢湖周辺	—	22人	スポーツ
2/15	木	にのみや子ども作品展（二宮小学校） 2月25日（日）まで	図書館	—	—	学習
2/15	木	第3回図書館協議会	マルチルーム1	13人	11人	図書館
2/16	金	山西小学校放課後子ども教室	山西小学校	—	127人	学習
2/16	金	わらべうたであそぼう！	和室	10組	10組	図書館
2/17	土	おはなし会	図書館	10組	10組	図書館
2/19	月	二宮小学校放課後子ども教室	二宮小学校	感染症流行のため中止		学習
2/21	水	にのみや子ども作品展（二宮中学校） 3月3日（日）まで	ふたみ記念館	—	70人	学習
2/21	水	図書館リサイクルコーナー 2月25日（日）まで	展示ギャラリー	—	約4,200冊	図書館
2/25	日	バモスライブ2024 ※青少年指導員連絡協議会主催	ラディアンホール	参加者	189人	学習
				観客	480人	
2/26	月	一色小学校放課後子ども教室	一色小学校	—	64人	学習
3/6	水	にのみや子ども作品展（二宮西中学校） 3月17日（日）まで	ふたみ記念館	—	40人	学習
3/13	水	ちいちゃいおはなし会	図書館	10組	17組	図書館
3/15	金	わらべうたであそぼう！	和室	10組	10組	図書館
3/16	土	おはなし会	図書館	11組	13組	図書館
3/20	水	わらべうたであそぼう！＜入門編＞	和室	10組	10組	図書館
3/21	木	第6回社会教育委員会議	町民センター	13人	13人	学習
3/22	金	スポーツ推進委員連絡協議会	ミーティングルーム1	19人	9人	スポーツ
3/23	土	町民大学講座「大磯駅周辺の歴史をたどる」	大磯町内	20人	16人	学習

生涯学習課事業予定

(令和6年3月26日～令和6年4月25日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	開始時間	担当班
4/10	水	スポーツ推進委員委嘱式 第1回スポーツ推進委員連絡協議会	ミーティングルーム2	19:15	スポーツ
4/10	水	ちいちゃいおはなし会	図書館	10:00	図書館
4/11	木	生涯学習ボランティア総会	ミーティングルーム1	9:30	学習
4/11	木	地域学校協働活動推進員委嘱式	ミーティングルーム1	18:30	学習
4/12	金	第1回洋上研修実行委員会	はだのこども館	16:00	学習
4/17	水	ブックスタート	保健センター	13:30	図書
4/18	木	青少年指導員委嘱式 第1回青少年指導員連絡協議会	ミーティングルーム2	19:30	学習
4/19	金	わらべうたであそぼう！	和室	10:00	図書
4/20	土	おはなし会	図書館	10:30	図書
4/23	火	民俗芸能保存会連絡協議会	ミーティングルーム2	19:30	学習

議案第 27 号

令和 6 年度二宮町教育委員会基本方針について

令和 6 年 3 月 26 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和 6 年度の二宮町における学校教育、社会教育の教育基本方針を定め、二宮町の教育の一層の充実を図るため提案する。

令和6年度二宮町教育委員会基本方針

二宮町では、令和4年度に教育大綱（令和5年度～令和9年度）を策定し、教育理念を『町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした「共に学び共に育つ教育」を推進します』と決めました。二宮町教育委員会は、この大綱に基づき、次のとおり令和6年度の取り組みを進めます。

■ 二宮町教育大綱の基本理念

町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした
「共に学び共に育つ教育」を推進します

■ 大綱の期間

令和5年度から令和9年度の5年間とします。

これは、第6次二宮町総合計画前期基本計画の計画期間に連動し、見直しができるよう設定するものです。

■ 大綱の基本方針

1 豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。

- ・ 一人ひとりの人権を尊重し、互いに認め合い、自他の生命を大切にする豊かな心を育みます。
- ・ 自ら考え主体的・協働的に行動できる、世界に羽ばたく人材を育てます。
- ・ 子どもたち一人ひとりに合わせた確かな学力と、健やかな体力を養います。

2 未来に向けた学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。

- ・ 新しい時代を切り拓くための学びと育ちの多様性を尊重し、より良い学習環境づくりに努めます。
- ・ 地域社会とともに、子どもたちが安全・安心で快適に学べる教育環境づくりに取り組みます。
- ・ 子どもたちの明るい将来を見据え、連続性・一貫性を持った教育施設のあり方について検討を進めます。

3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

- ・ 誰もが生き生きとした生活を送ることができるよう、生涯学習や生涯スポーツの機会の充実に努めるとともに、社会人の学び直しを推進します。
- ・ 町民と共に未来を見据え、地域コミュニティづくりの促進や社会教育施設の充実に努めます。

■ 教育大綱の基本方針に基づく基本的な方向性

1 豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。

① あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

学習指導要領の「生きる力」という理念のもと、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性の涵養を目指します。変化の激しい社会を生きていくうえで必要なこれらの資質・能力を身につけさせていくために、よりよい授業のあり方等を追究するとともに、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実を図ります。

② 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

人口減少社会にあっても、子どもたちが安心して共に学び、共に育つことができる、新たな教育環境を創出するため、小中学校と地域が一体となって、義務教育9年間を見通した教育を進めるとともに、誰もが互いに認め合う、「共に学び共に育つ教育」を推進します。

③ 学校教育に関する情報発信の強化

地域に開かれた信頼される学校づくりのため、学校における取組内容や成果、課題について、多様な手法により有効な情報発信を行い、家庭・地域と学校との連携をより一層深めることで、子どもや教職員の生き生きとした活動につなげます。

2 未来に向けた学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。

① すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

多様な子どもたち一人ひとりの個性を尊重した学びや育ちの環境を確保するとともに、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、自らの専門性や指導力を高めることができるよう教職員の職場環境の充実を図り、学校教育の質の維持向上に努めます。

児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、学校教育施設の効率的な維持管理や計画的な整備を行います。

② 安全・安心な学校づくりの推進

日常の教育活動や登下校時等の安全指導・管理、安全確保の徹底を図るために、家庭・地域・学校・関係諸機関が相互に連携した安全・安心な学校づくりを一層推進します。また、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、学校との連携を密にし、食育の推進を図ります。

③ 将来に向けた特色ある学校づくりの推進（再掲）

3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

① 生涯学習の振興

町民一人ひとりが生涯にわたり多様な学びを続けることができる環境づくりの指針となる生涯学習推進計画にもとづき、ニーズに応じた学習機会と情報提供の充実を図るとともに、活動発表の機会づくりに取り組みます。

また、家庭や地域社会の教育力向上を目指し、各種団体と連携しながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進をふまえた取り組みを進めます。

② 社会教育施設の管理運営

生涯学習センターをはじめとする各施設の活用を図り、利用者の安全安心や利便性を確保するため、計画的な環境整備に努めます。

また、「二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画」に基づき、施設のあり方について、町関係部署と連携した取り組みを進めます。

③ 社会教育に関する情報発信の強化

町民の多様な活動をはじめ、社会教育の様々な取り組みの情報発信を積極的に行います。

■ 体系図

教育大綱

基本理念：町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした
「共に学び共に育つ教育」を推進します

大綱・基本方針 1 豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。

- 基本的な方向性 ① あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成
施策（１）自ら学ぶ力を養うための教育の推進
- 基本的な方向性 ② 将来に向けた特色ある学校づくりの推進
施策（１）小中一貫教育の推進
施策（２）コミュニティ・スクール運営の促進
- 基本的な方向性 ③ 学校教育に関する情報発信の強化
施策（１）情報発信の強化

大綱・基本方針 2 未来に向けた学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。

- 基本的な方向性 ① すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備
施策（１）支援が必要な児童生徒への対応の充実
施策（２）教職員の働き方改革の推進
施策（３）教職員の指導力の向上
施策（４）安心して学べる学校施設の整備
- 基本的な方向性 ② 安全・安心な学校づくりの推進
施策（１）健康・安全教育の充実
- 基本的な方向性 ③ 将来に向けた特色ある学校づくりの推進（再掲）

大綱・基本方針 3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

- 基本的な方向性 ① 生涯学習の振興
施策（１）社会教育事業の推進
施策（２）図書館事業の推進
施策（３）二宮の自然・歴史・文化・スポーツに触れる機会の提供
- 基本的な方向性 ② 社会教育施設の管理運営
施策（１）各施設の適切な維持管理と運営
- 基本的な方向性 ③ 社会教育に関する情報発信の強化
施策（１）情報発信の強化

■ KGI（重要目標達成指標）

教育大綱に掲げた基本理念の達成に向け、その達成度合いを測る指標として KGI を以下のとおり設定します。KGI を達成するための必要なプロセスとして、基本施策の KPI（重要業績評価指標）を設定し、KGI と KPI の相関関係を意識しながら、施策を推進していきます。

○学校教育・社会教育

項目	基準値	目標値（令和 9 年度）
将来に夢や目標を持っている児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 80.5% 中学校 69.6% （令和 4 年度実績値）	小学校 85.0% 中学校 75.0%

■ 基本施策及び重点的な取り組み

1-① あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進

児童・生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を習得できるよう、各教科における言語活動を基盤とした学び合いを促進させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育みます。また、ICT 機材の効果的な活用を通して、個別最適な学びと協働的な学びを推進し、学びの充実を図ります。

さらに、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を育てるとともに、特別活動との連携による自主的、実践的な力の育成に努めます。

【関連する主な取り組み】

- ・言語活動の充実
- ・情報活用能力の育成
- ・英語教育推進事業
- ・道徳教育・特別活動の充実
- ・読書機会の充実
- ・学校体育の充実

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
話し合う活動を通して自分の考えの広がり、深まりを感じている児童生徒（肯定的な回答の割合） 【町の調査 ※調査対象：小5～中3】	小学校 84.0% 中学校 86.0% (令和5年度実績値)	小学校 85.0% 中学校 90.0%
自分と違う意見について考えるのは楽しいと感じている児童生徒（肯定的な回答の割合） 【町の調査 ※調査対象：小5～中3】	小学校 75.0% 中学校 78.0% (令和5年度実績値)	小学校 80.0% 中学校 80.0%
学校の勉強がよくわかる。 【町の調査※調査対象小1～中3】	小学校 89% 中学校 86% (令和5年度参考)	小学校 95.0% 中学校 90.0%
週3回以上、授業でICT機器を使用する割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校 63.1% 中学校 85.1% (令和4年度実績値)	小学校 70.0% 中学校 95.0%
学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと感じている児童生徒（肯定的な回答の割合） 【全国学力・学習状況調査】	小学校 92.3% 中学校 96.9% (令和4年度実績値)	小学校 95.0% 中学校 98.0%
中学3年生のCEFR A1 レベル（英語検定3級レベル）相当以上の資格を取得しているまたは、相当以上の英語力を有すると思われる割合【英語教育実施状況調査】	45% (令和3年度～5年度参考)	50.0%

※CEFL (Common European Framework of Reference for Languages, Learning, teaching, assessment)

外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠

【令和6年度の重点的な取り組み】

○言語活動の充実

- ・これまで培ってきた各教科における言語活動の工夫を柱として、言語能力の育成を図る。
- ・言語活動を通じ、学び合いを重視した授業への改善に努め、他人の意見も尊重でき、互いに思考を高め合える環境づくりを促進する。

○情報活用能力の育成

- ・ICT機器の積極的活用を引き続き推進することに加えて、ICT支援員を効果的に活用し、ICT活用の好事例を積み上げていく。
- ・教科横断的な視点にたったカリキュラムの工夫を行い、情報活用能力（情報モラル含む）の育成を図る。

○英語教育推進事業

- ・ALT(外国語指導助手)の活用等を通じて、異文化理解、コミュニケーション能力を育成する授業づくりに努める。オンライン活用による海外交流等により、話したくなる、聞きたくなる英語を体感する機会を確保する。
- ・小学校に中学校英語科免許を持った教員を配置するとともに、小中学校の教員がともに学び合う機会を通じて、指導力向上を図る。また、小中学校間の学びを円滑に接続し、コミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業づくりに努める。

1-② 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

(1) 小中一貫教育の推進

子どもたちの資質能力を育成するために、小中学校教員による9年間のカリキュラム研究や、共通性と一貫性をもった学級づくり、授業づくり、子どもたちの交流活動を推進します。また、施設一体型小中一貫教育校の設置に向け、教育の内容や施設の在り方について研究を進めます。

【関連する主な取り組み】

- ・小中一貫教育カリキュラム研究の推進
- ・かながわ学びづくり推進地域研究委託事業「9年間を見通した共通性と一貫性のあ
る指導・支援を通じた『学びに向かう力』の醸成と資質・能力を育む指導のあり方」
の実施
- ・施設一体型小中一貫教育校設置に向けた研究
- ・郷土理解の促進による郷土愛の育成
- ・小中一貫教育に関する町民への情報提供の促進

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
国語の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 53.8% 中学校 60.3% (令和4年度実績値)	小学校 60.0% 中学校 70.0%
算数・数学の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 62.1% 中学校 58.3% (令和4年度実績値)	小学校 70.0% 中学校 65.0%
英語の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 75.5% 中学校 60.7% (令和5年度参考)	小学校 80.0% 中学校 65.0%
学校に行くのは楽しいと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合） 【町の調査 ※調査対象：小1～中3】	小学校 89% 中学校 77% (令和5年度実績値)	小学校 94.0% 中学校 82.0%
学校の勉強がよくわかる。 【町の調査※調査対象小1～中3】	小学校 89% 中学校 86% (令和5年度参考)	小学校 95.0% 中学校 90.0%
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 49.2% 中学校 46.4% (令和4年度実績値)	小学校 55.0% 中学校 50.0%
小中一貫教育の認知度 【総合戦略町民アンケート】	37.6% (令和3年度実績値)	50.0%
中学校に授業や部活動の見学に行くことで、中学校生活への期待が高まったり、不安が少なくなったりしましたか。【二宮町独自の調査】	(令和6年度新規)	

【令和6年度の重点的な取り組み】

○施設分離型小中一貫教育の推進

- ・「にのみや学園」として、すべての子どもが、安心して学べる学級づくりに共通性と一貫性をもって取り組んでいく。
- ・小中学校の連携により、9年間を見通したカリキュラム研究を継続的に行うとともに、研究成果をもとにした授業づくりに取り組む。
- ・子どもたちや教職員の声を踏まえ、様々な形で子どもたちの交流（小学生と中学生、小学生同士、中学生同士の交流）を図る。

○施設一体型小中一貫教育校の研究

- ・令和5年度から施設分離型で取り組み、成果と課題を明らかにしながら、将来的な施設一体型の小中一貫教育校への移行について検討する。

○郷土理解の促進による郷土愛の育成

- ・二宮町に愛着と誇りをもてる子どもを育てるために「二宮町」をテーマにした探究学習を進める。コミュニティ・スクールのよさを生かして、地域とのつながりを大切にした教育課程の充実を図る。

（2）コミュニティ・スクール運営の促進

各学校のコミュニティ・スクールの特色を相互に共有し、更なる活性化を図るとともに、学校運営協議会の円滑な運営により、学校と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【関連する主な取り組み】

- ・学校運営協議会の円滑な運営のための支援
- ・地域との連携による児童生徒の活動の促進
- ・コミュニティ・スクールに関する町民への情報提供の促進

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
地域の行事に積極的に参加している児童生徒（肯定的な回答の割合）【学校評価アンケート】	小学校 68.6% 中学校 48.3% (令和5年度実績値)	小学校 75.0% 中学校 55.0%
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の認知度【総合戦略町民アンケート】	21.4% (令和4年度実績値)	30.0%

【令和6年度の重点的な取り組み】

○学校運営協議会の円滑な運営のための支援

- ・町内すべての小・中学校に組織した学校運営協議会の円滑な運営により、学校が地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進する。
- ・各学校の学校運営協議会代表者や学校長に加え、地域学校協働活動推進員が一堂に会する情報交換会を定期的に開催し、各学校における取り組みの情報共有のほか、にのみや学園を意識した連携や取組について検討する。

1-③ 学校教育に関する情報発信の強化

(1) 情報発信の強化

地域とともにある開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会や地域学校協働活動の関係者をはじめ、多様な地域人材との連携を図りながら、学校ホームページ、学校だより、町ホームページや広報紙等の多様な手法により、タイムリーで効果的な情報の継続的な発信に努めます。また、令和6年度中に町の公式LINEが導入されるため、LINEを活用した情報発信についても検討を進めます。

【関連する主な取り組み】

- ・学校ホームページや町ホームページ、広報紙等の積極的な活用

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
学校ホームページアクセス回数（5校合計の月平均）	11,000 回 （令和4年度実績値）	12,000 回
学校だより、ホームページなどを通して、学校の様子を保護者に伝えようと努めていると思う保護者の肯定的な割合（5校平均値）【学校評価】	88.7% （令和4年度実績値）	95%

※基準値について

新型コロナウイルスの影響を受けている事業は、影響を受けていない年度の実績値を基準値として設定。

【令和6年度の重点的な取り組み】

- LINEを活用した情報発信の検討

2-① すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実

誰もが安心して通うことができる学校づくりを進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保に努めます。また、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門職や、医療・福祉等の関係機関と連携をとりながら、児童生徒や保護者の思いに寄り添った切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

【関連する主な取り組み】

- ・教育相談体制（就学相談含む）の充実
- ・インクルーシブ教育・支援教育の充実
- ・幼保小連携推進事業
- ・支援教育補助員の配置
- ・医療的ケア受入実施体制の確立
- ・中学校の制服の在り方の検討

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
誰にも相談していない児童生徒数【問題行動等・不登校調査】	小学校 0人 中学校 7人 (令和3年度実績値)	小学校 0人 中学校 0人
困ったことがあれば先生に相談できると回答した児童生徒の割合（肯定的な回答の割合） 【町の調査 ※調査対象：小1～中3】 ※令和6年度からは「先生」を「先生や学校にいる大人」に変更する予定	小学校 84% 中学校 74% (令和5年度実績)	小学校 90% 中学校 80%
新規不登校者数 【問題行動等・不登校調査】	小学校 5人 中学校 15人 (令和3年度実績値)	小学校 5人 中学校 15人
不登校率 【問題行動等・不登校調査】	小学校 (下学年) 0.9% (上学年) 2.1% 中学校 6.2% (令和3年度実績値)	小学校 (下学年) 0.9% (上学年) 2.1% 中学校 6.2%

【令和6年度の重点的な取り組み】

○教育相談体制の充実

- ・いじめ、不登校、ヤングケアラー等の多様な課題に対応するために、児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実を図る。また、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を一層強化する。
- ・教育支援室（やまびこ）において、不登校児童生徒への学習支援や生活支援をより一層進めるために、学校及び町内フリースクール等との連携を充実させる。
- ・学校、教育委員会（教育相談室）、フリースクール等の連携強化に向けたネットワーク会議を開催し、子どもたち一人ひとりが、自らの状況に応じた最適な居場所を柔軟に選択できるよう支援体制を構築する。
- ・校内フリースペースなど、児童生徒の実態に応じた居場所づくりに取り組む。また、

ほっとルームの効果を検証し、不登校の児童生徒が増加している学校の対策に生かす。

- ・「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図る。

○インクルーシブ教育・支援教育の充実

- ・通常級に在籍しながら、個別に教育的配慮が必要な児童生徒が、自身のもっている力をより発揮し、自信を持って学校生活を送れるよう支援するために、通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」を新規に開設する。

○中学校の制服の在り方の検討

- ・中学校の制服について、「多様性への配慮」「機能面の向上」「保護者負担の軽減」等を考慮し、生徒の実態に合ったより良い制服の在り方を引き続き検討する。
- ・小中一貫教育の推進を見据え、制服の持つ意義について、「にのみや学園」を取り巻く様々な方々との共通認識を図りながら進める。

○幼保小連携の推進

- ・子どもたちの育ちを幼保小間でつなげていくため、幼保小の接続期のカリキュラムについて研究する。そのために、教員同士の交流や児童園児の交流のあり方について改善を図る。
- ・専門家の助言を元に、就学前後における関係機関との連携強化を図る。

（２）教職員の働き方改革の推進

「学校の働き方改革に関する基本方針」に基づき、学校間ネットワークや統合型校務支援システム、タブレット端末等の有効活用を進めるほか、教職員が担うべき業務の適正化についても検討を進め、校務や教材研究等に集中できる時間や児童生徒と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します。また、勤怠管理システムの活用や部活動の地域移行の推進等により、ワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、やりがいをもって職務に従事できる環境を整備します。

【関連する主な取り組み】

- ・働く場としての環境整備
- ・部活動の地域移行に向けた検証
- ・学校の運営に係る地域人材の活用

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
教職員の時間外勤務の月の平均時間	小学校 36.3h 中学校 58.4h (令和３年度実績値)	小学校 30.0h 中学校 30.0h
教職員に占める高ストレス者の割合 【ストレスチェック結果】	13.2% (令和４年度実績値)	10.0%

【令和6年度の重点的な取り組み】

○働く場としての環境整備

- ・校務支援システム、オンライン会議や資料のペーパーレス化といったデジタル化も踏まえ、管理職のマネジメントによる、効果的・効率的な働き方を推進する。
- ・夏季・冬季における学校閉庁日の設定や、入学式等の日程変更等により、休暇が取りやすく、柔軟に働ける環境を促進する。
- ・教職員一人ひとりが悩みや不安を抱え込まないよう職場全体での組織的な相談体制の充実を図る。
- ・共同学校事務室を設置し、小中学校に係る事務の効率化、標準化等、学校事務の共同実施によって効果的な事務処理体制を構築し、学校教育の充実及び学校運営全般の改善を図る。
- ・引き続き国・県に対し、教職員の定数改善等を要望する。

○部活動の地域移行に向けた検証

- ・令和5年度以降の学校の働き方改革を考慮した休日の部活動の段階的な地域移行に向け、指導にかかる費用負担や人材確保などの課題を検証する。

○学校の運営に係る地域人材の活用

- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を促進する中で、教員の働き方改革の側面から、多様な地域人材の力を活用し、地域とともに子どもたちを見守り、育てていく意識と基盤を強化する。

（３）教職員の指導力の向上

教職員が児童・生徒への理解を深め、指導と評価の一層の改善・充実を図るとともに、教育にかかわる諸課題に対応して求められる資質や能力を育む授業づくりを行うために、各種研究事業の支援および職層・キャリアに応じた教員研修等の充実を図ります。

【関連する主な取り組み】

- ・「教職員授業力向上研究事業」の推進
- ・教育研究所における研修の充実

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
話し合う活動を通して自分の考えの広がり、深まりを感じていると回答した児童生徒（肯定的な回答の割合） 【二宮町独自の調査 ※調査対象：小5～中3】	小学校 84.0% 中学校 86.0% (令和4年度実績値)	小学校 85.0% 中学校 90.0%
学校の勉強がよくわかる。 【町の調査※調査対象小1～中3】	小学校 89% 中学校 86% (令和5年度参考)	小学校 95.0% 中学校 90.0%
算数・数学の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 62.1% 中学校 58.3% (令和4年度実績値)	小学校 70.0% 中学校 65.0%

英語の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 75.5% 中学校 60.7% (令和5年度実績値)	小学校 80.0% 中学校 65.0%
先生はよいところを認めてくれていると思うと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 86.7% 中学校 92.7% (令和4年度実績値)	小学校 90.0% 中学校 95.0%

【令和6年度の重点的な取り組み】

○「教職員授業力向上研究事業」の推進

- ・多様化・複雑化する教育課題に対応できるよう、教職員研修や校内研究を充実させ、教職員の専門性・資質向上を図るとともに、小中学校間の連携を図り、9年間のつながりを大切にした授業づくりに努める。

（４）安心して学べる学校施設の整備

「二宮町教育等施設長寿命化計画」（個別施設管理計画）に基づき、学校施設の計画的な修繕・改修を推進し、安全で安心できる教育環境の整備に努めます。

【関連する主な取り組み】

- ・長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
「学校施設等現況調査」（令和2年度）におけるDランク判定及び緊急対応箇所の改修割合	40.0% (令和3年度実績値)	100.0%

【令和6年度の重点的な取り組み】

○長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

- ・山西小学校北棟校舎外壁等大規模改修工事
- ・二宮中学校体育館床等改修工事

2-② 安全・安心な学校づくりの推進

(1) 健康・安全教育の充実

防災教育や交通安全教育の充実に努めるとともに、二宮町通学路交通安全プログラムに基づき、地域社会全体で児童生徒の安全確保を図ります。また、子どもたちの健やかな成長や将来的に健康な人生を送るための望ましい知識・習慣を身につける保健教育を充実させるとともに、安全でおいしい給食の安定的な提供を通じ児童生徒が食の大切さを学ぶ食育の充実を図ります。

【関連する主な取り組み】

- ・安全対策、安全教育
- ・幼保小中一斉引取り訓練
- ・学校給食センターにおける取り組み

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
通学路点検対応箇所数（合同点検実施箇所＋合同点検未実施のうち対策済みの箇所数）	33 箇所 （令和3年度実績値）	58 箇所
毎日、朝食を食べている児童・生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校 94.3% 中学校 91.2% （令和4年度実績値）	小学校 96.0% 中学校 93.0%

【令和6年度の重点的な取り組み】

○学校給食センターにおける取り組み

- ・中学校給食費を完全無償化にするとともに、小学校給食費に関する物価高騰分の支援を継続する。また、引き続き小学校給食費の段階的な無償化の検討を行う。
- ・二宮産または県内産の無農薬や低農薬などの食材を使用した給食を「地場産デー」と称し、学期に1回程度実施していくとともに、給食時間を活用して栄養士が学校を訪問し、児童生徒に対し、給食の魅力を伝え、「食材」を知り、「食」を選択することができるよう「食育」を実施していく。

2-③ 将来に向けた特色ある学校づくりの推進（再掲）

(1) 小中一貫教育の推進

(2) コミュニティ・スクール運営の促進

3-① 生涯学習の振興

(1) 社会教育事業の推進

家庭・地域・学校が一体となって、未来を担う子どもたちの成長を支える学校支援、放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進します。

また、各種団体や地域と連携・協力し、町民が学習やスポーツなどの生涯学習活動に取り組む環境づくり、きっかけづくりを進めます。

これらを通じて、青少年の健全育成を図るとともに、様々な人権問題についても研修会等を開催し、人権意識を育みます。

【関連する主な取り組み】

- ・コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進
- ・各種団体との連携による事業実施、地域における学びの支援
- ・青少年の健全育成
- ・人権教育の推進

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の認知度【総合戦略町民アンケート】	21.4% （令和4年度実績値）	30.0%
放課後子ども教室の登録率（登録数/児童数合計） 及び参加した児童の延べ人数	36.4% 2,873人 （令和4年度実績値）	45% 2,873人（※）
にのみや町民大学の申込状況（申込者数/定員数）	91.1% （令和4年度実績値）	100%以上

※ 山西小学校の放課後子ども教室は、令和5年度まで各回の参加対象を全学年としていたが、令和6年度から二宮小学校と同様に各回の対象を奇数学年と偶数学年に分けるため、目標値の参加する児童の延べ人数は、現状を維持することとする。

【令和6年度の重点的な取り組み】

○コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進

- ・地域学校協働活動推進員とともに、地域学校協働活動の推進に取り組みます。

○青少年の健全育成と各種団体の活動支援

- ・関連団体との連携や協力により事業を実施するとともに、各種団体の事業への支援や情報提供に取り組みます。

○多様な学習機会と学習情報の提供

- ・様々な分野の学習機会や生涯学習に関する情報の収集と提供に取り組みます。

(2) 図書館事業の推進

赤ちゃんからお年寄りまで誰でも気軽に利用できる図書館として、図書館サービスの充実を図ります。町民の「知の拠点」として、本や情報を活用した学びを支える

とともに町民と地域の生き生きとした活動につなげます。

特に、子どもの読書習慣の定着を図るため、様々な形で図書館に親しむきっかけを作り、図書館利用を促進します。

【関連する主な取り組み】

- ・幅広い世代の利用促進
- ・図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり
- ・町の歴史や文化、ゆかりの人物に関する情報と資料の収集活用

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
図書館年間入館者数 【二宮町統計書】	174,944人 （平成30年度実績値）	175,000人
読書が好きと回答した児童生徒数（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 70.2% 中学校 63.9% （令和4年度実績値）	小学校 75.0% 中学校 70.0%

※基準値について

新型コロナウイルスの影響を受けている事業は、影響を受けていない年度の実績値を基準値として設定。

【令和6年度の重点的な取り組み】

○幅広い世代の利用促進

- ・従来の事業に加えて、新規事業を開催することで図書館利用のきっかけ作りを進め、子どもたちから親世代、高齢者の図書館利用を促進します。
- ・子どもや子育て世代向けの事業実施を通じて、「読む楽しさ」「知る楽しみ」の動機付けを図り、子育て世代と子どもたちの図書館利用を促進します。
- ・町内の小学校や中学校、高等学校と連携し、職業体験や見学を通じて、ティーンズ世代（小学校高学年～高校生）の利用の促進に取り組みます。
- ・ホームページやSNSを活用し、日常的に図書館を利用していない町民へのPRを進めます。

○図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり

- ・新規蔵書の受け入れと既存蔵書の整理を進め、利用者が図書を手に取りたくなる環境づくりに取り組みます。

（3）二宮の自然・歴史・文化・スポーツに触れる機会の提供

各種文化・芸術団体やスポーツ団体と連携、協働、支援するとともに、各施設の適切な管理運営に努め、町民が様々な文化や芸術、スポーツに触れる機会を提供します。

また、長い歴史の中で培われてきた貴重な有形・無形の文化財を保護・保存していくとともに、町民への普及・啓発活動に努め、郷土に対する意識を育みます。

【関連する主な取り組み】

- ・文化芸術及びスポーツの振興・支援

- ・歴史や文化の保護と普及啓発

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
文化祭来場者数	4,273 人 （令和元年度実績値）	4,500 人
ピアノマラソンコンサート参加者数	80 組 （平成30年度実績値）	80 組
民俗芸能のつどい観覧者数	405 人 （令和元年度実績値）	500 人
今住んでいる地域の行事に参加していると回答した児童生徒（肯定的な回答の割合） 【全国学力・学習状況調査】	小学校 52.4% 中学校 34.0% （令和4年度実績値）	小学校 55.0% 中学校 35.0%
体育施設（武道館、体育館、運動場、テニスコート、山西プール）の個人入場者数および利用登録団体数 【二宮町統計書】	132,119 人・5,094 団体 （令和4年度実績値）	135,000 人・5,100 団体

※基準値について

- ・新型コロナウイルスの影響を受けている事業は、影響を受けていない年度の実績値を基準値として設定。
- ・体育施設の個人入場者数および利用登録団体数基準値及び目標値（重要業績評価指標（KPI））については、温水プールを令和6年3月31日をもって廃止にすることに伴い、利用者数に大きな乖離が生じることから、変更する。

【令和6年度の重点的な取り組み】

○文化芸術に関する事業の実施と活動の支援

- ・町民の活動の成果発表の場として、「文化祭」や「ピアノマラソンコンサート」などを開催します。

○歴史や文化に関する普及啓発事業の実施

- ・「民俗芸能のつどい」や資料展示などを通じて、町民が町の歴史や文化に触れる機会を提供します。

○スポーツに取り組む機会の創出

- ・スポーツ推進委員とともに「ニュースポーツ体験会」、「親子体力テスト」を実施し、また、スポーツ協会主催のスポーツフェスティバルを支援するなど、各種団体と連携しながら、気軽にスポーツに取り組むきっかけづくりに努めます。

3-② 社会教育施設の管理運営

(1) 各施設の適切な維持管理と運営

長寿命化計画（個別施設管理計画）に基づき、生涯学習センターラディアンやスポーツ施設など社会教育施設の計画的な修繕・改修に取り組み、安全安心な環境整備に努めます。

また、生涯学習センターラディアン及び図書館の改修に向け、事前周知も含めた準備の検討を進めるとともに、他の施設についても「二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画」に基づいて、町関係部署と連携した取り組みを進めます。

【関連する主な取り組み】

- ・安全安心な環境整備と適切な施設運営
- ・生涯学習センターラディアン及び図書館の改修に向けた検討

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
「二宮町教育等施設長寿命化計画（個別施設計画）における健全度D判定評価の対応状況（対応済み数／D判定評価数）」	0/1 （令和5年度実績値）	1/1

※ 体育施設の個人入場者数および利用登録団体数基準値及び目標値（重要業績評価指標（KPI））については、温水プールを令和6年3月31日をもって廃止にすることに伴い、利用者数に大きな乖離が生じることから、変更する。

【令和6年度の重点的な取り組み】

○安全安心な環境整備と適切な施設運営

- ・利用者が安全安心して利用できるよう、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕・改修を実施する。

3-③ 社会教育に関する情報発信の強化

(1) 情報発信の強化

町民が等しく生涯学習の機会を得られるよう、二宮町ホームページや広報紙等を通じて、学習・文化、スポーツ等の情報を積極的に発信していきます。

【関連する主な取り組み】

- ・二宮町ホームページや広報紙等の積極的な活用

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
生涯学習課からの情報発信に基づく新聞等への掲載数	14件 （令和3年度実績値）	20件

【令和6年度の重点的な取り組み】

なし

議案第 28 号

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

令和 6 年 3 月 26 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和 6 年 4 月より二宮町立小中学校共同学校事務室を設置することに伴い、共同学校事務室の運営に関わる学校事務連携組織について、役割の整理や運用の見直しを行ったため、必要となる改正を行うために提案する。

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年二宮町教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
(学校事務連携組織) 第23条 (略) <u>2</u> 前項に定めるもののほか、事務連携組織の設置及び運営に関しては、教育長が別に定める。	(学校事務連携組織) 第23条 (略) <u>2</u> 教育委員会は、事務連携組織の取りまとめを行うものを指名するものとする。 <u>3</u> 前2項に定めるもののほか、事務連携組織の設置及び運営に関しては、教育長が別に定める。

議案第 29 号

二宮町学校運営協議会委員の委嘱について

令和 6 年 3 月 26 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町学校運営協議会委員について、令和 7 年 3 月 31 日までの委嘱を提案する。

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮小学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	飯塚 富美	令和6年4月1日	令和7年3月31日	
2	池田 直幸			
3	大矢 孝道			
4	片岡 宇一郎			
5	木川 和雄			
6	掬川 せつ子			
7	成岡 政男			
8	水口 圭三			
9	山内 みどり			
10	小笠原 圭			新任
11	選定中（地区長）			新任

各種委員名 学校運営協議会委員（一色小学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	足立 眞理子	令和6年4月1日	令和7年3月31日	
2	井手下 禮志			
3	小野寺 裕美			
4	山本 正博			
5	関口 正美			
6	橋本 由恵			
7	守屋 保子			
8	渡邊 恒文			
9	石井 朝方			新任
10	近藤 優			新任

各種委員名 学校運営協議会委員（山西小学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	井上登志子	令和6年4月1日	令和7年3月31日	
2	大島 勇一			
3	國分 康太			
4	小林 貴利			
5	柴田 カヨ			
6	蓮實 茂夫			
7	三宅 栄子			
8	宮戸 健			
9	山下 浩之			
10	簗島 勇次			新任
11	武田 幸正			新任

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮中学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	石井 文	令和6年4月1日	令和7年3月31日	
2	稲子 紀之			
3	関口 金由紀			
4	三好 祐太			
5	長田 信夫			
6	選定中（地区長）			新任

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮西中学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	泉 直英	令和6年4月1日	令和7年3月31日	
2	稲葉 通隆			
3	釵持 実枝子			
4	齋藤 仁			
5	三田 哲也			
6	岩間 靖典			新任
7	久村 昭洋			新任
8	秋山 周一郎			新任
9	選定中（地区長）			新任
10	選定中			新任

議案第 30 号

二宮町社会教育委員の委嘱について

令和 6 年 3 月 26 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町社会教育委員について、令和 8 年 3 月 31 日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 二宮町社会教育委員

	氏 名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	石黒 賢路	令和6年4月1日	令和8年3月31日	新任
2	市川 葉子			新任
3	稲葉 通隆			
4	久保田 秀実			
5	関口 金由紀			
6	橋本 由恵			
7	三宅 栄子			
8	町立小中学校長			

議案第 31 号

二宮町図書館協議会委員の委嘱について

令和 6 年 3 月 26 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町図書館協議会委員について、令和 8 年 3 月 31 日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 二宮町図書館協議会

	氏 名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	内山 留美	令和6年4月1日	令和8年3月31日	
2	桐岡 眞澄			
3	土屋 定夫			新任
4	三宅 栄子			
5	森 裕起子			新任
6	二宮高等学校 校長			
7	町立小学校 校長			
8	町立中学校 校長			

議案第 32 号

二宮町文化財保護委員の委嘱について

令和 6 年 3 月 26 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町文化財保護委員について、令和 8 年 3 月 31 日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 二宮町文化財保護委員

	氏 名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	井上 太郎	令和6年4月1日	令和8年3月31日	
2	古宮 雅明			
3	島崎 直人			
4	細井 守			
5	宮原 俊一			

議案第 33 号

二宮町スポーツ推進委員の委嘱について

令和 6 年 3 月 26 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町スポーツ推進委員について、令和 8 年 3 月 31 日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 スポーツ推進委員

	氏 名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	松本 慎吾	令和6年4月1日	令和8年3月31日	新任
2	田中 るり			2期目
3	内海 朋子			新任
4	梁井 浩			8期目
5	原 敏幸			6期目
6	西山 浩二			4期目
7	水島 義勝			13期目
8	小山 一夫			7期目
9	熊澤 みさき			4期目
10	諸星 正行			新任
11	福島 由美子			新任
12	岸 陽二			新任
13	真鍋 輝好			新任
14	工藤 昭英			5期目
15	佐藤 日出子			3期目
16	前田 憲一郎			新任
17	入川 和也			新任
18	小林 貴利			新任
19		川勾地区は選任中です。		
20		茶屋地区は選任中です。		

議案第 34 号

二宮町青少年指導員の委嘱について

令和 6 年 3 月 26 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町青少年指導員について、令和 8 年 3 月 31 日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 青少年指導員

	氏 名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	橘川 史朗	令和6年4月1日	令和8年3月31日	
2	村上 猛			新任
3	三重野 智也			
4	越地 貞裕			
5	浦中 勝己			
6	宮戸 健			新任
7	水島 洋子			
8	土井 日輝			
9	三谷 和代			新任
10	嶋津 美紀			
11	飯田 龍司			新任
12	及川 智哉			新任
13	相田 さとみ			
14	小暮 勲			
15	瀬戸 恭平			新任
16	赤江 倫代			新任
17	稲葉 通隆			
18	泉 直英			
19		川勾地区は選任中です。		
20		上町地区は選任中です。		

議案第 35 号

二宮町地域学校協働活動推進員の委嘱について

令和 6 年 3 月 26 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町地域学校協働活動推進員について、令和 7 年 3 月 31 日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 二宮町地域学校協働活動推進員

	氏 名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	山内 みどり	令和6年4月1日	令和7年3月31日	二宮小学校
2	橋本 由恵			一色小学校
3	井上 登志子			山西小学校
4	石井 文			二宮中学校
5	泉 直英			二宮西中学校

資料 No.1

令和6年度教育長職務代理者の指名について

藤原 直彦 委員を指名する。

任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日

資料 No.2

各種委員会委員等について(案)

(令和6年3月26日教育委員会議資料)

(敬称略)

委員会の名称	委員名
学校給食センター運営委員会	杉本 かおり
二宮育英会 理事 (二宮育英会規約により教育長職務代理あて職)	藤原 直彦
二宮育英会 監事	古正 栄司

二宮町立学校事務連携組織設置要綱の一部を改正する要綱

二宮町立学校事務連携組織設置要綱の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(組織及び所掌事務)

第2条 事務連携組織は、二宮町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に勤務する学校事務職員及び二宮町教育委員会事務局職員をもって構成する。

- 2 事務連携組織に事務職員代表者及び書記を構成員の互選により置く。
- 3 事務連携組織の所掌事務は、財務、文書、服務、給与、旅費その他の小中学校5校を範囲とする事務連携組織内の事務全般とし、必要に応じてその対象範囲を検討する。
- 4 事務連携組織は、二宮町立小中学校共同学校事務室の設置等に関する規則（令和6年二宮町教育委員会規則第2号）に基づく共同学校事務室の運営のための支援を行う。

(運営)

第3条 事務連携組織は、前条第3項及び第4項に規定する事項について協議するため、原則毎月1回程度、指定する場所を会場として会議を開催する。

- 2 事務連携組織は、会議とは別に、新採用及び若年層の学校事務職員に対する組織内研修を目的として、訪問研修等を行うことができる。
- 3 会議及び訪問研修等（以下「会議等」という。）の日時等については、事務職員代表者が調整し、会議等に係る文書は二宮町教育委員会教育長が発する。

第4条を削る。

第5条第1項中「配分」を「配当」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条中「各学校」を「小中学校」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「教育委員会」の次に「教育長」を加え、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

二宮町立学校事務連携組織設置要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<u>(組織及び所掌事務)</u> <u>第2条 事務連携組織は、二宮町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に勤務する学校事務職員及び二宮町教育委員会事務局職員をもって構成する。</u> <u>2 事務連携組織に事務職員代表者及び書記を構成員の互選により置く。</u> <u>3 事務連携組織の所掌事務は、財務、文書、服務、給与、旅費その他の小中学校5校を範囲とする事務連携組織内の事務全般とし、必要に応じてその対象範囲を検討する。</u> <u>4 事務連携組織は、二宮町立小中学校共同学校事務室の設置等に関する規則（令和6年二宮町教育委員会規則第2号）に基づく共同学校事務室の運営のための支援を行う。</u> <u>(運営)</u> <u>第3条 事務連携組織は、前条第3項及び第4項に規定する事項について協議するため、原則毎月1回程度、指定する場所を会場として会議を開催する。</u> <u>2 事務連携組織は、会議とは別に、新採用及び若年層の学校事務職員に対する組織内研修を目的として、訪問研修等を行うことができる。</u> <u>3 会議及び訪問研修等（以下「会議等」という。）の日時等については、事務職員代表者が調整し、会議等に係る文書は二宮町教育委員会教育長が発する。</u>	<u>(構成及び対象)</u> <u>第2条 事務連携組織は二宮町立小・中学校に勤務する学校事務職員及び二宮町教育委員会事務局職員で構成し、構成員の連携による共同事務処理（以下「共同実施」という。）を行う。</u> <u>2 共同実施を行う事務は、財務・給与・旅費等、二宮町立小・中学校5校を範囲とする事務連携組織内の事務全般を対象とし、必要に応じてその対象範囲を検討する。</u> <u>(運営)</u> <u>第3条 共同実施は毎月1回程度、拠点校または指定する場所を会場として行うものとする。また、これとは別に、学校事務職員は事務連携組織内の学校への訪問支援等を行うことができる。</u> <u>2 共同実施を行う日時等については、事務連携組織代表者が調整し、かかる文書は二宮町教育委員会教育長が発する。</u> <u>(組織)</u> <u>第4条 事務連携組織内に中心となる拠点校を設ける。</u> <u>2 事務連携組織に代表者を置く。代表者は事務職員とする。</u>

改正後	改正前
(服務) 第<u>4</u>条 事務連携組織の業務に伴う旅費は公務出張とし、中教育事務所から<u>配当</u>される旅費予算の範囲内で実施するものとする。 (表記) 第<u>5</u>条 事務連携組織に関して教職員の理解を図るため、<u>小中学校</u>の運営組織図に事務連携組織について明記するものとする。 (その他) 第<u>6</u>条 この要綱に定めるもののほか、事務連携組織の運営に必要な事項は、二宮町教育委員会<u>教育長</u>が定める。	(服務) 第<u>5</u>条 事務連携組織に伴う旅費は、公務出張とし、中教育事務所から<u>配分</u>される旅費の範囲内で実施するものとする。 <u>2 事務連携組織内での個人情報の取扱いについては細心の注意を払い、地方公務員法第34条に規定する守秘義務を厳守する。</u> (表記) 第<u>6</u>条 事務連携組織に関して教職員の理解を図るため、<u>各学校</u>の運営組織図に事務連携組織について明記するものとする。 (その他) 第<u>7</u>条 この要綱に定めるもののほか、事務連携組織の運営に必要な事項は、二宮町教育委員会が定める。 <u>2 二宮町教育委員会は、事務連携組織充実の支援をする。</u>

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条及び第141条の規定に基づき、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」（以下「まなびの教室（リエゾン）」という。）の設置及びまなびの教室（リエゾン）における通級による指導の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「通級による指導」とは、二宮町立小学校に在籍する児童のうち、比較的障害が軽度であるものに対し、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するため、その障害の状態に応じて特別の教育課程による指導を行う形態をいう。

（通級による指導の対象者等）

第3条 通級による指導の対象者は、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等があり、学習や生活に困難さを抱える児童とし、教育委員会が通級による指導を行うことが適当と認めた者（以下「通級児童」という。）とする。この場合において、具体的な判断は、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）等に定めるところによるものとする。

（設置及び名称等）

第4条 まなびの教室（リエゾン）の設置校、名称、実施方法は次のとおりとする。

設置校	名称	実施方法
二宮町立二宮小学校 二宮町立一色小学校 二宮町立山西小学校	二宮町通級指導教室 まなびの教室（リエゾン）	まなびの教室（リエゾン）担当教員による巡回指導

（通級による指導の通知等）

第5条 設置校の校長（以下「校長」という。）は、当該小学校に通級による指導を受けさせる必要があると認められる児童（就学予定者のうち、通級による指導を受けさせることが必要な者を含む。以下同じ。）がいる場合は、当該児童の保護者等の意見を十分に聴いた上で、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」への通級について（報告）（第1号様式）により、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に対し、その旨を報告するものとする。

2 教育長は、前項に規定する報告を受けた児童について、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」への通級について（通知）（第2号様式）により校長に、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」への通級決定について（通知）（第3号様式）により通級児童の保護者に通知するものとする。

3 前項の通知にあたっては、教育長は、必要に応じて二宮町教育支援委員の意見を聴取するものとする。

(特別の教育課程の編成等)

第6条 校長は、通級児童に係る教育課程を編成し、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、教育長に報告するものとする。

(年度始めの通級児童の報告)

第7条 校長は、年度の始めに二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」通級児童一覧（第4号様式）により通級児童を教育長に報告するものとする。

(指導状況の報告及び記録)

第8条 校長は、学期毎に二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」学期末指導状況報告書兼指導要約総括表（第5号様式）及び二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」学期末指導要約個票（第6号様式）により通級児童の指導状況、指導内容等について教育長に報告をするものとする。

2 校長は、通級児童の小学校児童指導要録に通級による指導時間数等を記載し、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」学期末指導要約個票を小学校児童指導要録と共に保管するものとする。

3 教育長は、二宮町教育支援委員会において、通級による指導の状況を報告するものとする。

(通級による指導の終了)

第9条 校長は、通級児童について、状況の改善、保護者の申し出、転出等の理由により、通級による指導を受ける必要がなくなったと判断する場合は、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の終了について（報告）（第7号様式）により、教育長へ報告するものとする。

2 教育長は、前項の報告を受けて、通級児童について、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の終了について（通知）（第8号様式）により、校長を通じて保護者へ通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

二宮町立 学校
学校長

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」への通級について（報告）

このことについて、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に関する要綱第5条第1項の規定により報告します。

ついては、通級を承認くださるようお願いします。

学年	
児童名	
生年月日	
保護者名	
校内教育支援委員会の 意見	
通級開始時期	
指導時間（週あたり）	

※二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」基礎調査票を添付します。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

二宮町立 学校長 様

二宮町教育委員会教育長

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」への通級について（通知）

このことについて、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に関する要綱第5条第2項の規定により指導を受けさせる必要があると認めることを通知します。

学年	
児童名	
生年月日	
保護者名	
通級開始時期	
備考	

※個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、教育長に報告すること。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

保護者 様

二宮町教育委員会教育長

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」への通級決定について（通知）

このことについて、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」への通級を決定しましたので、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

学年

児童名

通級開始時期

※週当たりの指導時間数等については各校で相談してください。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

二宮町立 学校
学校長

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」通級児童一覧

令和（ ）年度当初の通級児童を次の通り報告します。

No.	児童名	学年	新規・継続	備考

二宮町教育委員会教育長 殿

二宮町立 学校
学校長

**二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」
学期末指導状況報告書兼指導要約総括表**

令和（ ）年度（ ）学期末の指導状況を次の通り報告します。

No.	児童名	学年	指導継続	備考
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	

※第 6 号様式を添付して報告すること。

第6号様式（第8条関係）

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」学期末指導要約個票

学校名		学年		児童名	
1 学期					
	指導日				
2 学期					
	指導日				
3 学期					
	指導日				

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

二宮町立 学校
学校長

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の
終了について（報告）

このことについて、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に
関する要綱第9条第1項の規定により報告します。

学年	
児童名	
保護者名	
校内教育支援委員会の 意見 (※)	

※転学等による通級指導の終了の場合は、その旨記載する。

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

保護者 様

二宮町教育委員会教育長

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の
終了について（通知）

このことについて、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に
関する要綱第9条第2項の規定により通級指導を終了することを通知します。

学年

児童名

備考

二宮町通級指導教室ことばの教室（そにつく）の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱

二宮町通級指導教室ことばの教室（そにつく）の設置及び運営に関する要綱を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校」に、「児童生徒」を「児童」に改める。

第2条中「設置校、及び名称、指導時間」を「設置校、名称及び指導日時」に改める。

第3条中「児童生徒」を「児童」に改める。

第4条第1項中「児童生徒」を「児童」に、「依頼する」を「依頼するものとする」に改め、同条第2項中「児童生徒」を「児童」に、「する」を「するものとする」に改め、同条第3項中「児童生徒」を「児童」に、「提出する」を「提出するものとする」に改め、同条第4項中「児童生徒」を「児童」に、「する」を「するものとする」に改め、同条第5項中「する」を「するものとする」に改める。

第5条第1項中「児童生徒」を「児童」に、「する」を「するものとする」に改め、同条第2項中「する」を「するものとする」に改め、同条第3項中「児童生徒」を「児童」に、「指導要録」を「小学校児童指導要録」に改め、「記載する」を「記載するものとする」に改め、同条第4項中「する」を「するものとする」に改める。

第6条第1項中「児童生徒」を「児童」に、「報告する」を「報告するものとする」に改め、同条第2項中「送付する」を「送付するものとする」に改める。

別紙1を次のように改める。

別紙 1

通級指導対象となりうる児童の基礎調査表

③ 観察結果の標記 4 問題がある → 1 問題がない

児童氏名		担当者名	
面談日時		面談者	
面談・観察の様子（生育歴、家庭・学校での様子、自由会話、自由遊びなど）			
該当するであろう項目	ことばの状態	観察結果	
1 発音が正しく理解できない 同年齢の子どもたちができる発音が正しくできないため、聞き手にとって、話の内容が理解しにくい	③ 「さかな」→「タカナ」 ③ 「せんせい」→「テンテー」 ③ 「ブランコ」→「ブアンコ」 ③ 「とけい」→「トテイ」 ③ 「つみき」→「チュミキ」 ③ 「ほん」→「オン」	4 3 2 1	
2 ことばを伸ばしたり、繰り返したり、つまったりする 「間」の取り方や連続性に問題のある話し方で、この特徴に関心が向きながらだが、話をしなくなることに注意する	③ 引き伸ばし「ぼく」→「ボーーク」 ③ 繰り返し「ぼく」→「ボ、ボ、ボク」 ③ 詰まり「ぼく」⇒「ブッブッポッポク」 ③ ことばの言い始めや途中で、次のことばが出てこない状態が見られる。身体を揺すったり、わざと「んーと」「えーと」などのことばを使ったり、ただ黙っていたりする	4 3 2 1	
3 早口	③ 発音が早くなりすぎて、不明瞭。しばしば上記の2に伴っておきる	4 3 2 1	
4 話しことばの遅れ	③ ほとんど話ができない ③ 言えることばの数が少ない ③ 話す量が同年齢の子どもと比べ少ない ③ ことばがつかまらない ③ 単語を羅列したり不完全なことばで話したりする	4 3 2 1	
5 声が普通と違う	③ 極端なしわがれ声 ③ 極端な鼻声 ③ 大きすぎたり小さすぎたりする声 ③ 苦しそうなお声 ③ 甲高い声	4 3 2 1	
6 その他	③ 名前を呼ばれても話し掛けられても返事しないことがある ③ ことばのことで友だちにからかわれる ③ 自分のことばを気にしている ③ 親が子どものことばのことで心配になる ③ 人前で話そうとしない	4 3 2 1	
評価	1 通室が必要 2 要経過観察 3 通室不要 4 その他	備考	

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

二宮町通級指導教室ことばの教室（そにつく）の設置及び運営に関する要綱

改正後	改正前												
(設置) 第1条 二宮町立<u>小学校</u>に在籍し、言語機能及びコミュニケーション能力に課題のある<u>児童</u>に対し、その改善を図り、より良い発達を促すために、二宮町通級指導教室ことばの教室（そにつく）（以下「そにつく」という。）を設置する。 (設置校、名称等) 第2条 そにつくの<u>設置校、名称及び、指導日時</u>は、次のとおりとする。 <table><tr><th>設置校</th><th>名称</th><th>指導日時</th></tr><tr><td>二宮町立 二宮小学校</td><td>二宮町通級指導教室ことばの教室 (そにつく)</td><td>月曜日から金曜日 8：45～17:00</td></tr></table> (対象者等) 第3条 そにつくにおける指導の対象は、言語の障害が主な障害である者とするが、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条並びに「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付25文科初第756号初等中等教育局長通知）に掲げられる各号の障害の種類及び程度に応じて、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めた<u>児童</u>とする。 (通級手続) 第4条 前条の規定に該当する<u>児童</u>（以下「<u>児童</u>」という。）の保護者が<u>児童</u>の通級を希望する場合は、在籍校の校長を通じ、教育委員会にそにつく担当者との教育相談を<u>依頼するものとする</u>。 2 前項の依頼を受けたそにつく担当者は、<u>児童</u>及び保護者と教育相談を実施し、実施後速やかに、教育委員会に「通級指導対象となりうる<u>児童</u>の基礎調査表」（別紙1）をもって結果及び所見を報告<u>するものとする</u>。 3 前項の教育相談をもって<u>児童</u>の通級を希望する保護者は「ことばの教室（そにつく）通級申請書」（別紙2）を在籍校の校長を通じ、教育委員会へ<u>提出するものとする</u>。 4 教育委員会は、「ことばの教室（そにつく）通級申請書」を受理したときは、「通級指導対象となりうる児童の基礎調査表」を元に審査し、通級の適否を決定	設置校	名称	指導日時	二宮町立 二宮小学校	二宮町通級指導教室ことばの教室 (そにつく)	月曜日から金曜日 8：45～17:00	(設置) 第1条 二宮町立小・<u>中学校</u>に在籍し、言語機能及びコミュニケーション能力に課題のある<u>児童生徒</u>に対し、その改善を図り、より良い発達を促すために、二宮町通級指導教室ことばの教室（そにつく）（以下「そにつく」という。）を設置する。 (設置校、名称等) 第2条 そにつくの<u>設置校、及び名称、指導時間</u>は、次のとおりとする。 <table><tr><th>設置校</th><th>名称</th><th>指導日時</th></tr><tr><td>二宮町立 二宮小学校</td><td>二宮町通級指導教室ことばの教室 (そにつく)</td><td>月曜日から金曜日 8：45～17:00</td></tr></table> (対象者等) 第3条 そにつくにおける指導の対象は、言語の障害が主な障害である者とするが、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条並びに「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付25文科初第756号初等中等教育局長通知）に掲げられる各号の障害の種類及び程度に応じて、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めた<u>児童生徒</u>とする。 (通級手続) 第4条 前条の規定に該当する<u>児童生徒</u>（以下「<u>児童生徒</u>」という。）の保護者が<u>児童生徒</u>の通級を希望する場合は、在籍校の校長を通じ、教育委員会にそにつく担当者との教育相談を<u>依頼する</u>。 2 前項の依頼を受けたそにつく担当者は、<u>児童生徒</u>及び保護者と教育相談を実施し、実施後速やかに、教育委員会に「通級指導対象となりうる<u>児童生徒</u>の基礎調査表」（別紙1）をもって結果及び所見を報告<u>する</u>。 3 前項の教育相談をもって<u>児童生徒</u>の通級を希望する保護者は「ことばの教室（そにつく）通級申請書」（別紙2）を在籍校の校長を通じ、教育委員会へ<u>提出する</u>。 4 教育委員会は、「ことばの教室（そにつく）通級申請書」を受理したときは、「通級指導対象となりうる児童生徒の基礎調査表」を元に審査し、通級の適否を	設置校	名称	指導日時	二宮町立 二宮小学校	二宮町通級指導教室ことばの教室 (そにつく)	月曜日から金曜日 8：45～17:00
設置校	名称	指導日時											
二宮町立 二宮小学校	二宮町通級指導教室ことばの教室 (そにつく)	月曜日から金曜日 8：45～17:00											
設置校	名称	指導日時											
二宮町立 二宮小学校	二宮町通級指導教室ことばの教室 (そにつく)	月曜日から金曜日 8：45～17:00											

改正後	改正前
するものとする。 5 教育委員会は通級指導の適否を、保護者及び在籍校の校長並びに設置校の校長に対し「ことばの教室（そにつく）通級通知書」（別紙3）により通知<u>するものとする</u>。 （指導状況の報告・記録） 第5条 設置校の校長は、通級している<u>児童</u>の指導状況について、月毎に「ことばの教室（そにつく）指導状況報告書」（別紙4）により、学期毎に「ことばの教室（そにつく）指導要約」（別紙5）により教育委員会へ<u>報告するものとする</u>。 2 設置校の校長は、学期末に「ことばの教室（そにつく）指導要約」を在籍校の校長へ送付<u>するものとする</u>。 3 在籍校の校長は、設置校の校長より送付された「ことばの教室（そにつく）指導要約」を<u>児童の小学校児童指導要録</u>と共に保管するとともに、<u>小学校児童指導要録</u>に通級による指導の回数、指導時間数を<u>記載するものとする</u>。 4 教育委員会は、二宮町教育支援委員会において、通級指導状況を報告<u>するものとする</u>。 （通級指導の終了） 第6条 設置校の校長は、通級指導を受けている<u>児童</u>について、障害の状態の改善、保護者の申し出、転居その他の理由により、当該指導を受ける必要がなくなったものと判断するときは、「ことばの教室（そにつく）通級指導終了報告書」（別紙6）により、教育委員会へ<u>報告するものとする</u>。 2 教育委員会は、前項の報告を受けて、その指導を受けさせる必要がないと認めたときは、「ことばの教室（そにつく）通級指導終了通知書」（別紙7）により在籍校の校長に通知するものとし、在籍校の校長は、「ことばの教室（そにつく）通級指導終了通知書」を保護者へ<u>送付するものとする</u>。	決定<u>する</u>。 5 教育委員会は通級指導の適否を、保護者及び在籍校の校長並びに設置校の校長に対し「ことばの教室（そにつく）通級通知書」（別紙3）により通知<u>する</u>。 （指導状況の報告・記録） 第5条 設置校の校長は、通級している<u>児童生徒</u>の指導状況について、月毎に「ことばの教室（そにつく）指導状況報告書」（別紙4）により、学期毎に「ことばの教室（そにつく）指導要約」（別紙5）により教育委員会へ<u>報告する</u>。 2 設置校の校長は、学期末に「ことばの教室（そにつく）指導要約」を在籍校の校長へ送付<u>する</u>。 3 在籍校の校長は、設置校の校長より送付された「ことばの教室（そにつく）指導要約」を<u>児童生徒の指導要録</u>と共に保管するとともに、<u>指導要録</u>に通級による指導の回数、指導時間数を<u>記載する</u>。 4 教育委員会は、二宮町教育支援委員会において、通級指導状況を報告<u>する</u>。 （通級指導の終了） 第6条 設置校の校長は、通級指導を受けている<u>児童生徒</u>について、障害の状態の改善、保護者の申し出、転居その他の理由により、当該指導を受ける必要がなくなったものと判断するときは、「ことばの教室（そにつく）通級指導終了報告書」（別紙6）により、教育委員会へ<u>報告する</u>。 2 教育委員会は、前項の報告を受けて、その指導を受けさせる必要がないと認めたときは、「ことばの教室（そにつく）通級指導終了通知書」（別紙7）により在籍校の校長に通知するものとし、在籍校の校長は、「ことばの教室（そにつく）通級指導終了通知書」を保護者へ<u>送付する</u>。

改正後					改正前				
別紙 1					別紙 1				
通級指導対象となりうる児童の基礎調査表					通級指導対象となりうる児童生徒の基礎調査表				
◎ 観察結果の標記 4 問題がある ⇒ 1 問題がない					◎ 観察結果の標記 4 問題がある ⇒ 1 問題がない				
児童氏名		担当者名			児童氏名		担当者名		
面談日時		面談者			面談日時		面談者		
面談・観察の様子（生育歴、家庭・学校での様子、自由会話、自由遊びなど）					面談・観察の様子（生育歴、家庭・学校での様子、自由会話、自由遊びなど）				
該当するであろう項目		ことばの状態		観察結果	該当するであろう項目		ことばの状態		観察結果
1 発音が正しく理解できない 同年齢の子どもたちができる発音が正しくできないため、聞き手にとって、話の内容が理解しにくい		◎ 「さかな」⇒「タカナ」 ◎ 「せんせい」⇒「テンテー」 ◎ 「ブランコ」⇒「ブアンコ」 ◎ 「とけい」⇒「トテイ」 ◎ 「つみき」⇒「チュミキ」 ◎ 「ほん」⇒「オン」		4 3 2 1	1 発音が正しく理解できない 同年齢の子どもたちができる発音が正しくできないため、聞き手にとって、話の内容が理解しにくい		◎ 「さかな」⇒「タカナ」 ◎ 「せんせい」⇒「テンテー」 ◎ 「ブランコ」⇒「ブアンコ」 ◎ 「とけい」⇒「トテイ」 ◎ 「つみき」⇒「チュミキ」 ◎ 「ほん」⇒「オン」		4 3 2 1
2 ことばを伸ばしたり、繰り返したり、つまったりする 「聞」の取り方や連続性に問題のある話し方で、この特徴に関心が向きがらだが、話をしなくなることに注意する		◎ 引き伸ばし「ぼく」⇒「ボーーク」 ◎ 繰り返し「ぼく」⇒「ボ、ボ、ボク」 ◎ 詰まり「ぼく」⇒「ブブブッポッポク」 ◎ ことばの言い始めや途中で、次のことばが出てこない状態が見られる。身体を揺すったり、わざと「んーと」「えーと」などのことばを使ったり、ただ黙っていたりする		4 3 2 1	2 ことばを伸ばしたり、繰り返したり、つまったりする 「聞」の取り方や連続性に問題のある話し方で、この特徴に関心が向きがらだが、話をしなくなることに注意する		◎ 引き伸ばし「ぼく」⇒「ボーーク」 ◎ 繰り返し「ぼく」⇒「ボ、ボ、ボク」 ◎ 詰まり「ぼく」⇒「ブブブッポッポク」 ◎ ことばの言い始めや途中で、次のことばが出てこない状態が見られる。身体を揺すったり、わざと「んーと」「えーと」などのことばを使ったり、ただ黙っていたりする		4 3 2 1
3 早口		◎ 発音が早くなりすぎて、不明瞭。しばしば上記の2に伴っておきる		4 3 2 1	3 早口		◎ 発音が早くなりすぎて、不明瞭。しばしば上記の2に伴っておきる		4 3 2 1
4 話しことばの遅れ		◎ ほとんど話ができない ◎ 言えることばの数が少ない ◎ 話す量が同年齢の子どもと比べ少ない ◎ ことばがつかない ◎ 単語を羅列したり不完全なことばで話したりする		4 3 2 1	4 話しことばの遅れ		◎ ほとんど話ができない ◎ 言えることばの数が少ない ◎ 話す量が同年齢の子どもと比べ少ない ◎ ことばがつかない ◎ 単語を羅列したり不完全なことばで話したりする		4 3 2 1
5 声が普通と違う		◎ 極端なしわがれ声 ◎ 極端な鼻声 ◎ 大きすぎたり小さすぎたりする声 ◎ 苦しそうな声 ◎ 甲高い声		4 3 2 1	5 声が普通と違う		◎ 極端なしわがれ声 ◎ 極端な鼻声 ◎ 大きすぎたり小さすぎたりする声 ◎ 苦しそうな声 ◎ 甲高い声		4 3 2 1
6 その他		◎ 名前を呼ばれても話し掛けられても返事しないことがある ◎ ことばのことで友だちからかわれる ◎ 自分のことばを気にしている ◎ 親が子どものことばのことで心配になる ◎ 人前で話そうとしない		4 3 2 1	6 その他		◎ 名前を呼ばれても話し掛けられても返事しないことがある ◎ ことばのことで友だちからかわれる ◎ 自分のことばを気にしている ◎ 親が子どものことばのことで心配になる ◎ 人前で話そうとしない		4 3 2 1
評価		1 通室が必要 2 要経過観察 3 通室不要 4 その他		備考	評価		1 通室が必要 2 要経過観察 3 通室不要 4 その他		備考

二宮町児童生徒安全対策協議会設置要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、教育委員会教育部 <u>教育指導課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、教育委員会教育部 <u>教育総務課</u> において処理する。

二宮町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第7条 連絡協議会の庶務は、教育委員会教育部<u>教育指導課</u>において行う。	(庶務) 第7条 連絡協議会の庶務は、教育委員会教育部<u>教育総務課</u>において行う。

二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会設置要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第7条 研究会の庶務は、教育委員会教育部<u>教育指導課</u>において処理する。	(庶務) 第7条 研究会の庶務は、教育委員会教育部<u>教育総務課</u>において処理する。

にのみや学園制服のあり方検討会設置要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第8条 検討会の庶務は、教育委員会教育部 <u>教育指導課</u> において行う。	(庶務) 第8条 検討会の庶務は、教育委員会教育部 <u>教育総務課</u> において行う。

二宮町学校給食センター施設見学及び学校給食の試食に関する取扱い要綱

二宮町学校給食センター施設見学及び学校給食の試食に関する取扱い要綱の一部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町教育委員会が実施する学校給食センター（以下「給食センター」という。）の施設見学（以下「見学」という。）及び学校給食の試食（以下「試食」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象及び回数)

第2条 見学及び試食は、学校給食の充実を図ることを目的とした団体及び教育長が認める者（以下「団体」という。）を対象とし、次の各号に定める範囲内で実施することができる。

(1) 見学は、午前9時から午前11時又は午後1時から午後3時までの間とし、1回につき30人以下とする。ただし、町立小中学校の学校行事についてはこの限りでない。

(2) 試食は、午前11時から正午までの間とし、1回につき3人以上15人以下とする。

2 団体が実施できる見学及び試食の回数は、原則として学期に1回までとする。

(実施)

第3条 見学及び試食を希望する団体の代表者（以下「団体代表者」という。）は、見学及び試食をする日の30日前までに二宮町学校給食センター施設見学及び給食試食申請書（第1号様式）をもって教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請において、試食を希望する場合は、試食者名簿（第2号様式）を添付しなければならない。

3 教育長は、申請が適当であると認めたときは、見学及び試食実施日の15日前までに二宮町学校給食センター施設見学及び給食試食承諾書（第3号様式）を団体代表者に交付しなければならない。

(試食費用)

第4条 試食費は、二宮町学校給食費取扱い要綱第8条第1項に規定する中学校における実施対象者の日額とし、給食センター所長は、学校給食試食費請求書（第4号様式）によ

り、団体代表者に請求するものとする。

- 2 団体代表者は、前項の請求書に基づき、試食当日に現金で給食センター所長に納入しなければならない。
- 3 試食人数に変更が生じた場合は、団体代表者は7日前までに給食センターに連絡しなければならない。
- 4 前項に定める日以降に試食人数の変更が生じた場合は、変更前の人数分の試食費を納入しなければならない。
- 5 給食センター所長は、納入された試食費について、学校給食試食費領収書（第5号様式）を発行するとともに、速やかに指定金融機関の給食センター口座へ入金しなければならない。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年1月15日から施行する。
（二宮町学校給食センター見学者等の学校給食の試食に関する取扱い要綱の廃止）
- 2 二宮町学校給食センター見学者等の学校給食の試食に関する取扱い要綱（平成25年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

二宮町学校給食センター施設見学及び学校給食の試食に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
(対象及び回数) 第2条 見学及び試食は、学校給食の充実を図ることを目的とした団体及び教育長が認める者（以下「団体」という。）を対象とし、次の各号に定める範囲内で実施することができる。 (1) 見学は、午前9時から午前11時又は午後1時から午後3時までの間とし、1回につき3人以上30人以下とする。ただし、町立小中学校の学校行事についてはこの限りでない。 (2) 試食は、午前11時から正午までの間とし、1回につき3人以上15人以下とする。 <u>2 団体が実施できる見学及び試食の回数は、原則学期に1回までとする。</u> (試食費用) 第4条 試食費は、<u>二宮町学校給食費取扱い要綱第8条第1項に規定する中学校における実施対象者の日額</u>とし、給食センター所長は、学校給食試食費請求書（第4号様式）により、団体代表者に請求するものとする。 2～5 （略）	(対象) 第2条 見学及び試食は、学校給食の充実を図ることを目的とした団体を対象とし、次の各号に定める範囲内で実施することができる。 (1) 見学は、午前9時から正午又は午後1時から午後4時までの間とし、1回につき5人以上30人以下とする。ただし、町立小中学校の学校行事についてはこの限りでない。 (2) 試食は、午前11時30分から午後1時までの間とし、1回につき5人以上15人以下とする。 (試食費用) 第4条 試食費は、<u>1食あたり500円</u>とし、給食センター所長は、学校給食試食費請求書（第4号様式）により、団体代表者に請求するものとする。 2～5 （略）

改正後	改正前
第4号様式（第4条関係） 学校給食試食費請求書 団体名 代表者 様 一金 円也 （食 × ____円） 上記のとおり請求します。 年 月 日 二宮町学校給食センター 所長 印	第4号様式（第4条関係） 学校給食試食費請求書 団体名 代表者 様 一金 円也 （食 × <u>500</u>円） 上記のとおり請求します。 年 月 日 二宮町学校給食センター 所長 印

改正後	改正前
第5号様式（第4条関係） 学校給食試食費領収書 団体名 代表者 様 一金 円也 （ 食 × _____円） 上記のとおり領収しました。 年 月 日 二宮町学校給食センター 所長 印	第5号様式（第4条関係） 学校給食試食費領収書 団体名 代表者 様 一金 円也 （ 食 × <u>500</u>円） 上記のとおり領収しました。 年 月 日 二宮町学校給食センター 所長 印

二宮町学校給食食材費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て中の家庭の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において学校給食費補助金を交付することについて、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金交付対象者は、二宮町学校給食費取扱い要綱第5条に規定する学校給食費の徴収責任者である校長とする。

(補助金額)

第3条 補助金額は、中学校生徒の給食費及び小学校児童における社会情勢による食材費の物価高騰分に相当する経費とし、予算の範囲内で補助する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、小中学校長（以下「交付申請者」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める交付申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 小学校長 二宮町学校給食食材費補助金交付申請書（小学校）（第1号様式）
- (2) 中学校長 二宮町学校給食食材費補助金交付申請書（中学校）（第1号様式の2）

2 交付申請時の在籍児童及び生徒数は、各年度の4月1日を基準日とする。

(補助金の決定)

第5条 町長は、前条により交付申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められるときは、二宮町学校給食食材費補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、概算払いによるものとする。

(実績報告)

第7条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに二宮町学校給食食材費補助金実績報告書（第3号様式）に、町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第8条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知は、二宮町学校給食食材費補助金額確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、交付申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、二宮町学校給食食材費補助金返還請求書（第5号様式）により、期限を定めて返還を指示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

二宮町長 様

申請者
学校長

二宮町学校給食食材費補助金交付申請書（小学校）

二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

（1）要綱第3条に規定する経費

補助金交付申請額 金 _____ 円

内訳

物価高騰相当額 円 × 児童数 人 × 月数 11 か月

第1号様式の2（第4条関係）

年 月 日

二宮町長 様

申請者
学校長

二宮町学校給食食材費補助金交付申請書（中学校）

二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

（1）要綱第3条に規定する経費

補助金交付申請額 金 _____ 円

内訳

（1・2年生）

中学校生徒給食費 円 × 生徒数 人 × 月数 11 か月

（3年生）

中学校生徒給食費 円 × 生徒数 人 × 月数 10 か月

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

様

二宮町長



二宮町学校給食食材費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請いただきました補助金について、下記のとおり交付が決定しましたので、二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第5条の規定により、通知します。

記

補助金交付額 金 円

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

二宮町長 様

申請者
学校長

二宮町学校給食食材費補助金実績報告書

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた次の支払いが完了しましたので、
二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類
を添えて報告します。

記

補助金交付額 金 _____ 円

補助金実績額 金 _____ 円

添付書類

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

二宮町長



二宮町学校給食食材費補助金額確定通知書

年 月 日付で交付決定した補助金について、下記のとおり額が確定しましたので、二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

補助金確定額 金 円

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

様

二宮町長



二宮町学校給食食材費補助金返還請求書

年 月 日付けで補助金の額の確定の結果、既に交付済の補助金額を上回る額について、二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第9条の規定により、下記金額の返還を請求します。

記

交付決定額 金 _____ 円

交付確定額 金 _____ 円

交付済額 金 _____ 円

返還請求額 金 _____ 円

※返還期限 年 月 日

二宮町学校給食食材費高騰対応補助金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
二宮町学校給食食材費補助金交付要綱 (補助金額) 第3条 補助金額は、<u>中学校生徒の給食費及び小学校児童における社会情勢による食材費の物価高騰分に相当する経費とし、予算の範囲内で補助する。</u> (交付申請) 第4条 補助金の交付を受けようとするときは、小中学校長（以下「交付申請者」という。）が、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める交付申請書を町長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 小学校長 二宮町学校給食食材費補助金交付申請書（小学校）（第1号様式）</u> <u>(2) 中学校長 二宮町学校給食食材費補助金交付申請書（中学校）（第1号様式の2）</u> 2 (略) (補助金の決定) 第5条 町長は、前条により交付申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められるときは、<u>二宮町学校給食食材費補助金交付決定通知書</u>（第2号様式）により交付申請者へ通知するものとする。 (実績報告) 第7条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに<u>二宮町学校給食食材費補助金実績報告書</u>（第3号様式）に、町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。	二宮町学校給食食材費<u>高騰対応</u>補助金交付要綱 (補助金額) 第3条 補助金額は、社会情勢による食材費の物価高騰分に相当する経費とし、予算の範囲内で補助する。 (交付申請) 第4条 補助金の交付を受けようとするときは、小中学校長（以下「交付申請者」という。）が、<u>二宮町学校給食食材費高騰対応補助金交付申請書（第1号様式）</u>を町長に提出しなければならない。 2 (略) (補助金の決定) 第5条 町長は、前条により交付申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められるときは、<u>二宮町学校給食食材費高騰対応補助金交付決定通知書</u>（第2号様式）により交付申請者へ通知するものとする。 (実績報告) 第7条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに<u>二宮町学校給食食材費高騰対応補助金実績報告書</u>（第3号様式）に、町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

改正後	改正前
(補助金額の確定通知) 第8条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知は、<u>二宮町学校給食食材費補助金額確定通知書</u>（第4号様式）により行うものとする。 (補助金の返還) 第9条 町長は、交付申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、<u>二宮町学校給食食材費補助金返還請求書</u>（第5号様式）により、期限を定めて返還を指示するものとする。	(補助金額の確定通知) 第8条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知は、<u>二宮町学校給食食材費高騰対応補助金額確定通知書</u>（第4号様式）により行うものとする。 (補助金の返還) 第9条 町長は、交付申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、<u>二宮町学校給食食材費高騰対応補助金返還請求書</u>（第5号様式）により、期限を定めて返還を指示するものとする。

改正後	改正前
第 1 号様式（第 4 条関係） 年 月 日 二宮町長 様 申請者 学校長 二宮町学校給食食材費補助金交付申請書 <u>（小学校）</u> 二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。 記 （1）要綱第 3 条に規定する経費 補助金交付申請額 金 _____ 円 内訳 物価高騰相当額 円 × 児童数 人 × 月数 11 か月	第 1 号様式（第 4 条関係） 年 月 日 二宮町長 様 申請者 学校長 二宮町学校給食食材費高騰対応補助金交付申請書 二宮町学校給食食材費高騰対応補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。 記 （1）要綱第 3 条に規定する経費 補助金交付申請額 金 _____ 円 内訳 物価高騰相当額 円 × 児童数・生徒数 人 × 月数 11 か月

改正後	改正前
第1号様式の2（第4条関係） 年 月 日 二宮町長 様 申請者 学校長 二宮町学校給食食材費補助金交付申請書（中学校） 二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。 記 （1）要綱第3条に規定する経費 補助金交付申請額 金 _____ 円 内訳 （1・2年生） 中学校生徒給食費 円 × 生徒数 人 × 月数 11 か月 （3年生） 中学校生徒給食費 円 × 生徒数 人 × 月数 10 か月	

改正後	改正前
第 2 号様式（第 5 条関係） 年 月 日 様 二宮町長 印 二宮町学校給食食材費補助金交付決定通知書 年 月 日付で申請いただきました補助金について、下記のとおり交付が決定しましたので、二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第 5 条の規定により、通知します。 記 補助金交付額 金 _____ 円	第 2 号様式（第 5 条関係） 年 月 日 様 二宮町長 印 二宮町学校給食食材費高騰対応補助金交付決定通知書 年 月 日付で申請いただきました補助金について、下記のとおり交付が決定しましたので、二宮町学校給食食材費高騰対応補助金交付要綱第 5 条の規定により、通知します。 記 補助金交付額 金 _____ 円

改正後	改正前
第 3 号様式（第 7 条関係） 年 月 日 二宮町長 様 申請者 学校長 二宮町学校給食食材費補助金実績報告書 年 月 日付で補助金の交付決定を受けた次の支払いが完了しましたので、 二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類 を添えて報告します。 記 補助金交付額 金 _____ 円 補助金実績額 金 _____ 円 添付書類	第 3 号様式（第 7 条関係） 年 月 日 二宮町長 様 申請者 学校長 二宮町学校給食食材費高騰対応補助金実績報告書 年 月 日付で補助金の交付決定を受けた次の支払いが完了しましたので、 二宮町学校給食食材費高騰対応補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり 関係書類を添えて報告します。 記 補助金交付額 金 _____ 円 補助金実績額 金 _____ 円 添付書類

改正後	改正前
第4号様式（第8条関係） 年 月 日 様 二宮町長 印 二宮町学校給食食材費補助金額確定通知書 年 月 日付で交付決定した補助金について、下記のとおり額が確定しましたので、二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。 記 補助金確定額 金 _____ 円	第4号様式（第8条関係） 年 月 日 様 二宮町長 印 二宮町学校給食食材費高騰対応補助金額確定通知書 年 月 日付で交付決定した補助金について、下記のとおり額が確定しましたので、二宮町学校給食食材費高騰対応補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。 記 補助金確定額 金 _____ 円

改正後	改正前
第 5 号様式（第 9 条関係） 年 月 日 様 二宮町長 印 二宮町学校給食食材費補助金返還請求書 年 月 日付けで補助金の額の確定の結果、既に交付済の補助金額を上回る額について、二宮町学校給食食材費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記金額の返還を請求します。 記 交付決定額 金 _____ 円 交付確定額 金 _____ 円 交付済額 金 _____ 円 返還請求額 金 _____ 円 ※返還期限 年 月 日	第 5 号様式（第 9 条関係） 年 月 日 様 二宮町長 印 二宮町学校給食食材費高騰対応補助金返還請求書 年 月 日付けで補助金の額の確定の結果、既に交付済の補助金額を上回る額について、二宮町学校給食食材費高騰対応補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記金額の返還を請求します。 記 交付決定額 金 _____ 円 交付確定額 金 _____ 円 交付済額 金 _____ 円 返還請求額 金 _____ 円 ※返還期限 年 月 日

二宮町市町村対抗駅伝競走大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

二宮町市町村対抗駅伝競走大会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、消耗品費、旅費、自動車借上料、選手登録料その他町長が必要であると認めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

二宮町市町村対抗駅伝競走大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

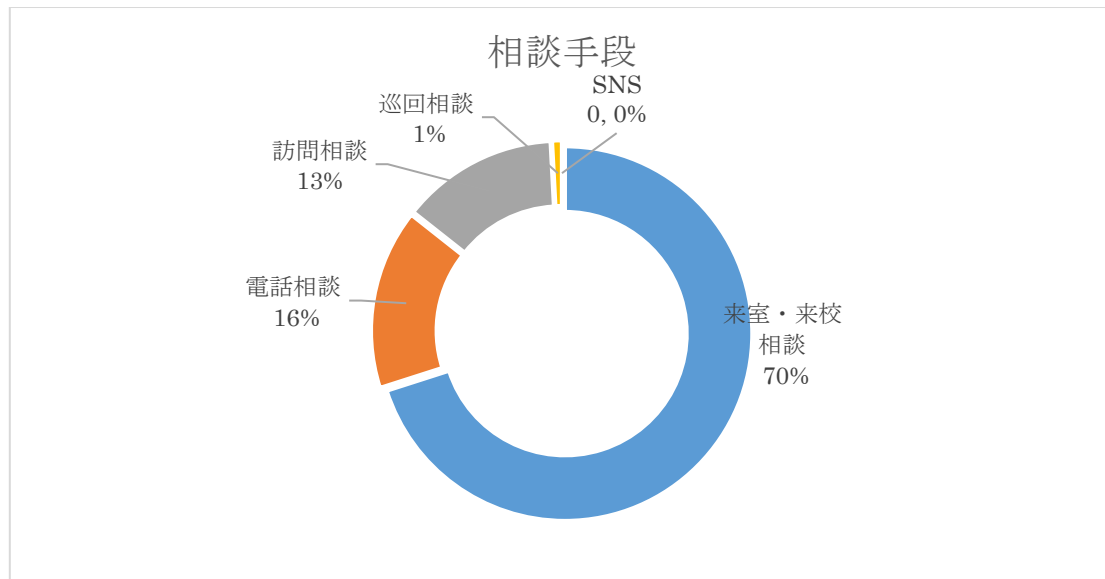
改正後	改正前
<u>(補助対象経費)</u> 第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、消耗品費、旅費、自動車借上料、選手登録料その他町長が必要であると認めるものとする。	<u>(補助対象経費)</u> 第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、消耗品費、燃料費、保険料で、町長が必要であると認めるものとする。

教育相談および教育支援室の状況（令和5年度実績）

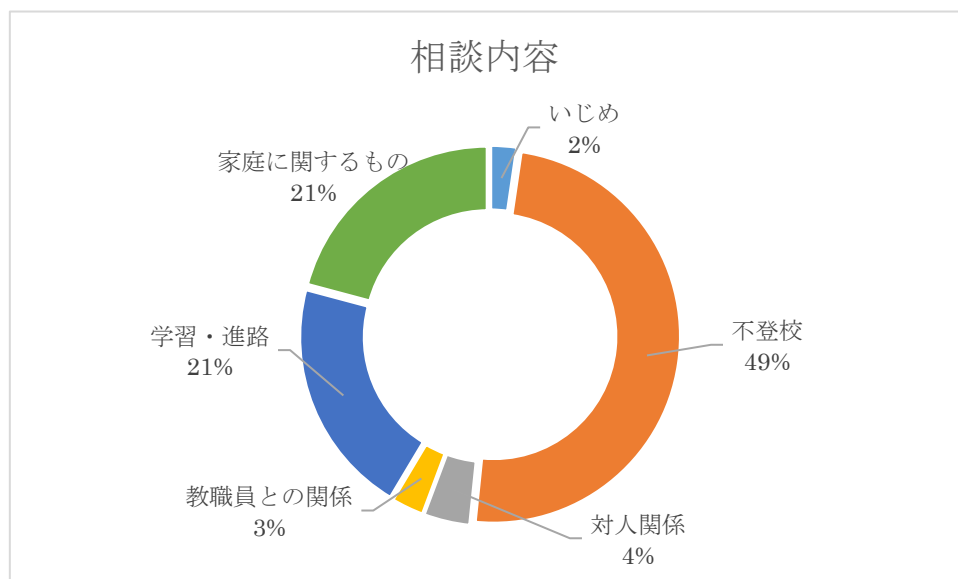
令和6年2月29日現在

教育相談

（1）活動別の状況（令和5年4月～令和6年2月29日）



（2）相談内容（令和5年4月～令和6年2月29日）



【相談手段と内容の件数】令和6年2月末現在

	来室相談	電話相談	訪問相談	巡回相談	SNS	合計	前年度との差
いじめ	23	0	2	0	0	25	-5
不登校	317	122	93	0	0	532	-48
対人関係	43	0	0	1	0	44	-49
教職員との関係	21	3	3	4	0	31	-55
学業・進路	193	6	19	4	0	222	-11
家庭に関する	159	37	29	0	0	225	-141
相談総件数	756	168	146	9	0	1079	-309

- ・上記は、相談者から依頼があった件数で、全体としては減少傾向にある。上記の件数以外にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが校内で予防的に全員面談を実施している。
- ・不登校に関する相談割合が高い。

【不登校の推移】

年度	小学校 不登校児童数(人)	中学校 不登校生徒数(人)	小中学校 合計(人)
平成29年度	9	23	31
平成30年度	8	19	27
令和元年度	15	21	26
令和2年度	19	32	51
令和3年度	18	37	55
令和4年度	32	54	86

※問題行動・不登校等調査より

【令和5年度の不登校児童生徒数】(令和5年4月～12月現在)

校種	不登校児童生徒数(人)
小学校	37
中学校	42
全体	79

※問題行動・不登校等調査(神奈川県版)より

教育支援室

(1) 令和5年度通室状況（令和6年3月15日現在）

	本通室		体験通室		見学		合計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
小学生	0	0	1	1	1	1	4
中学生	0	2	0	4	0	3	9
合計	0	2	1	5	1	4	13

(2) 令和5年度の取り組み

月	教育支援室の主な活動	学校との連携	保護者との連携
4	○野菜栽培(土づくり) ○ALT 外国語・英語 ○校外学習(図書館)	○各種健康診断参加指導	
5	○校外学習(足柄ふれあいの村デイキャンプ) ○野菜栽培(トマト・ナス・サツマイモ)	○体育祭参加指導	
6	○野菜栽培	○期末テストへの参加指導 ○運動会参加指導 ○修学旅行参加指導	
7	○大磯町教育支援室と交流会 ○野菜収穫 ○校外学習(自然塾) ○星槎学園と交流・夏祭り兼調理実習	○やまびこ連絡会 ○終業式への参加指導 ○進路指導(～3月)	○保護者個別面談
8	○2学期の準備通室(夏季休業中5日間)		
9	○校外学習(図書館) ○植物栽培(パンジー)	○始業式への参加指導	
10	○校外学習(町立体育館) ○校外学習(足柄ふれあいの村デイキャンプ) ○ハロウィンパーティー	○文化祭への参加指導 ○期末テストへの参加指導	
11	○植物栽培(菜の花・チューリップ) ○ALT 外国語・英語 ○やまびこ校外学習体験会(自然塾)兼大磯町教育支援室と交流	○期末テストへの参加指導 ○運動会参加指導	
12	○校外学習(星槎学園) ○クリスマス会兼調理実習	○やまびこ連絡会 ○終業式への参加指導	○保護者個別面談
1	○書初め	○始業式への参加指導 ○学年末テストへの参加指導 ○卒業アルバム文集の指導	
2	○校外学習(小田原方面) ○ALT 外国語・英語 ○節分	○学年末テストへの参加指導	
3	○校外学習(町立体育館・足柄ふれあいの村教室支援) ○お別れ会	○やまびこ連絡会 ○卒業式・修了式への参加指導	○保護者個別面談

1. 通室生への支援の充実

○体験活動の充実・フリースクール等との連携

一人ひとりに身につけさせたい力や、子どもたちの興味関心に合わせて、様々な体験活動を取り入れた。昨年度から始めた星槎学園との交流は、活動内容の充実だけでなく、多くの人との出会いを経験する貴重な機会となった。

○個々のペースに合わせた支援

定期的に通室生と面談を行っている心理教育相談員と、こまめに支援方法を検討し、一人ひとりの段階に合った支援を行った。また、月に1回のスタッフ会議で支援方法の検討を行い、きめ細かい支援につなげることができた。

○ICTの活用

- ・オンライン授業
- ・学校への課題提出
- ・学習支援ソフトの利用
- ・生徒や保護者との連絡手段
- ・通室生の健康状態把握（日誌）

○関係機関との連携

月に一度、子どもと教育心理相談員が面談を実施し、支援方法が適切であるか慎重に検討した。必要に応じて、保健センターやスクールソーシャルワーカーと情報共有し面談を実施した。

2. 保護者理解と支援

○学期ごとの面談

年に3回、専任と保護者の個別面談を行った。保護者の不安や悩みに耳を傾け、寄り添いながら子どもへの支援方法を一緒に考えた。

○援助職との連携

専任との面談だけでなく、心理教育相談員による定期的な面談や、必要時にスクールソーシャルワーカーとの面談を実施。保護者の思いや悩みを複数で受けとめることができ、保護者の心の安定だけでなく、保護者が必要とする支援を受けられるための機関の紹介などの確な保護者支援を行うことができた。

○信頼関係の構築

日頃子どもたちが教育支援室でどのように過ごしているかを電話や送迎時にお伝えした。こうした小さなつながりがきっかけとなり、保護者から悩みや不安などの相談が増え、信頼関係を築くことができた。

3. 不登校への早期対応

○やまびこ校外学習体験会

学校や、やまびこにつながっていない子どもたちを対象に実施した。子どもたちが家から外に出るきっかけの一つとなり、また、保護者の悩みなどを直接うかがえる良い機会になった。

○長期欠席者の把握

毎月、各学校から送られてくる長期欠席者の報告書に目を通し、気になる児童・生徒については、コーディネーターの先生等と電話や訪問で情報共有し、今後の方針を検討した。

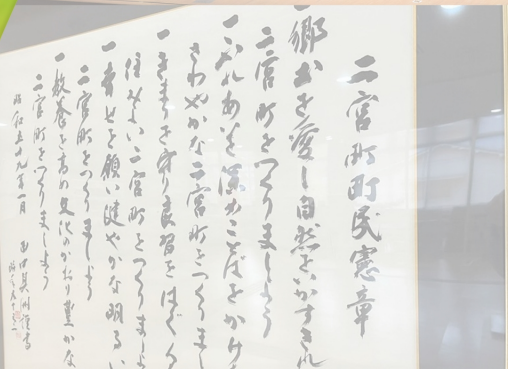
○心理教育相談員・スクールソーシャルワーカーの各学校への巡回

定期的に援助職が各学校へ巡回に行くことで、不登校児童・生徒の情報共有だけでなく、学校に登校はできるが教室に入れない児童・生徒の把握を早期に行うことができた。また、学校と支援策検討を行い、早期対応を実施した。



二宮町生涯学習推進計画

令和6年度～令和14年度



多様な学びでつながる

個性輝くまちづくり

令和6年3月

二宮町・二宮町教育委員会

目 次

第1章 計画の趣旨

- 1.策定の背景 1
- 2.計画の位置づけ 2
- 3.計画の期間 3

第2章 生涯学習を取り巻く現状と課題

- 1.国、県の動向 5
- 2.町の生涯学習の取組 7
- 3.施設の利用状況 11
- 4.生涯学習に対する町民の意識について 13
- 5.二宮町生涯学習アンケート調査からみる現状 15
- 6.人口構造の変化(人生 100 年時代)への対応 24
- 7.ライフステージに応じた学習機会の提供 25
- 8.多様な学習ニーズに応える学習機会の充実 25
- 9.芸術・文化の振興 26
- 10.地域に生きる生涯学習活動の支援 26

第3章 施策の展開

- 1.基本目標 27
- 2.基本施策 27
- 3.重点的な取組 29

第4章 推進体制

- 1.推進体制 38
- 2.進捗管理 38
- 3.計画期間における見直し 39

第5章 計画推進の拠点

- 1.社会教育施設 40
- 2.その他の施設 45

資 料

- 1.二宮町生涯学習推進計画の策定経過 47
- 2.二宮町社会教育委員名簿 48

第1章 計画の趣旨

1. 策定の背景

生涯学習とは、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育・家庭教育・社会教育・文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・企業内教育・趣味など、様々な場や機会において行う学習の意味で用いられています。

また、教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる場や機会において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されており、人々が生涯においていつでも自由に学習機会を選択しながら学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられるようになりました。

本町では、平成17(2005)年に策定された『二宮町生涯学習推進プラン みどりと優しさと勇氣あふれる町 湘南にのみや』に基づいて、生涯学習の各種施策を展開し、生涯学習センター・ラディアンなどを活動拠点として生涯学習活動が進み、多数の生涯学習団体・サークルが生まれた一方で、少子高齢化や共働き世帯の増加、感染症の流行などによって地域コミュニティの希薄化が懸念されるようになりました。

平成29(2017)年の『人生100年時代構想会議中間報告』において、人生100年時代について「100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要」と報告されています。

また、世界共通の『持続可能な開発目標(SDGs)』においては、17のゴールのうち、目標4「質の高い教育をみんなに」のなかで「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と掲げられており、また、17の目標は相関関係にあることから、生涯学習を推進していくことでSDGsの達成、すなわち、持続可能な社会づくりに貢献していく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、令和2(2020)年12月25日に『デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針』が閣議決定され、目指すべきビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されるなど、社会の転換期を迎えている中で、デジタル技術やデータを活用して利便性を向上させていくとともに、インターネット等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に生じる格差についても配慮しながら推進していく必要があります。

このように、先のプラン策定から十数年の時を経て、社会が大きな変化を遂げようとする中、誰一人取り残さない、町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも学ぶことができ、学びを通じて人と人とがつながり合うことで、団体活動、さらには地域活動が活性化し、まちづくりにつながるよう本計画を策定し、生涯学習を推進していくこととします。

2. 計画の位置づけ

この計画には、将来を展望して町が行う生涯学習の基本目標を示すとともに、これを実現するための生涯学習推進に関する基本施策を明らかにします。

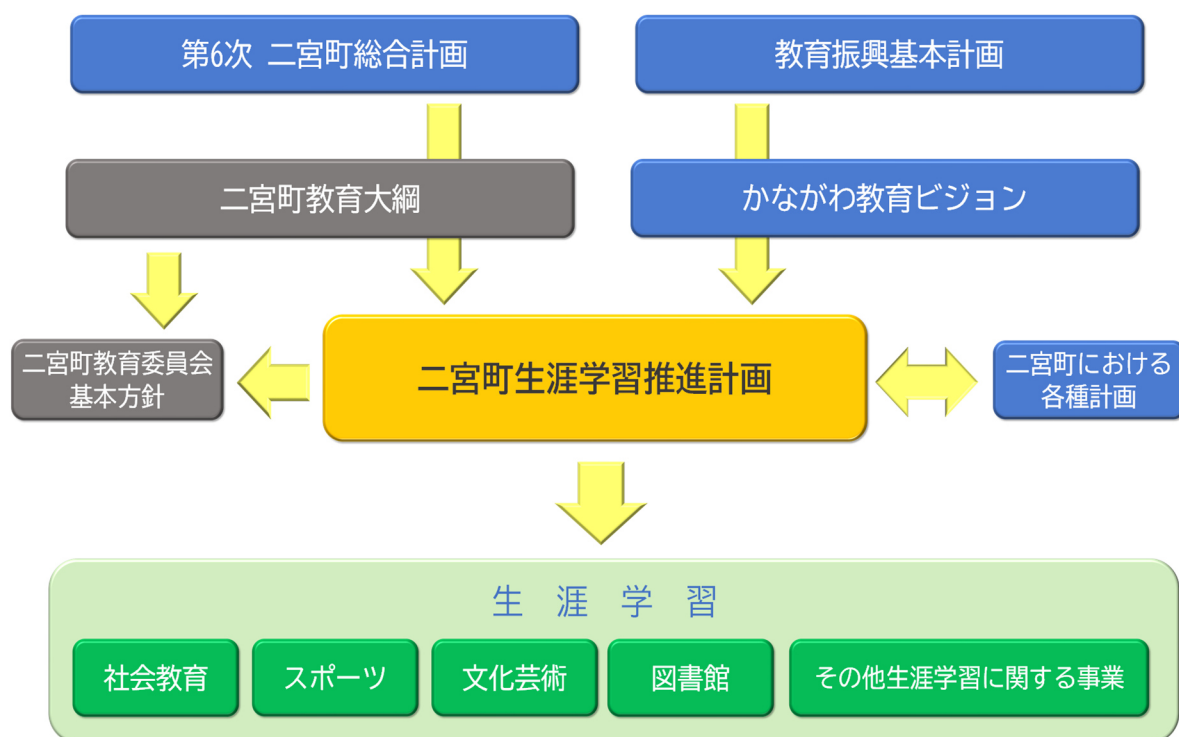
また、『第6次二宮町総合計画』及び『二宮町教育大綱』を上位計画とし、本町が行っている生涯学習関連施策を体系化するとともに、今後新たな施策展開を行う際の基本的な視点、方向性を示すものとします。

そして、本計画は『第6次二宮町総合計画』における町の将来像である「豊かな自然と心を育み、人から人へつなぐ笑顔の未来」の実現に向けて、本町の生涯学習振興を図るものです。

『第6次二宮町総合計画基本構想』において、町づくりの方向性である「町の歴史や文化への誇りを持ち、学びを通じた生きがいのあるまち」の中に「歴史・文化の保全と継承」、「町民の自発的な学習活動やスポーツ活動」が示されています。

また、教育における町の目標を明確に示した『教育大綱』においては、『町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした「共に学び共に育つ教育」を推進します。』を基本理念とし、生涯学習振興の基本方針を「町民が主人公となる文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。」としています。具体的な取組としては「活力ある地域コミュニティづくりのため、生涯学習や生涯スポーツの機会の充実」及び、「生涯学習センターや図書館などの社会教育施設の充実」を掲げています。

このように、下図のとおり各種計画と整合性を図りながら、「社会教育」、「スポーツ」、「文化芸術」、「図書館」などの取組を進めていくための基本的な視点、方向性を示すものとなります。



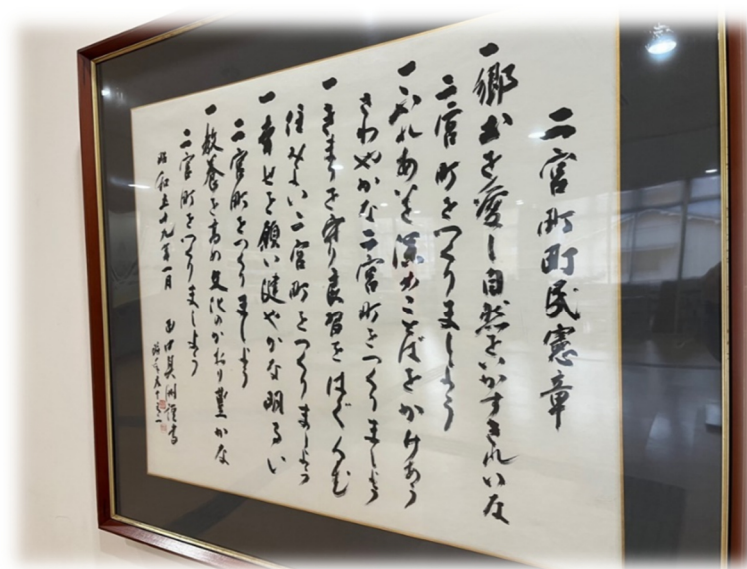
3. 計画の期間

本計画は、『第6次二宮町総合計画』との整合性を図るため、計画の期間を令和6(2023)年度から令和14(2032)年度までの9年間とします。

なお、事業の進捗状況を年度ごとに確認し、社会情勢等の変化により必要に応じて施策等の見直しを行い、効果的な運用を図ります。

二宮町生涯学習推進計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第6次二宮町総合計画	基本構想 令和5(2023)年度～令和14(2032)年度							
	前期基本計画 令和5(2023)年度～令和9(2027)年度			後期基本計画 令和10(2028)年度～令和14(2032)年度				
	実施計画(基本計画の計画期間に沿って策定し、毎年度の見直し、点検を実施)							
	二宮町教育大綱 令和5(2023)年度～令和9(2027)年度			二宮町教育大綱 令和10(2028)年度～令和14(2032)年度				
	生涯学習推進計画 令和6(2023)年度～令和14(2032)年度							



二宮町町民憲章

二宮町町民憲章（昭和 53(1978)年 7 月 5 日制定）

- ・郷土を愛し自然をいかすきれいな二宮町をつくりましょう
- ・ふれあいを深めことばをかけあうさわやかな二宮町をつくりましょう
- ・きまりを守り良習をはぐくむ住みよい二宮町をつくりましょう
- ・幸せを願い健やかな明るい二宮町をつくりましょう
- ・教養を高め文化のかおる豊かな二宮町をつくりましょう

二宮町教育大綱（平成 27(2015)年 10 月制定、令和 5 (2023)年 3 月改定）

○基本理念

町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を生かした「共に学び共に育つ教育」を推進します。

○大綱の基本方針

- 1 豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。
- 2 未来に向けた学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。
- 3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

二宮町教育方針（平成 21(2009)年 4 月制定）

- ・人権意識を持った、思いやりのある人を育てます。
- ・生きる力を育む、教育を進めます。
- ・健康で心豊かな生活を目指した生涯学習の充実を図ります。
- ・郷土に愛着と誇りを持った、町民を育てます。

第2章 生涯学習を取り巻く現状と課題

1. 国、県の動向

(1) 国の生涯学習に対する動向について

○平成 18(2006)年 12 月 教育基本法の改正

生涯学習の基本理念に関する規定を設けた条文が第3条として新設されました。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

○平成 20(2008)年 2 月 中央教育審議会答申

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築をめざして」

生涯学習、社会教育で得た学習成果を家庭や地域で生かすことで新たな学習の需要を生み出すような知の循環を生み出す「知の循環型社会」の構築に向けた提言が行われました。

○平成 28(2016)年 5 月 中央教育審議会答申

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」

生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について提言が行われました。

○平成 29(2017)年 3 月 社会教育法の改正

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創造する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。

○平成 30(2018)年 6 月 閣議決定「第3期教育振興基本計画」

生涯学習に関する項目の基本的な方針を「生涯学び、活躍できる環境を整える」とし、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」、「障害者の生涯学習の推進」を目標としました。

○平成 30(2018)年 12 月 中央教育審議会答申

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

新たな社会教育の方向性を示し、これを踏まえた具体的方策として、学びへの参加の

きっかけづくりの推進、多様な主体との連携・協働の推進、多様な人材の幅広い活用等テーマ別に整理しました。また、今後の社会教育施設に求められる役割を施設種別ごとに整理し、公立社会教育施設の所管に関する考え方を取りまとめました。

○令和 5(2023)年 3 月 中央教育審議会答申

「次期教育振興基本計画について」

生涯学習に関する基本的な方針について「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」とし、「持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充」、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」、「家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化」、「生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる」を掲げています。

（２）神奈川県生涯学習に対する動向について

○平成 19(2007)年 8 月 かながわ教育ビジョンの策定

神奈川県の総合的な教育の指標として策定されました。社会状況が変化中、自分らしさを大切に、自立して、たくましく生き抜くことができる、自己肯定感を基盤とした生涯にわたる「自分づくり」を重視しています。

○平成 27(2015)年 10 月 かながわ教育ビジョンの一部改定

基本方針に、「新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進める」及び「生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めること」を位置づけました。（令和元(2019)年 10 月にも時点改正を実施しています。）

○平成 28(2016)年 10 月 とともに生きる社会かながわ憲章

平成 28(2016)年 7 月 26 日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において大変痛ましい事件が発生したことを受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現をめざし定められました。

2. 町の生涯学習の取組

本町では、子どもから大人までの町民が生涯のいつでも、どこでも、だれでも自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会の実現」を目指すことを基本的な方向として、また、生涯学習が、家庭教育や社会教育など幅広い学習機会の場で行われているという共通認識のもと、生涯学習の推進を図っています。

生涯学習推進の具体的施策として、ライフステージに応じた自発的な学習活動の支援、学習成果の活用につなげた基礎的な学習環境づくりや時代の変化に応じた学習機会の整備、身近に学習できるシステムの構築に努めています。

なお、町の生涯学習は、行政で講座やサービスの提供などといった様々な事業に取り組むとともに、各種団体・地域においても、福祉、健康、環境などの広い分野で活発な活動が行われています。

◎社会教育事業の現状

○社会教育委員会議

社会教育、生涯学習の振興にあたり、充実した取組となるよう、社会教育委員により実施され、教育委員会に助言を行っています。

○青少年育成地域活動事業

青少年指導員が中心となり、地域の公園などを見回る「愛のパトロール」の実施や、青少年が日頃の活動成果を発表する事業の開催など、青少年の健全育成の取組を行っています。

○子ども会活動支援事業

子どもたちの健全育成のため、各地区の子ども会の支援や、子ども会育成会連絡協議会主催事業に対し補助を行っています。



○20歳のつどい関係事業

「20歳のつどい」を開催し、新たに20歳を迎えた皆さんを祝福するとともに、二宮町民としての意識高揚の機会としています。

○図書館資料整備事業

図書館資料を整備し、町民が様々な学びに触れる機会を提供することで、町民が主体的に取り組む学習活動の支援を行っています。

○図書館管理運営事業

町民の「知の拠点」として運営・サービスを行っており、図書館システムを導入することで利便性の向上を図っています。



○地域学校協働活動推進事業

地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員を各小中学校に配置し、小学校においては、放課後子ども教室の運営に加え、総合学習等の講師となる地域人材の紹介、中学校においては、定期試験前の学習相談の取組や、地域の方を講師に招いた事業の実施など、学校運営協議会にも加わり地域と学校を繋ぐ活動を進めています。



○にのみや町民大学推進事業

生涯学習ボランティア・学級講座部会による「にのみや町民大学」を開催して学習機会を提供するとともに、「二宮町地域生涯学習振興事業補助金」制度により、地域の自発的な生涯学習振興を図っています。

また、町内団体やサークル、生涯学習活動における講師や指導者の情報をまとめた『身近な余暇ガイド』を発行しています。

○人権教育推進事業

人権意識をはぐくむため、研修等を通じて人権についての理解と認識を深めています。

○生涯学習センター管理運営事業

生涯学習活動の拠点である「生涯学習センター・ラディアン」の管理運営を行っています。公共施設予約システムを導入することで利便性の向上を図っています。

○ふたみ記念館管理運営事業

画家「二見利節」の作品を展示するとともに、町民の文化振興の場として活用するための管理運営を行っています。



○スポーツ推進委員活動事業

スポーツ推進委員が中心となり、バウンズボールやユニカール等のニュースポーツの普及促進など、スポーツ振興の推進を行っています。



○社会体育推進事業

神奈川県にゆかりのあるアスリートを講師として中学生向けにスポーツに関わる講座を実施するとともに、事業の開催や、地域で活動するスポーツ団体への補助を通じて、社会体育・スポーツの振興を図っています。

○体育施設管理運営事業

武道館、山西プール、体育館、運動場及びテニスコートの管理運営を行っています。テニスコート、体育館及び運動場においては、公共施設予約システムを導入することで利便性の向上を図っています。

○埋蔵文化財調査事業

町内の埋蔵文化財の記録や出土品を整理、収蔵し、未来に伝えていくため、埋蔵文化財包蔵地内の開発行為等において、必要に応じて試掘調査を行っています。

○文化財保護普及啓発事業

身近な歴史的遺産や地域の歴史文化への理解と関心を高めるため、文化財の保護と普及啓発に取り組んでいます。



○伝統芸能保存事業

伝統芸能の発表の場である「民俗芸能のつどい」を開催し、地域で受け継がれてきた伝統芸能を広く紹介するとともに、歴史文化への理解と認識の向上に努めています。



○文化振興事業

日頃の活動の成果を発表するとともに町民の交流を深める場として「二宮町文化祭」や「ラディアン・ピアノマラソンコンサート」を開催しています。

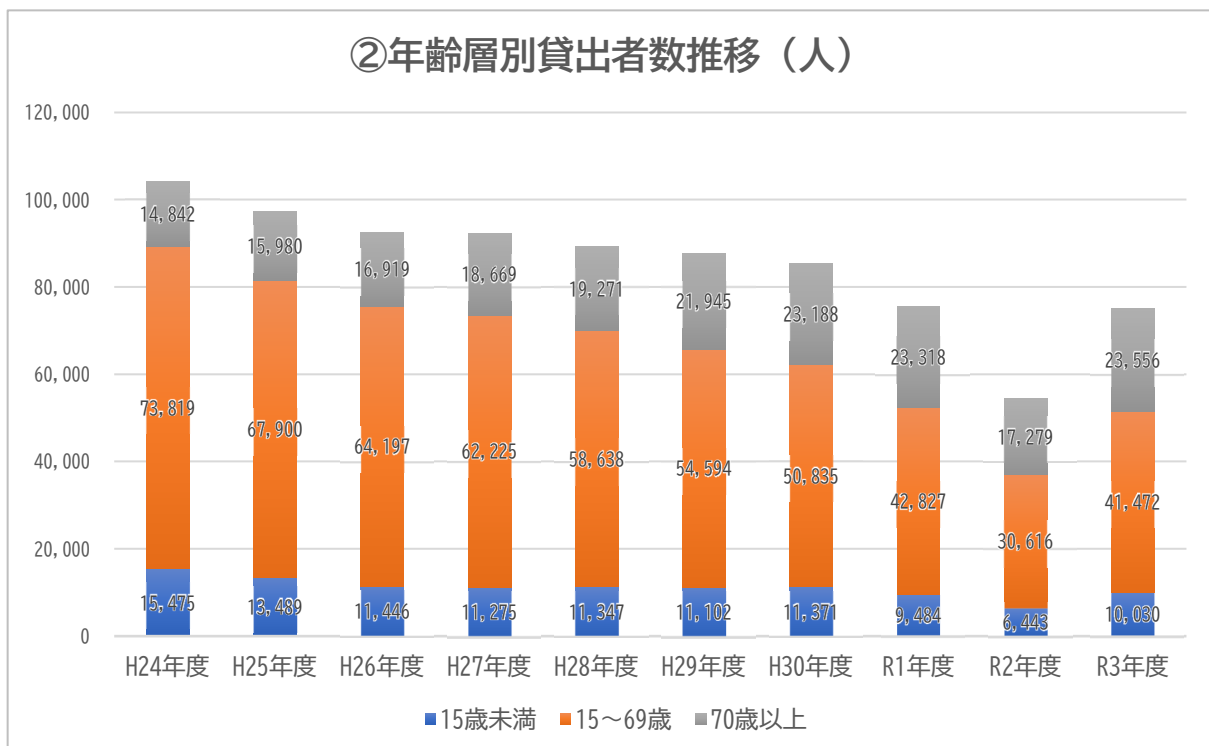
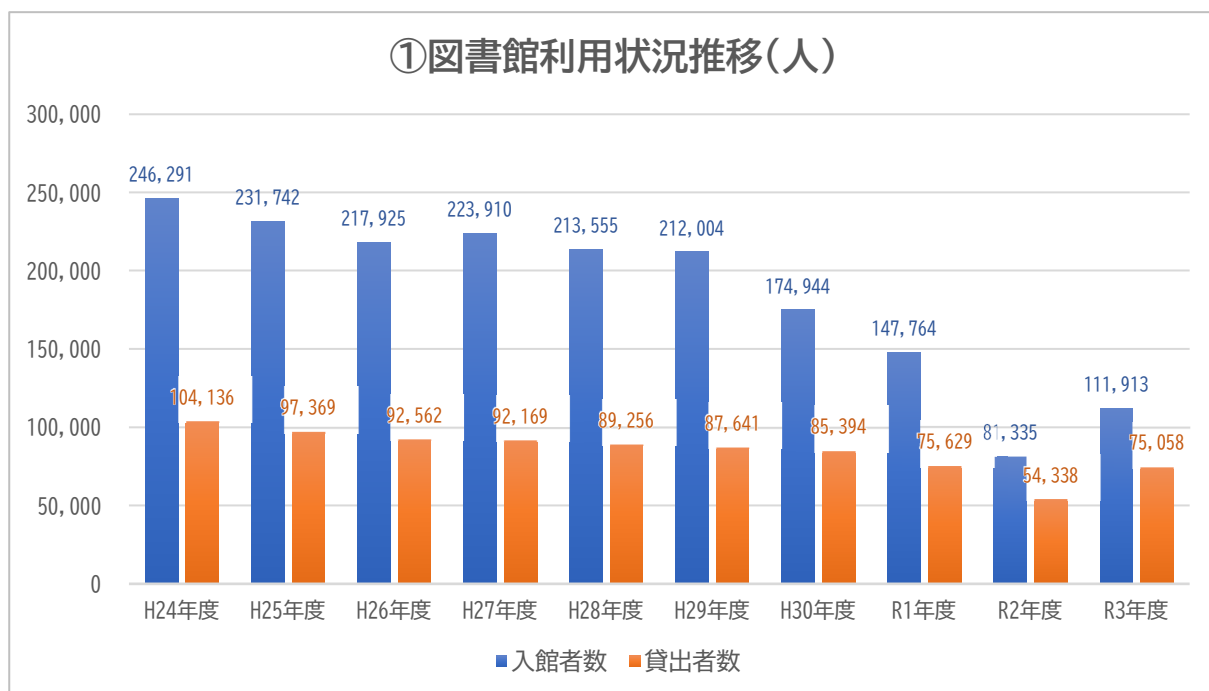


3. 施設の利用状況

(1) 二宮町図書館の利用状況

表①図書館利用状況からは、緩やかな減少傾向が続いた中で、新型コロナウイルス感染症による休館等に伴う大幅な減少と、再開による利用の回復傾向が見られます。

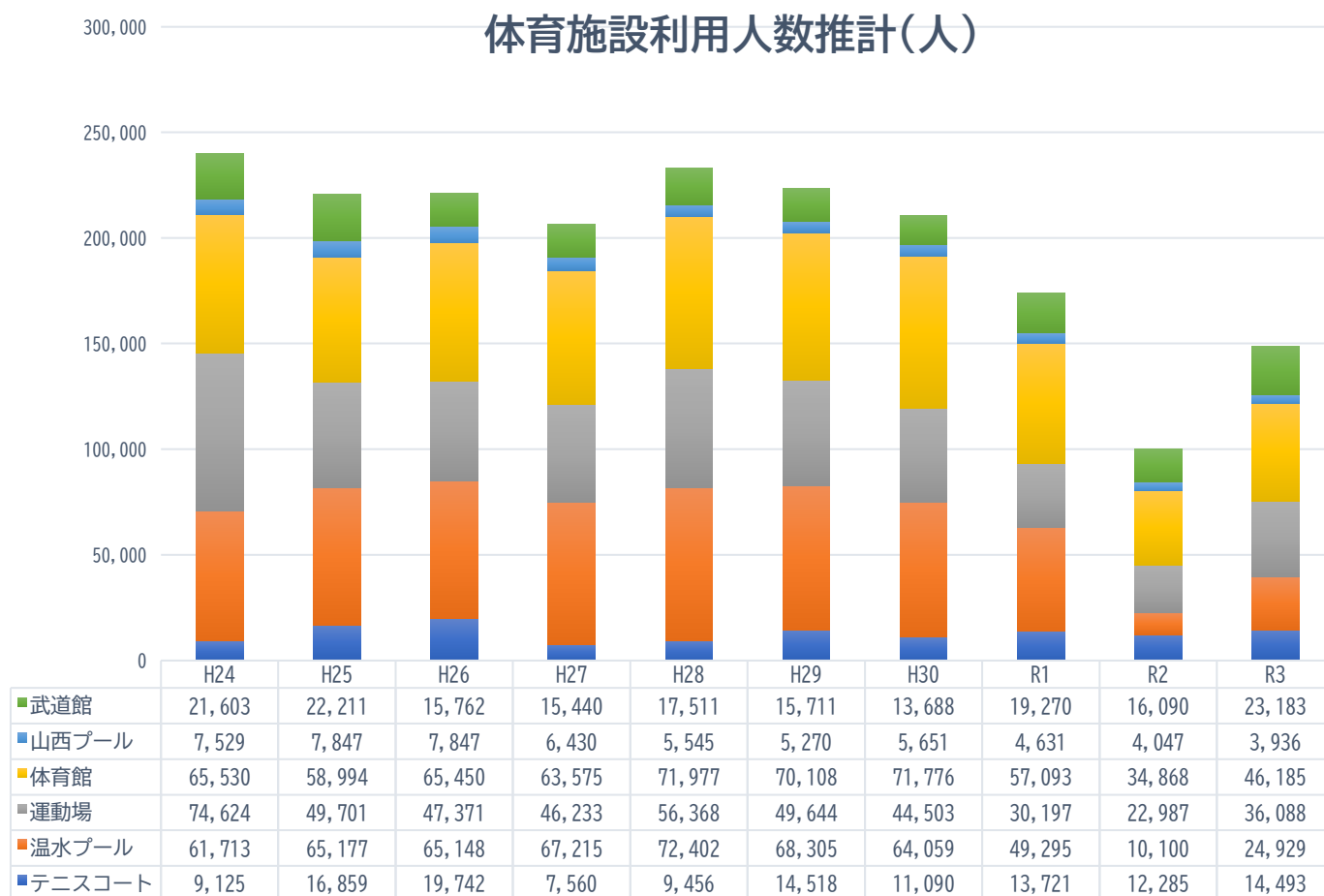
また、表②年齢層別貸出者数推移からは、各年齢層において利用されている状況が見られる中で、70歳以上の利用に増加傾向が見られます。



出典：図書館年報

(2) 体育施設の利用状況

武道館をはじめとする体育施設の利用状況は、利用増減の波がある中で、新型コロナウイルス感染症等による休館等に伴う大幅な減少があったものの、再開による利用の回復傾向が見られます。



出典：二宮町統計書

4.生涯学習に対する町民の意識について

(1)生涯学習・スポーツ、歴史・文化分野の施策への満足度

第6次二宮町総合計画の策定にあたり実施した「町民満足度調査(令和4(2022)年7月)」の「2.二宮町の町政運営」によると、町の進めている分野別の施策47分野について、満足度の平均値は2.93となっています。

「生涯学習・スポーツ、歴史・文化」分野における、「14 生涯学習の振興」、「15 青少年の健全育成」、「17 文化振興・歴史の継承」については平均値を上回っているものの、「16 スポーツの振興」は下回る結果となっています。

2. 二宮町の町政運営

「第5次二宮町総合計画後期基本計画(令和元年度～4年度)」で進めている分野別の47施策について、次の5段階で評価を行っていただきました。(※点数化には「わからない」「未記入」を除く)

(点数化)	5	4	3	2	1
満足度	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満
重要度	重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要ではない	重要ではない

◆47の分野別施策における「重要度」と「満足度」

分野	番号	施策	満足度	重要度
福祉・健康・保健	1	地域福祉の充実(福祉団体の育成、民生委員児童委員・社会福祉協議会等との連携 等)	3.11	4.13
	2	地域包括支援センター(高齢者サービスの包括的な相談体制 等)	3.18	4.22
	3	介護予防・社会参加の促進(介護予防普及、地域の通いの場 等)	3.02	4.13
	4	介護サービスの充実(介護保険事業の充実 等)	2.91	4.34
	5	障害者福祉サービスの充実(障害福祉制度利用助成、医療費給付等)	3.21	4.29
	6	健康づくりの支援(健康づくり、未病改善、各種健診、国民健康保険等)	3.22	4.20
	7	地域医療の充実(地域医療(かかりつけ医、病院)との連携強化等)	3.15	4.44
	8	出産・子育て支援の充実(妊娠・出産、育児に係る相談・支援 等)	2.99	4.50
子育て・教育	9	保育サービスの充実(保育園、幼稚園、学童保育所等の支援、充実)	3.24	4.50
	10	子育て支援対策(小児医療費、児童手当、子育てサロン・一時預かり等)	3.42	4.49
	11	小中学校の学校教育の充実(教育内容・指導方法の充実等)	2.99	4.58
	12	学校施設の整備(小中学校)	2.92	4.42
	13	地域と連携した教育活動の充実(コミュニティ・スクール)	3.02	4.03
生涯学習・スポーツ、歴史・文化	14	生涯学習の振興(学習機会の充実、生涯学習センター・図書館等施設の充実等)	3.30	4.06
	15	青少年の健全育成(子ども会、社会活動、地域連携等)	3.06	3.76
	16	スポーツの振興(スポーツ活動の普及、体育施設の充実等)	2.82	3.80
	17	文化振興・歴史の継承(文化祭、文化財保護 等)	3.03	3.68

平均点

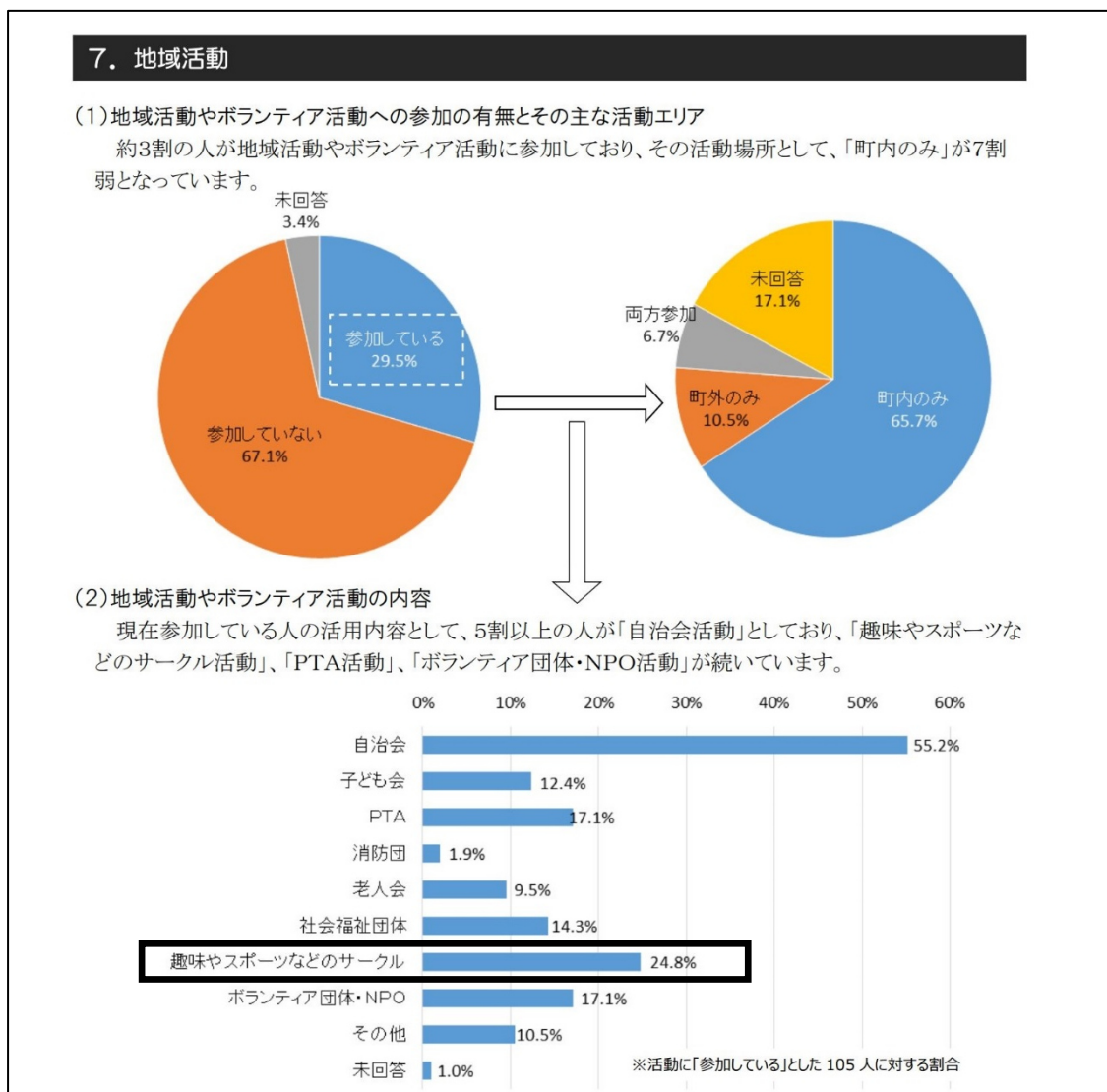
2.93

4.09

出典：町民満足度調査(令和4年)

(2)地域活動・ボランティア活動の参加と活動内容

第6次二宮町総合計画の策定にあたり実施された「町民満足度調査(令和4(2022)年7月)」の「7.地域活動」においては、地域活動やボランティア活動に参加している方に、その活動内容を伺っています。その結果、「趣味やスポーツなどのサークル」が、「自治会」の次に多くなっています。



出典：町民満足度調査(令和4年)

5. 二宮町生涯学習アンケート調査からみる現状

本計画の策定にあたり、町の現状を把握するため、アンケート調査を実施しました。

令和4(2022)年8月から10月にかけて、生涯学習課が所管している生涯学習センター・ラディアンを使用する町内団体40団体および体育施設を使用する町内団体17団体の合計57団体の代表者に依頼し、それぞれ33団体、10団体の合計43団体から回答があり、回答率は、75.4%でした。

二宮町生涯学習アンケート調査票

I あなたの団体のことについて伺います。

問1 あなたの団体に所属している方はどちらの性別が多いか、該当する番号に○をつけてください
※回答は任意です

1. 男 2. 女

問2 あなたの団体に所属している方の年齢で、最も多い年代について、該当する番号に○をつけてください

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代
5. 60代 6. 70代 7. 80代以上

問3 あなたの団体に所属している方の職業で最も多いものについて、該当する番号に○をつけてください

1. 自営 (商工サービス業、農業、その他の自営業 など)
2. 勤め人 (会社員、公務員、パート・アルバイト、派遣・嘱託 など)
3. その他 (在宅ワーカー、内職、家事従事者、無職 など)
4. 学生 (大学、短大、専門学校、職業訓練学校 など)

問4 あなたの団体が活動している時間帯はいつか、該当する区分の時間帯を○で囲んでください

平日	午前	午後	夜間
土曜日	午前	午後	夜間
日曜・休日	午前	午後	夜間

II 生涯学習について伺います。

問5 あなたは「生涯学習」という言葉をご存知ですか、該当する番号に○をつけてください

1 言葉も、意味も知っている
2 言葉は知っているが、意味は良く知らない
3 知らない

-1-

III あなたの学習活動について伺います。

問6 あなたは、どのような分野の学習活動をされていますか。(大学等に在学中の学習は除く)
該当するすべての番号に○をつけてください

1 職業に必要な知識や技能に関すること
2 教育 (幼児・青少年育成) に関すること
3 家庭生活に役立つ技能(料理、和洋裁等)に関すること
4 趣味・教養に関すること
5 環境に関すること
6 社会問題(時事、防災、国際関係等の問題)に関すること
7 福祉に関すること
8 芸術・芸能に関すること
9 健康、スポーツに関すること
10 ボランティア活動に関すること
11 国際理解(英会話等)に関すること
12 情報通信(パソコン、インターネット、スマートフォン、SNS)に関すること
13 町の文化や歴史等に関すること
14 地域行事(祭り、イベントなど)・まちづくり活動に関すること
15 その他()

問7 問6の学習活動は、主にどのような方法で行っていますか、該当する番号に○をつけてください (3つ以内)

1 グループ・サークル活動(文化・スポーツ活動等)
2 町が主催する講座や研修会等
3 町以外の公共機関が主催する講座、研修会等
4 個人教授や小規模な○○教室、○○塾等
5 職場の研修会等
6 大学や高校などの公開講座
7 民間が開催する文化・教養講座や教室、研修会等
8 テレビ、ラジオ等の講座や番組
9 職業訓練機関の研修会等
10 インターネット、SNS(動画配信)等の活用
11 その他()

-2-

IV 生涯学習の情報に関することについて伺います。

問8 あなたの団体は、活動の情報をどのような方法で発信していますか、該当する番号に○をつけてください (3つ以内)

1 町発行の「広報にのみや」
2 ポスター、チラシ(含新聞折込み)
3 新聞
4 地域のミニコミ紙
5 市販の情報誌
6 インターネット、SNS等
7 友人や知人の口コミ等
8 「余暇ガイド」等の各種団体の活動ガイド
9 その他()

問9 あなたの団体は今後、活動の情報を発信していくために、どのような方法を望みますか、該当する番号に○をつけてください (3つ以内)

1 町発行の「広報にのみや」
2 ポスター、チラシ(含新聞折込み)
3 新聞
4 地域のミニコミ紙
5 市販の情報誌
6 インターネット、SNS等
7 友人や知人の口コミ等
8 「余暇ガイド」等の各種団体の活動ガイド
9 その他()

問10 あなたの団体の活動の活性化を図るためには、どのような情報が必要ですか、該当する番号に○をつけてください (3つ以内)

1 地域のグループ・サークル情報
2 町が主催する講座や研修会などの情報
3 町以外の公共機関が主催する講座、研修会等の情報
4 民間が行う講座、教室などの情報
5 大学や高校などの公開講座の情報
6 イベントの情報
7 施設の情報
8 指導者や講師などの人材情報
9 その他()

-3-

V 町の施設について伺います。

問11 あなたの団体は、令和元年(2019年)4月から令和4年(2022年)7月までの間にどの施設を利用されましたか、該当するすべての番号に○をつけてください

1 生涯学習センター(ラディアン) ※図書館を除く
2 図書館
3 二宮町民センター
4 町立体育館
5 町民運動場
6 武道館
7 小・中学校の体育館
8 小・中学校の運動場
9 町民温水プール
10 山西プール
11 保健センター
12 地区の児童館・老人憩いの家・コミュニティセンター等
13 テニスコート
14 香天山公園・せせらぎ公園等
15 ふたみ記念館
16 その他()

VI 二宮町の生涯学習推進の取り組みについて伺います。

問12 二宮町の生涯学習において、重点的に取り組む必要がある学習活動は、次のうちどれだと思いますか、該当する番号に○をつけてください (3つ以内)

1 職業に必要な知識や技能に関すること
2 教育 (幼児・青少年育成) に関すること
3 家庭生活に役立つ技能(料理、和洋裁等)に関すること
4 趣味・教養に関すること
5 環境に関すること
6 社会問題(時事、防災、国際関係等の問題)に関すること
7 福祉に関すること
8 芸術・芸能に関すること
9 健康、スポーツに関すること
10 ボランティア活動に関すること
11 国際理解(英会話等)に関すること
12 情報通信(パソコン、インターネット、スマートフォン、SNS)に関すること
13 町の文化や歴史等に関すること
14 地域行事(祭り、イベントなど)・まちづくり活動に関すること
15 その他()

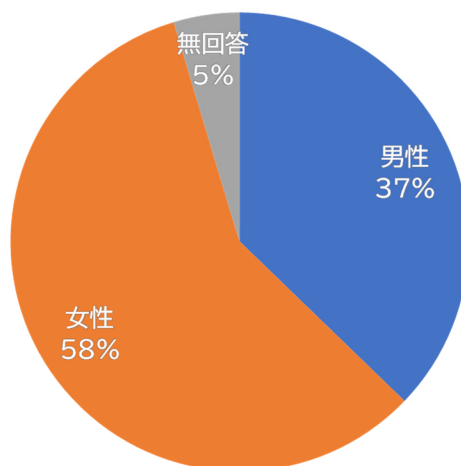
-4-

(1) アンケートの設問と回答状況

問1 あなたの団体に所属している方はどちらの性別が多いか、該当する番号に○をつけてください。

【回答状況】

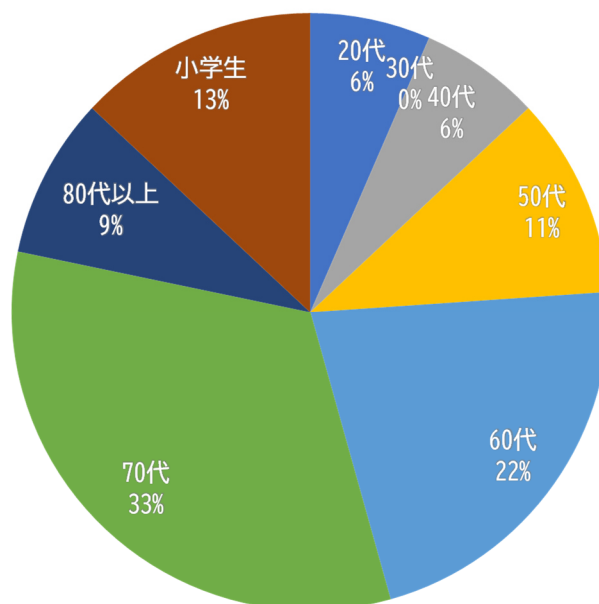
男性	16 団体
女性	25 団体
無回答	2 団体



問2 あなたの団体に所属している方の年齢で、最も多い年代について、該当する番号に○をつけてください。

【回答状況】※複数回答可

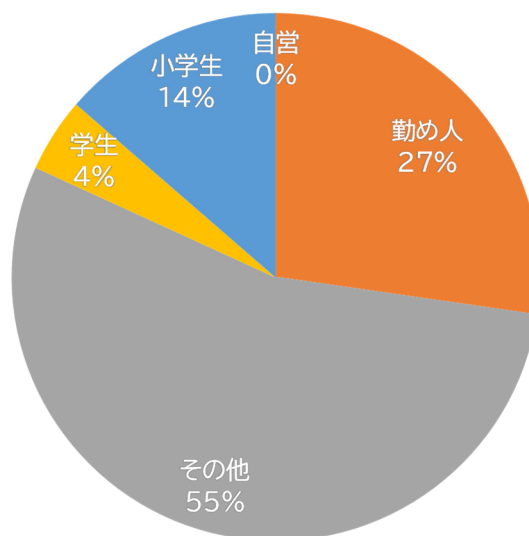
20代	3 団体
30代	0 団体
40代	3 団体
50代	5 団体
60代	10 団体
70代	15 団体
80代以上	4 団体
その他	6 団体



問3 あなたの団体に所属している方の職業で最も多いものについて、該当する番号に○をつけてください。

【回答状況】

自営業	0 団体
勤め人	12 団体
その他	24 団体
学生	2 団体
小学生	6 団体

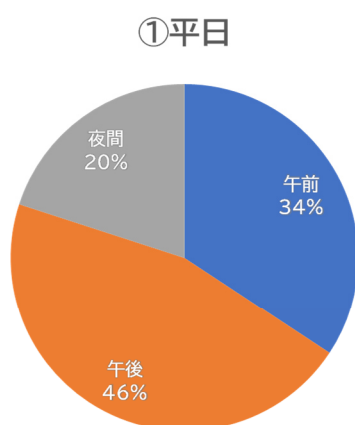


問4 あなたの団体が活動している時間帯はいつか、該当する区分の時間帯を○で囲んでください。

【回答状況】

①平日

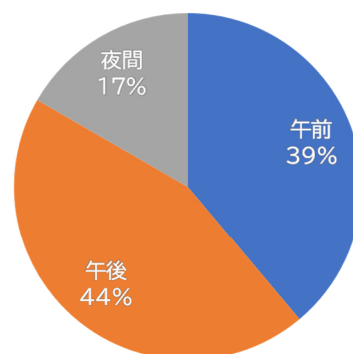
午前	12 団体
午後	16 団体
夜間	7 団体



②土曜日

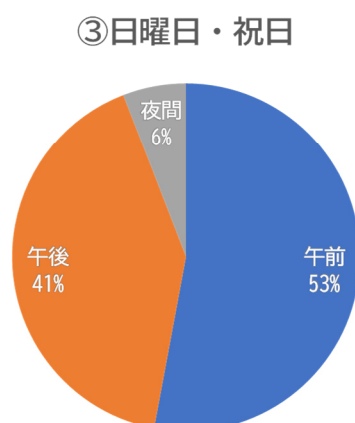
②土曜日

午前	7 団体
午後	8 団体
夜間	3 団体

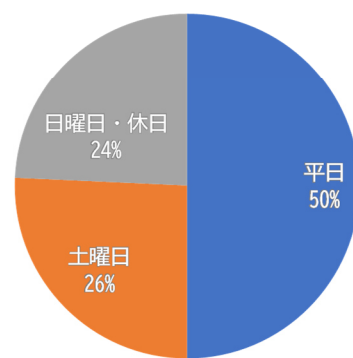


③日曜日・祝日

午前	9 団体
午後	7 団体
夜間	1 団体

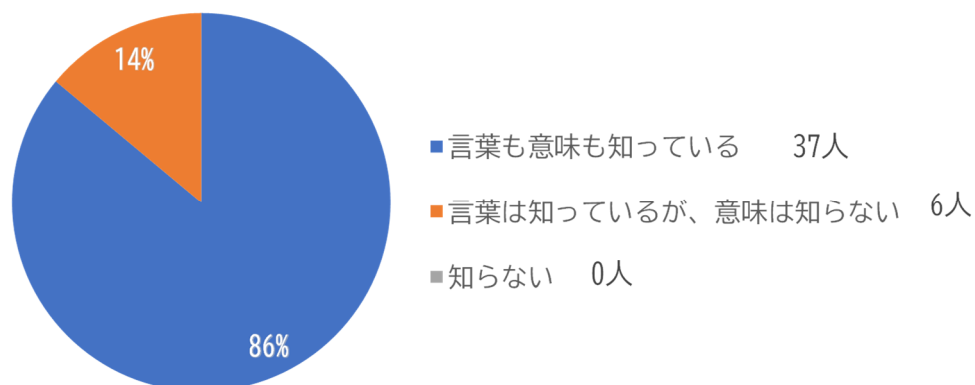


曜日別



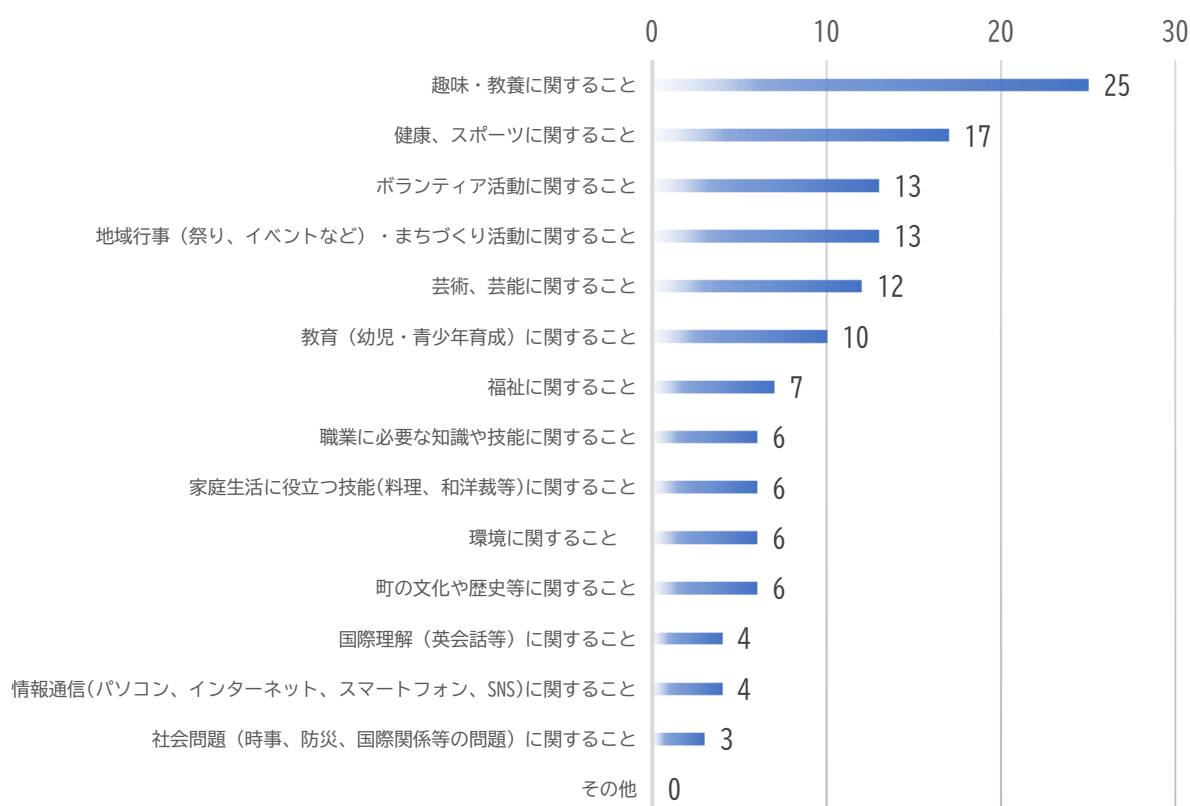
問5 あなたは「生涯学習」という言葉をご存知ですか。該当する番号に○をつけてください。

【回答状況】



問6 あなたは、どのような分野の学習活動をされていますか。（大学等に在学中の学習は除く）該当するすべての番号に○をつけてください。

【回答状況】※回答数による降順

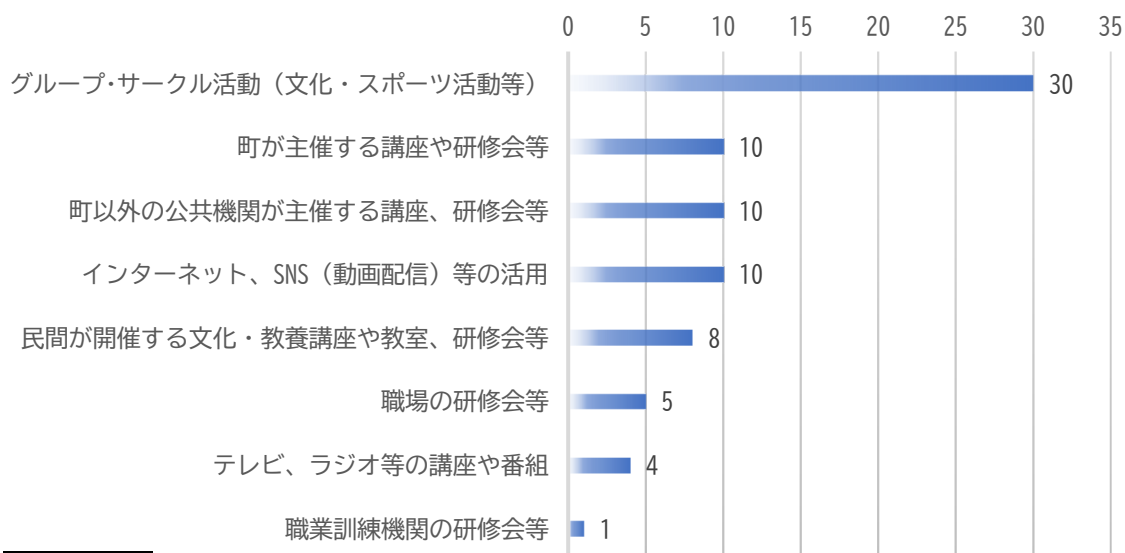


回答の傾向

趣味・教養に関することが最も多く、様々な活動を行っていることがうかがえます。

問7 問6の学習活動は、主にどのような方法で行っていますか。該当する番号に○をつけてください。（3つ以内）

【回答状況】※回答数による降順

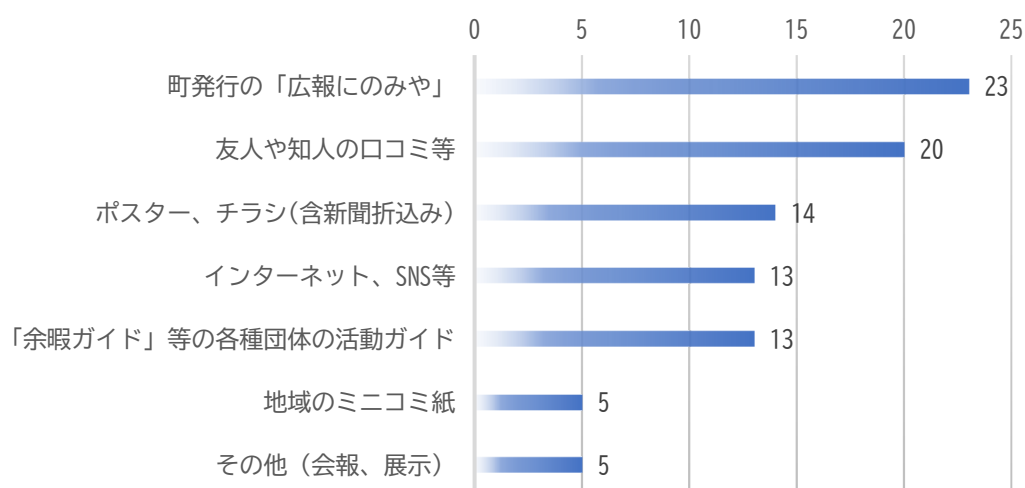


回答の傾向

グループ・サークル活動（文化・スポーツ活動等）が最も多く、各種研修会への参加や、インターネットを活用した活動も多くみられます。

問8 あなたの団体は、活動の情報をどのような方法で発信していますか。該当する番号に○をつけてください。（3つ以内）

【回答状況】※回答数による降順

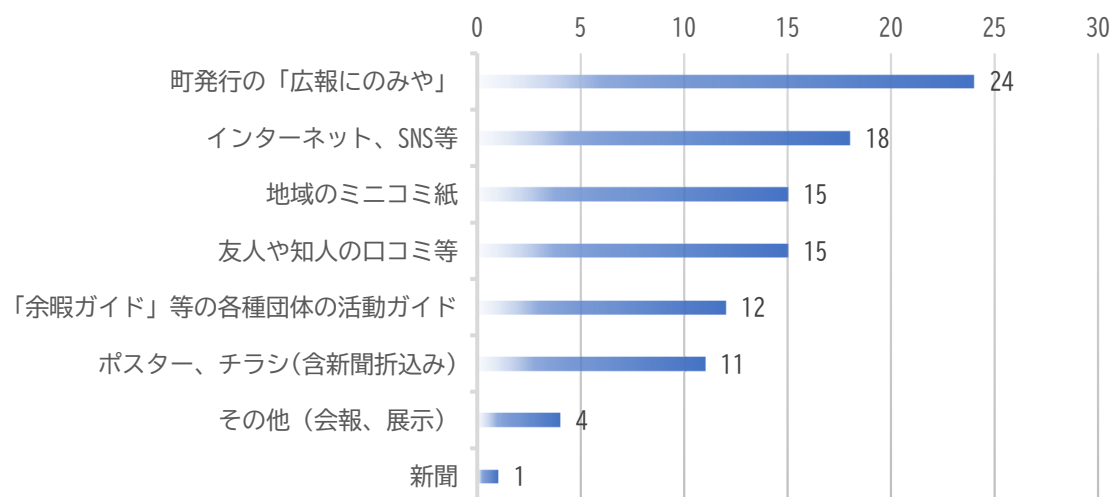


回答の傾向

町発行の「広報にのみや」が最も多く、友人や知人の口コミ、ポスターやチラシ、各種研修会への参加やインターネットを活用した活動も多くみられます。

問9 あなたの団体は今後、活動の情報を発信していくために、どのような方法を望みますか。該当する番号に○をつけてください。(3つ以内)

【回答状況】※回答数による降順・回答数は団体数

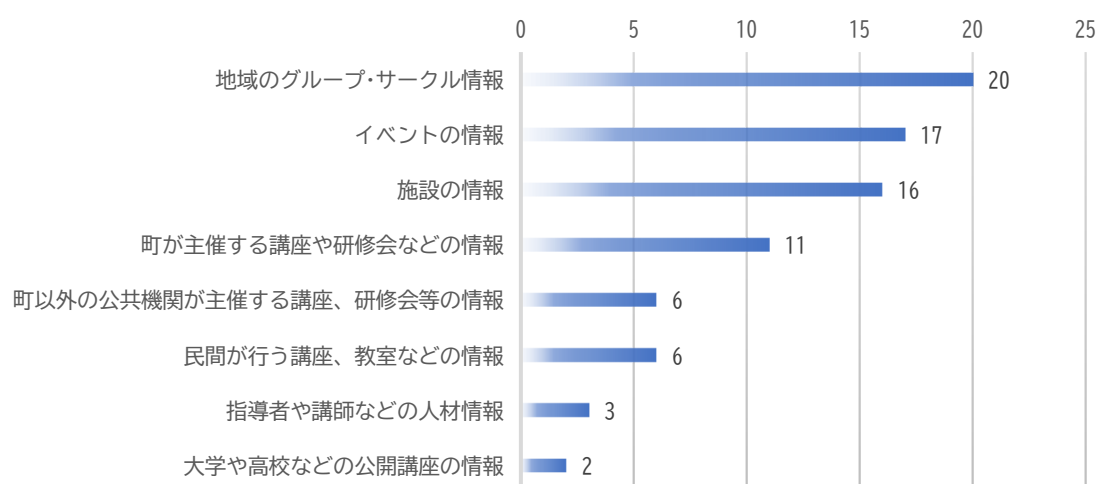


回答の傾向

問8と同様に、町発行の「広報にのみや」が最も多く、インターネット、SNS等が次に多くなっています。

問10 あなたの団体の活動の活性化を図るためには、どのような情報が必要ですか。該当する番号に○をつけてください。(3つ以内)

【回答状況】※回答数による降順・回答数は団体数

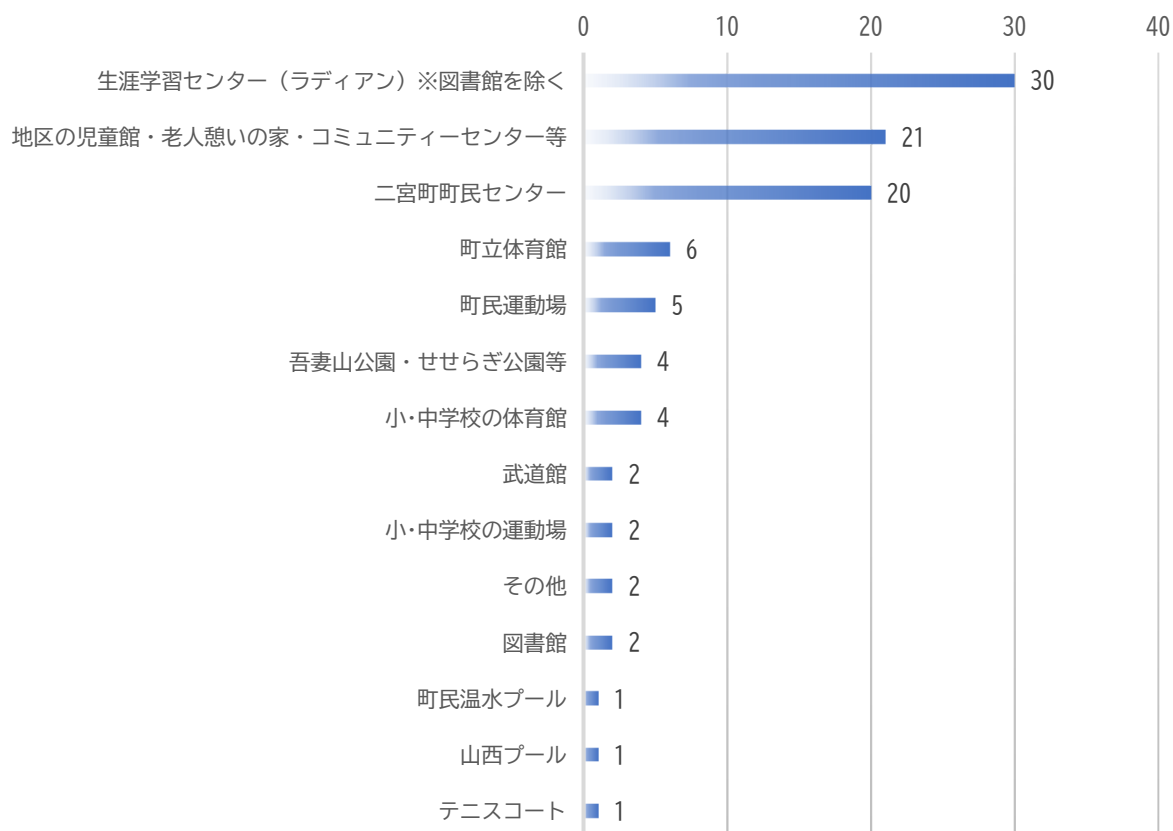


回答の傾向

地域のグループ・サークル情報が最も多く、イベントの情報、施設の情報が多くなっています。

問 11 あなたの団体は、令和元（2019）年4月から令和4（2022）年7月までの間にどの施設を利用されましたか。該当するすべての番号に○をつけてください。

【回答状況】※回答数による降順・回答数は団体数

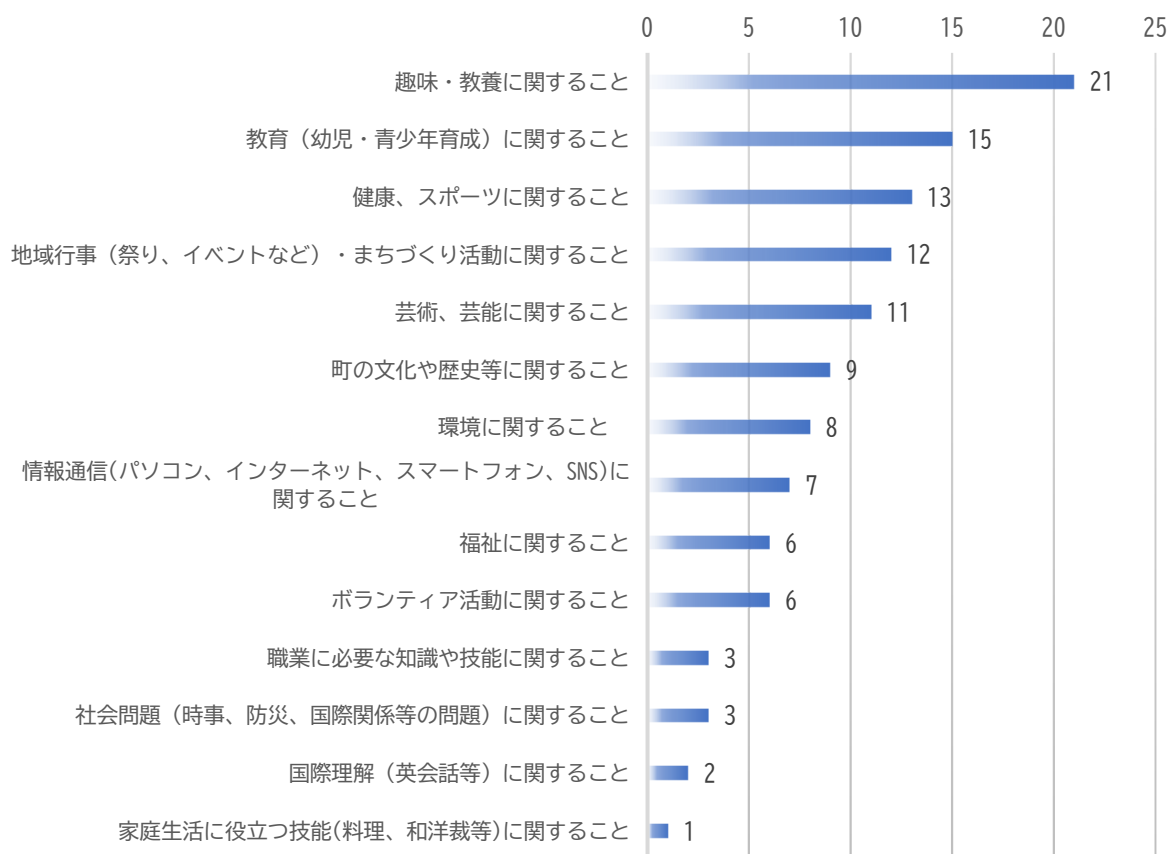


回答の傾向

アンケートに協力いただいた団体の主な活動場所である生涯学習センター及び体育施設の他に、地区の児童館・老人憩いの家・コミュニティーセンター等や、町民センターが挙げられています。

問 12 二宮町の生涯学習において、重点的に取り組む必要がある学習活動は、次のうちどれだと思いますか。該当する番号に○をつけてください。（3つ以内）

【回答状況】※回答数による降順・回答数は団体数



回答の傾向

趣味・教養に関することがもっとも多く、様々な分野についてニーズがあることがうかがえます。

(2) アンケートの結果からみえる町の生涯学習の現状

アンケートの結果から、大きく4つの傾向が見えてきました。

まず、活動を行っている年代層については、小学生から高齢者層までの幅広い世代が活動を行っていることがわかりました。

次に、活動分野については「趣味・教養に関すること」をはじめ、「健康、スポーツに関すること」や「ボランティア活動に関すること」など様々な分野の学習活動を行っていることがわかります。一方で、学習活動に対するニーズについては、「趣味・教養に関すること」の他、「教育（幼児・青少年）に関すること」や「健康、スポーツに関すること」をはじめ様々な分野に渡っていることがうかがえます。

活動の情報発信については、現在は「広報にのみや」や「友人や知人の口コミ等」、「ポスターやチラシ」が多くなっていますが、今後については、「広報にのみや」の次に「インターネット、SNS等」が多くなるなど、デジタル化も見込まれています。

最後に、生涯学習活動の拠点については、生涯学習センターを筆頭に、地区の児童館・老人憩いの家・コミュニティーセンター等といった地域の身近な公共施設が主な活動の場となっています。

二宮町の生涯学習の現状

幅広い世代が
活動している

様々な分野で
活動が行われている

活動発表やPR手法の
多様化が進んでいる

活動場所は公共施設

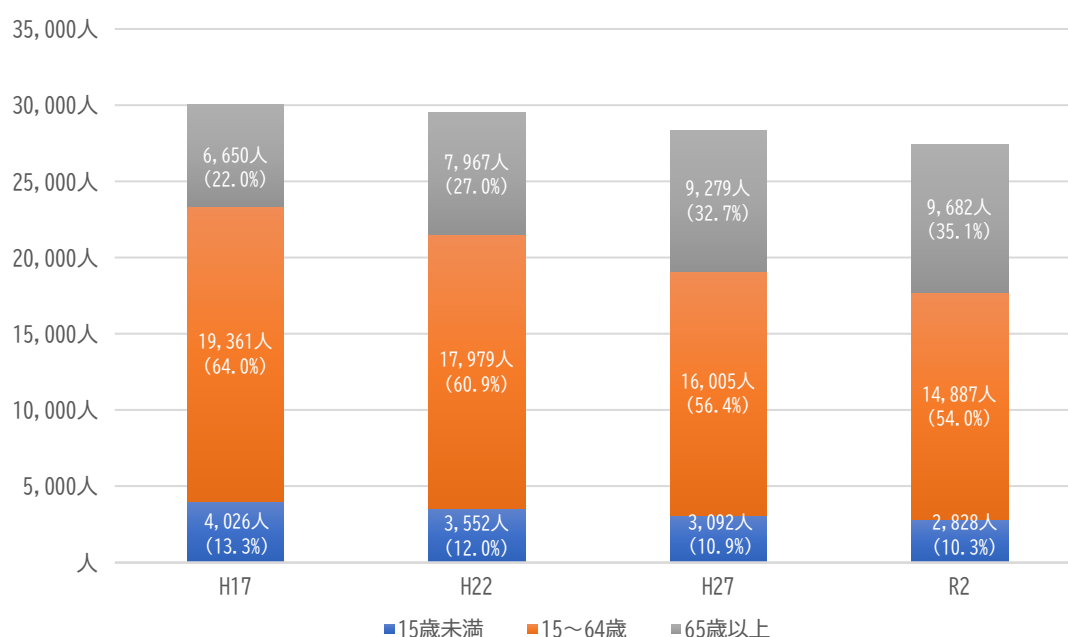
6. 人口構造の変化(人生 100 年時代)への対応

令和 3 (2021)年に発表された厚生労働省の調査によると、日本の男性の平均寿命は 81.47 歳、女性の平均寿命は 87.57 歳となっており、少子高齢化はますます進行すると考えられる中で、活動に取り組まれている団体の多くが高齢者層中心になっていることが伺えます。

年代	平成 17(2005)年	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和 2(2020)年
15 歳未満	4,026 人	3,552 人	3,092 人	2,828 人
15～64 歳	19,361 人	17,979 人	16,005 人	14,887 人
65 歳以上	6,650 人	7,967 人	9,279 人	9,682 人
不明	210 人	24 人	2 人	167 人
総数	30,247 人	29,522 人	28,378 人	27,564 人

出展：二宮町統計書（平成 27 年版 P. 7、令和 2 年版 P. 7）

人口構造の変化（人数と構成比）



平成 29(2017)年の『人生 100 年時代構想会議中間報告』によると、「我が国の長寿社会はどこまで進んでいくのか。ある海外の研究を基にすれば、日本では、2007 年に生まれた子供の半数が 107 歳より長く生きると推計されており、我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。こうした人生 100 年時代においては、人々は、『教育・仕事・老後』という 3 ステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生を送るようになる。」とあります。これからは、子どもから高齢者まであらゆる世代における生涯にわたった学習を推進することで、全ての人が元気に活躍し、安心して暮らせることが求められています。

7. ライフステージに応じた学習機会の提供

生涯学習は、乳幼児期・青少年期・成人期・高齢期と、それぞれのライフステージによって学習課題が変化していくものです。

乳幼児期の家庭教育、青少年期の体験活動や地域とのかかわり、成人期の仲間づくり、高齢期の生きがいづくりや健康づくりは、それぞれのライフステージにおいて重要な課題として挙げられるとともに、切れ目のない学びとなるよう推進していくことが重要です。

こうしたことから、町民自らが主体的に行える学習機会の提供に努めるとともに、ライフステージそれぞれへの情報提供などの充実が必要です。



8. 多様な学習ニーズに応える学習機会の充実

社会の変化に伴い、趣味・教養的な学習だけでなく、健康づくりやスポーツ、環境や人権などといった現代的・社会的課題に取り組む学習など、学習ニーズは多様化が進んでいます。

また、町が主催する講座だけでなく、インターネット上の学習や、地域や町民団体による自主的な学習活動など、学習方法も多様化しています。

こうしたことから、ニーズに応じた学習機会の充実と情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、様々な取組が円滑に行われるよう学習の場となる各施設の整備と運営の充実が必要です。



9. 芸術・文化の振興

活動の成果を発表・公開することは、生涯学習の意欲や活動の充実だけでなく、仲間づくりや自主的な活動の充実にもつながります。

また、地域の伝統文化を後世に伝えていくには、その活動を多くの方に周知するとともに、地域の幅広い世代で関わる必要があります。

こうしたことから、生涯学習センター・ラディアンやふたみ記念館を活用した発表の場の充実と、取組への支援が必要です。



10. 地域に生きる生涯学習活動の支援

地域には様々な学びやスポーツ活動を行っている人が多くいます。それらを充実し発展させていくためには、コミュニティ・スクールを核とした学校と地域の連携・協働をはじめ、地域全体がつながっていくことが重要であるため、地域の活性化や連携の推進も目的とした補助制度を創設するなど、地域における生涯学習活動の支援にも取り組んでいます。

地域での生涯学習活動は、人と人、人と地域の関りを深め充実させます。町民同士の交流を活発にし、豊かな地域文化の醸成や活気ある地域づくりに大きな役割を果たしていくことが期待されることから、今後も地域の自主的な取組への支援が必要です。



第3章 施策の展開

1. 基本目標

「多様な学びでつながる

個性輝くまちづくり」

町民一人ひとりが生涯にわたって、多様な学びを通じてつながり合い、それぞれの個性を輝かせながら活動することで、団体活動や地域活動を活性化させて、まちづくりにつなげていくため、上記の基本目標を掲げ、計画を推進していきます。

2. 基本施策

基本目標の達成を目指して取り組む基本施策として、次の3つを掲げます。

(1) 学ば人づくり

学ぶ意欲のある人自身が、世代に関わらず、興味を抱く様々な分野にチャレンジあるいは学び直しができ、生涯を通じて学び続けることができるよう、町はニーズに応じた取組を進めるとともに、関係機関・関連団体の行う各種事業の情報を収集・提供します。

(2) つながる場づくり

学ぶ人同士、活動する人同士がつながり、豊かで発展的な取組となり、そして、居場所にもなるよう、町はサークルや地域活動の情報を収集・発信します。また、学びや活動、交流の場となる町施設について適切な管理と運営を行います。

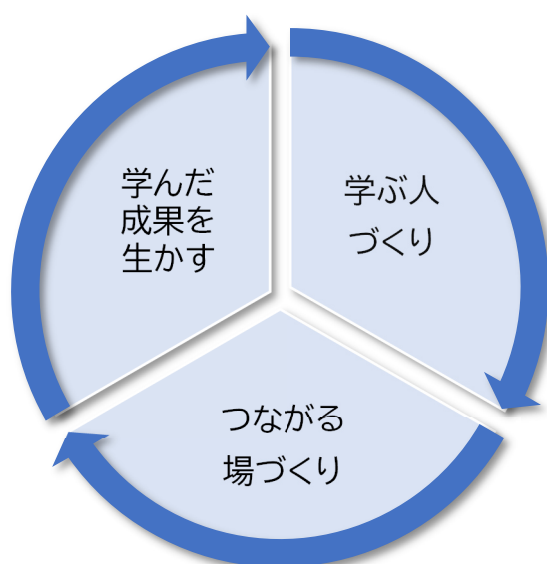
(3) 学んだ成果を生かす

様々な生涯学習活動を通じて学んだ成果を、自身のためだけでなく広く発表し、より充実した学び、新たな学びにつながるよう、町は、発表の機会を設けるとともに、活動を支援します。

基本施策のイメージ

意欲ある人がチャレンジし、周囲の人々とつながりながら学びを深め、その成果が新たな学びや新たなチャレンジの始まりとなるよう、循環するイメージです。

こうした循環があらゆる場で生まれることにより、地域づくりやまちづくりにもつながっていくことを期待しています。



©東京ハイジ/二宮町

3. 重点的な取組

基本目標「多様な学びでつながる 個性輝くまちづくり」と基本施策に基づいて、次の5つの取組を重点的に推進します。

(1) 多様な学習機会の提供と学習環境づくり

町民が学習やスポーツ活動に触れる機会と、学び直しの視点もふまえた情報を提供するとともに、主体的な取組や活動を支援します。

また、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、行政手続きのオンライン化など利用環境の向上を図るとともに、インクルーシブ（包括的）対策を講じることにより、全ての人が学習する機会を得られるように進めます。

なお、活動の場となる施設については、適切な管理運営と計画的な改修等に努めます。

【方 針】

- 子どもから高齢者まで、あらゆる世代の誰もが生涯学習に取り組む機会の創出
- 生涯学習を通じた人と人とのつながり、居場所づくりの推進
- 生涯学習に関する情報提供の充実、DXの推進による利用環境の向上
- 施設の適切な運営・維持管理と、計画に基づく改修の実施

【取 組】

〈講演会〉

- ・人権講演会及び研修会
- ・認知症講演会（二宮町社会福祉協議会主催）
- ・大磯町・二宮町在宅医療多職種連携講演会

〈講座・講習会〉

- ・スマホ教室
- ・手話講習会
- ・要約筆記講習会
- ・家族介護教室（二宮町社会福祉協議会主催）
- ・認知症サポーター養成講座/ステップアップ講座（二宮町社会福祉協議会主催）
- ・運転ボランティア養成講座
- ・ボランティア入門講座（二宮町社会福祉協議会主催）
- ・食生活改善推進員養成講座
- ・ゲートキーパー養成講座
- ・二宮町観光ボランティア養成講座（二宮町観光協会主催）
- ・にのみや町民大学講座
- ・農林漁業体験学習

〈事業・イベント等〉

- ・地域の通いの場
- ・にのにんカフェ（二宮町社会福祉協議会主催）
- ・認知症サポーターのつどい（二宮町社会福祉協議会主催）
- ・介護者のつどい（二宮町社会福祉協議会主催）
- ・エコフェスタにのみや（環境づくりフォーラム主催）
- ・ワールド・カフェ

〈その他〉

- ・社会科の副読本「わたしたちの二宮」の発行
- ・生涯学習センター・図書館の適切な管理・運営
- ・身近な余暇ガイドの発行
- ・町民大学サポーター制度
- ・社会教育施設の改修

多様な学習機会の提供と学習環境づくりにおける取組一覧

実施事業	事業対象	開催場所	実施内容	SDGsへの貢献																
																				
				貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ・産業化	不平等	持続可能な都市	持続可能な消費と生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和と公正	実施手段
人権講演会及び研修会	町民（全年齢）	ラディアン 町民センター	人権啓発を目的とした事業を実施する。				○	○					○						○	○
認知症講演会 （二宮町社会福祉協議会主催）	町内に在勤・在住の方	ラディアン	認知症の啓発、町民の他、専門職の方等に対し、理解を深めてもらう講演会を行う。			○	○						○	○						○
大磯町・二宮町在宅医療 多職種連携講演会	町内に在勤・在住の方	ラディアン等	介護保険法（地域支援事業）に定める在宅医療・介護連携推進事業の地域住民への普及啓発を行う講演会。	○	○	○						○	○					○	○	
スマホ教室	町民（全年齢）	ラディアン等	携帯ショップから講師を派遣していただき、スマホの基本操作に不安がある町民を対象に実機を使った教室等を実施している。				○													○
手話講習会	町民（全年齢）	町民センター	手話講習における「入門」「基礎」研修を行う。	○		○	○						○							
要約筆記講習会	町内在住 町内勤務	二宮町社会福祉協議会	要約筆記における基礎研修 （手話が分からない、耳が聞こえにくい方へ要約して筆談する技術を学ぶ）	○		○	○						○							○
家族介護教室 （二宮町社会福祉協議会主催）	町内在住・在勤の方	ラディアン 社会福祉協議会 町民センター	各回ごとにテーマを決め、介護をしている、将来的に考えている方などに対し、講師等を招き、講義を行う。			○	○						○							○
認知症サポーター養成講座 ・ステップアップ講座 （二宮町社会福祉協議会主催）	サポーター養成講座 ⇒誰でも参加可能 ステップアップ講座 ⇒サポーター養成講座受講者	ラディアン 社会福祉協議会	認知症に関する基礎知識や理解を深める講義、実際の対応方法などを学ぶ。			○	○						○	○					○	○
運転ボランティア養成講座	町内に在勤・在住の方	ラディアン	買物や通院に困っている方を支援するために必要な移動の知識や身体介助、技術を学ぶ。			○	○						○	○						○
ボランティア入門講座 （二宮町社会福祉協議会主催）	制限なし	二宮町社会福祉協議会	福祉に関する理解を広める講座を実施する。	○	○	○	○						○	○						○
食生活改善推進員養成講座	町民（全年齢）	保健センター等	1年間11回の講座を受講し、食生活や栄養、生活習慣に役立つ内容を学び、8割以上出席すると食改善推進員となる。 食生活改善推進員・・・食を通じた健康づくりのボランティアグループ			○	○						○							○
ゲートキーパー養成講座	職員・町民	町民センター等	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができるゲートキーパー養成のための研修を行う。	○		○	○	○											○	○
二宮町観光ボランティア 養成講座 （観光協会主催）	二宮町在住の方	町民センター等	町の歴史や文化など観光に関する知識を学ぶ講座を実施。受講者は観光ボランティアとして活躍してもらう。				○				○				○					○
にのみや町民大学講座	町民（全年齢）	ラディアン等	町民の生涯学習活動支援のため、様々な生涯学習に資する講座を実施する。				○													○
農林漁業体験学習	町内幼稚園・保育園 町立小学校	町内農地、海岸	田植え体験、稲刈り体験、タマネギ定植体験、タマネギ収穫体験、原木椎茸講義、みかん収穫体験、地引網、魚の捌き方、二宮の海に関する講義を実施する。		○		○				○			○	○		○	○		○
地域の通いの場	高齢者を中心とした地域住民	地域の各施設 防災コミセン 老人憩いの家 児童館	高齢者を中心に子どもから大人まで誰もが参加することができ、話をしたりレクリエーションを楽しんだりする地域の居場所。定期的に参加することで、情報交換や安否確認、介護予防にもつながる。また、軽い体操などの健康づくり活動も行っている。			○	○						○	○						○
にのにんカフェ （二宮町社会福祉協議会主催）	誰でも参加可能	ラディアン 社会福祉協議会	専門職や認知症サポーター、地域の方々と一緒に介護のことや、今後の生活のことについて、話し合いを行う。			○							○						○	○
認知症サポーターのつどい （二宮町社会福祉協議会主催）	過去に認知症サポーター養成講座を受講した方	ラディアン 社会福祉協議会	認知症サポーター養成講座を受講した後、どのような活動ができるか、話し合いを行う。			○							○						○	○
介護者のつどい （二宮町社会福祉協議会主催）	介護をしている方、介護経験のある方、将来に備えている方	ラディアン 社会福祉協議会	介護をしている方などが集まり、介護についての悩みや情報を共有する。また、各回講師を招き、テーマ別のミニ講座を行っている。			○							○							○
エコフェスタにのみや （環境づくりフォーラム主催）	町民（全年齢）	ラディアン	豊かな町の環境づくりに関する展示会や講演会を行う。			○	○		○	○				○	○	○	○	○		○
ワールド・カフェ	町民（全年齢）	ラディアン	環境問題に関するテーマで情報共有を行い、交流の輪を広げる。			○	○		○	○				○	○	○	○	○		○
「わたしたちの二宮」の発行	町内小学生	－	社会科の副読本である私たちの二宮を発行する。				○													
生涯学習センター・図書館の管理運営	町民（全年齢）	－	生涯学習や文化振興の拠点である生涯学習センター・図書館の適切な管理運営を行う。				○							○						
身近な余暇ガイドの発行	町民（全年齢）	－	団体やサークルを紹介する余暇ガイドを発行し、町民の余暇活動の推進を図る。				○													○
町民大学サポーター制度	町民	－	生涯学習に資する講座を開催する際に、講師や指導者として活躍できる方を登録する制度。				○													○
社会教育施設の改修	－	町内各 社会教育施設	公共施設再配置・町有地有効活用実施計画及び新庁舎・駅周辺公共施設再編計画に基づき社会教育施設の改修を実施する。			○								○		○				○

(2)家庭・地域の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭や、家庭を取り巻く地域社会における教育力の向上をめざし、各種団体と連携するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進をふまえた取組を進めます。

【方 針】

- 地域学校協働活動を中心とした家庭や地域、学校と連携した取組の充実
- 青少年の健全育成を通じた生涯にわたる学びのきっかけづくり

【取 組】

〈講演会〉

- ・防災講演会
- ・犯罪予防に関する講演会（二宮町保護司会主催）
- ・教育講演会

〈講座・講習会〉

- ・消費生活講座
- ・安心安全まちづくり講座
- ・交通安全教室
- ・マタニティ教室
- ・赤ちゃん体操
- ・離乳食教室
- ・子育てサロン親子講座
- ・未来づくり教室

〈事業・イベント等〉

- ・自主防災訓練
- ・未病センター
- ・歯の健康フェスタ
- ・夏休みチャレンジ
- ・マイエコ 10 宣言
- ・葛川に親しもう会（環境づくりフォーラム主催）
- ・青少年指導員活動
- ・PTA活動
- ・学校運営協議会
- ・地域学校協働活動（放課後子ども教室など）
- ・図書館における各種行事の実施（ブックスタート、おはなし会等）

〈その他〉

- ・租税教育用補助教材の配布

家庭・地域の教育力の向上における取組一覧

実施事業	事業対象	開催場所	実施内容	SDGsへの貢献																
																				
				貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ・産業化	不平等	持続可能な都市	持続可能な消費と生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和と公正	実施手段
防災講演会	町民（全年齢）	ラディアン	住民向けの防災気象情報や地震災害についての講座を実施する。				○							○		○				○
犯罪予防に関する講演会 （二宮町保護司会主催）	制限なし	ラディアン	社会を明るくする運動講演会。	○		○	○						○							○
教育講演会	教職員・保護者・地域	ラディアン	教職員の指導力向上を図るための講演会を実施する。また、保護者や地域等も参加することで、教育課題を共有できる場とする。				○													○
消費生活講座	高齢者	地域集会場等	地域の通いの場での悪質商法への注意喚起と被害未然防止を目的とした出前講座を実施する。				○								○					○
安心安全まちづくり講座	町民（全年齢）	町民センター	住いの防犯や昨今の犯罪情勢についての講座を実施する。				○							○						○
交通安全教室	小学生	各小学校	交差点のわたり方や自転車の運転ルールについての教室を実施する				○							○						○
マタニティ教室	妊婦とその家族等	保健センター	骨盤体操、お産の進み方、沐浴など育児の基礎などを学ぶ。	○		○	○	○					○						○	○
赤ちゃん体操	乳幼児とその家族	保健センター	赤ちゃんの体のバランスを整え、健やかな成長を促す。	○		○	○	○					○						○	○
離乳食教室	乳幼児とその家族	保健センター	離乳食のスタートから完了期までの進め方、作り方、食べさせ方などを学ぶ	○		○	○	○					○						○	○
子育てサロン親子講座	未就学児の親子	子育てサロン	子育てサロンにおいて、親子で参加できる様々な子育てに関する講座を実施する。			○	○	○			○		○						○	○
未来づくり教室	幼稚園年長～小学6年生	町内各保育園	環境教育の一環で、職員による環境に関する出前講座等を行う。			○	○			○				○	○	○	○	○		○
自主防災訓練	町民（全年齢）	町内全域	煙体験や水消火器の使用、応急救護の訓練などを実施する。				○							○		○				○
未病センター	20歳以上	保健センター	健康にかかわる各種測定や、自身の健康管理に役立つ内容をアドバイスし、健康づくり・未病改善に繋げていく。また、年に数回の健康講座や専門職による健康相談も実施。			○	○						○							○
歯の健康フェスタ	町民（全年齢）	生涯学習センター	歯と口の健康習慣に合わせて、歯の健康の普及啓発イベントを行う。			○	○						○							○
夏休みチャレンジ	小中学生	各小中学校	夏休みに環境教育に関する課題を配付している。			○	○			○				○	○	○	○	○		○
マイエコ10宣言	小中学生	各小中学校	冬休みに環境教育に関するマイエコ10宣言の配付をしている。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f360478/index.html			○	○			○				○	○	○	○	○		○
葛川に親しもう会 （環境づくりフォーラム主催）	町内在住の小学生	葛川・川勾地区山林	葛川にて生き物観察、カヌー体験をやいかだ体験などの自然と触れ合う体験会。いかだ体験会の実施に向けては、竹の切り出しやいかだづくりを行う。			○	○		○					○	○	○	○	○		○
青少年指導員活動	二宮町の青少年	各地区・ラディアン等	青少年指導員による青少年の健全育成のための事業等を行う。他団体と連携したデイキャンプ事業、バモスライブ等を実施する。			○	○												○	○
P T A活動	小中学校児童生徒	各小中学校	子どもの健全な育成を図るため、保護者もしくは世帯員と教員で組織するPTAが様々な活動を行う。				○													○
学校運営協議会	学校・保護者・地域住民等	各小中学校	学校と保護者や地域がともに協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める。				○													○
地域学校協働活動 （放課後子ども教室など）	町立小中学校児童生徒・保護者・地域住民等	学校・地域	地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を実施する。放課後の子どもの居場所づくりと、子どもの体験の場の提供を目的として実施する。				○							○						○
ブックスタート	4カ月児健診対象者	保健センター	本に親しんでもらうため、本をプレゼントする。				○													○
各種おはなし会	乳幼児・小学生・保護者	図書館・ラディアン	本に親しむための読み聞かせを行う。				○													○
租税教育用補助教材の配布	中学3年生	－	「私たちのくらしと税」という租税教育用リーフレットを作成し、税金のことを学ぶ授業の補助教材として中学校へ配布する。	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○				○	○

(3)地域活力の向上に向けた団体活動の支援とスポーツ振興の促進

地域で活躍する各種団体や機関と連携し、学習のための環境づくりを進めるとともに、地域コミュニティの形成や活性化を図るため、団体等の活動を支援します。

スポーツの振興においては、健康で豊かな生活を送れるよう、日頃からスポーツに親しむことができる環境や機会を提供します。また、健康に対する意識の高まりに応じて、誰もが気軽に参加できるスポーツを通じて、健康増進につながる取組を進めます。

【方 針】

○各種団体・機関における地域の活性化に向けた自発的な活動の支援

○心身ともに健康な生活ができるよう、気軽に健康づくりや体力づくりに取り組む機会の充実

【取 組】

〈講座・講習会〉

- ・ニュースポーツ体験会（町スポーツ推進委員主催）

〈事業・イベント等〉

- ・子ども会活動
- ・スポーツフェスティバル（スポーツ協会主催）
- ・にのみや学園で実施する運動会及び体育祭

〈地域の生涯学習振興に対する支援〉

- ・地域生涯学習振興事業補助金
- ・町民活動推進補助金

〈その他〉

- ・各地区集会施設及び体育施設等の適切な維持管理及び大規模改修
- ・地域や NPO など、様々な場における自主活動との連携

地域活力の向上に向けた団体活動の支援とスポーツの振興の促進における取組一覧

実施事業	事業対象	開催場所	実施内容	SDGsへの貢献																
																				
				貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ・産業化	不平等	持続可能な都市	持続可能な消費と生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和と公正	実施手段
ニューススポーツ体験会 (町スポーツ推進委員主催)	町民(全年齢)	町立体育館 各学校体育館	いつでもどこでもだれでも楽しめるニューススポーツの普及推進を図る。			○	○													○
子ども会活動	各地区子ども会 子ども会育成会連絡協議会	各地区等	子どもの健やかな成長を目的として、様々な体験活動などを実施する。			○	○													○
スポーツフェスティバル (町スポーツ協会主催)	町民(全年齢)	町体育施設	町スポーツ協会が、町民にスポーツの楽しさを知ってもらい、自ら進んで身体を動かすきっかけづくりの場とすることを目的に開催しているスポーツフェスティバルを支援する。			○	○													○
にのみや学園で実施する 運動会及び体育祭	小中学生	各学校等	各学校において、児童生徒による運動会及び体育祭を実施する。			○	○													○
地域生涯学習振興事業補助金	小学校区内の複数の地区で組織する団体	各地区	小学校区内の複数の地区で組織する団体の実施する講座講習会等の生涯学習活動を支援し、地域の生涯学習振興を推進する。				○							○						○
町民活動推進補助金	町民（全年齢）	—	町民が自らの意志で社会的なさまざまな課題に主体的に取り組む「町民活動」に対して、財政的に支援する。				○							○						○
各地区集会施設・ 体育施設の管理運営及び 大規模改修	町民(全年齢)等	—	町民の憩いの場である各地区の集会施設や町民の健康増進と体力町民の健康づくり、体力づくりの場を提供することを目的とした体育施設の管理運営を行う。公共施設再配置・町有地有効活用実施計画及び新庁舎・駅周辺公共施設再編計画に基づく施設の大規模改修を実施し、施設の長寿命化を図る。			○	○							○						○
地域やNPOなど、様々な場における自主活動との連携	町民(全年齢)等	各地区	一色小学校区元気なコミュニティ協議会をはじめ、地域で生涯学習に資する活動を展開する団体やNPOなどと連携し、生涯学習の推進を図る。				○													○

(4)文化の振興

文化の振興を通じて、町民相互の交流や生きがいづくりの促進をめざし、町民主体の文化活動に対する支援を行うとともに、成果発表の場づくりに取り組みます。

【方 針】

- 展示や発表、体験の場づくりによる活動や交流の促進
- 施設の適切な運営・維持管理による音楽や美術などといった芸術活動の支援

【取 組】

〈事業・イベント等〉

- ・二宮町文化祭
- ・ピアノマラソンコンサート
- ・にのみや学園で実施する文化祭

〈その他〉

- ・生涯学習センター及び図書館の適切な維持管理及び大規模改修
- ・ふたみ記念館の管理運営

(5)歴史・文化の継承

地域への誇りと愛着の醸成をめざして、町の伝統芸能、歴史・文化、自然等を保全・継承する活動に対する支援を進めます。

【方 針】

- 資料展示などによる歴史や文化に触れる機会の提供
- 伝統芸能や歴史的資料の保存・継承の支援

【取 組】

〈事業・イベント等〉

- ・埋蔵文化財発掘調査
- ・図書館における各種資料展示
- ・民俗芸能のつどい
- ・ラディアンギャラリーにおける展示
- ・戦時中、戦後体験の紙芝居（二宮町遺族会主催）
- ・湘南にのみやバーチャル郷土館

〈その他〉

- ・ふるさと再発見の発行
- ・二宮ゆかりの人物の発行

文化の振興における取組一覧

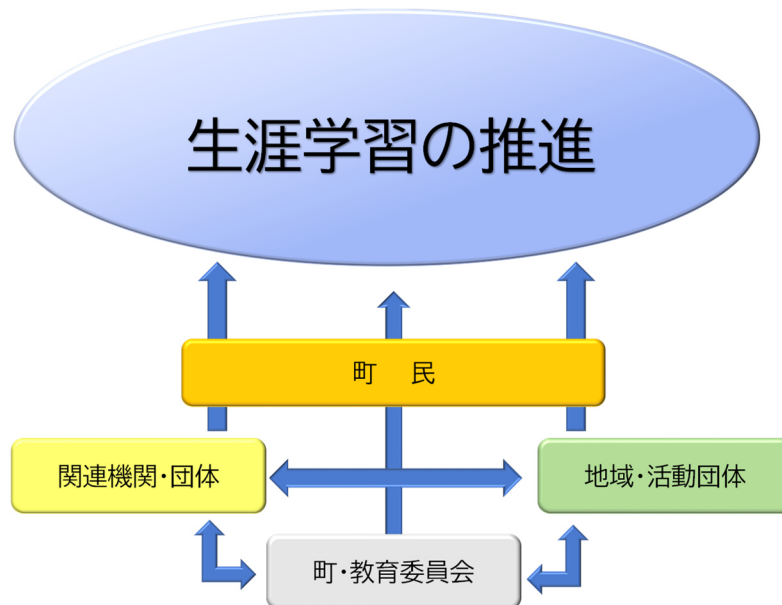
実施事業	事業対象	開催場所	実施内容	SDGsへの貢献																
																				
				貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ・産業化	不平等	持続可能な都市	持続可能な消費と生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和と公正	実施手段
二宮町文化祭	町民(全年齢)	ラディアン	展示、体験、芸能大会、合唱祭を行う。				○													○
ピアノマラソンコンサート	町民(全年齢)等	ラディアン	ラディアンにあるピアノ(スタインウェイ)を使用した、参加者で作り上げるコンサート				○													○
にのみや学園で実施する文化祭	中学生	各中学校	各学校において、生徒による文化祭を実施する。				○													○
生涯学習センター・図書館の管理運営及び大規模改修	町民(全年齢)等	—	文化振興や生涯学習の拠点である生涯学習センター及び図書館の管理運営を行う。公共施設再配置・町有地有効活用実施計画及び新庁舎・駅周辺公共施設再編計画に基づき大規模改修を実施し、施設の長寿命化を図る。				○							○						
ふたみ記念館の管理運営	町民(全年齢)等	—	二見利節生誕100周年を記念して設立されたふたみ記念館の管理運営を行う。				○													

歴史・文化の継承における取組一覧

実施事業	事業対象	開催場所	実施内容	SDGsへの貢献																
																				
				貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ・産業化	不平等	持続可能な都市	持続可能な消費と生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和と公正	実施手段
埋蔵文化財調査	町民(全年齢)等	ラディアン	開発行為等による埋蔵文化財の保護に努め、出土した文化財の展示等を行う。				○													
図書館における各種資料展示	町民(全年齢)等	図書館	地域資料展示ケース、特別コレクション展示ケースを用いて、図書館で所蔵する様々な資料展示を行う。				○													
民俗芸能のつどい	町民(全年齢)等	ラディアン	二宮の民俗芸能(祭囃子、民謡踊り等)が一堂に介し発表を行う。				○													○
ラディアンギャラリーにおける展示	町民(全年齢)等	ラディアン	二宮町の歴史、文化や文化財などの展示を行う。				○													
戦時中、戦後体験の紙芝居(二宮町遺族会主催)	制限なし	ラディアン	二宮町遺族会の戦争の悲惨さを語る会メンバーによる実演を通じて、戦争を後世に伝えていくために実施する。				○						○							○
湘南にのみやバーチャル郷土館	町民(全年齢)等	町ホームページ	誰もが気軽に訪れることができる、インターネット上の郷土資料館の管理を行う。				○													
ふるさと再発見の発行	町民(全年齢)等	—	二宮町の自然や歴史、民俗行事、文化財などを紹介する書籍「ふるさと再発見」を発行する。				○													
二宮ゆかりの人物の発行	町民(全年齢)等	—	二宮に関わりのある、著名な作家や各方面で活躍した人物を再認識し資料として残す「にのみやゆかりの人物」を発行する。				○													

第4章 推進体制

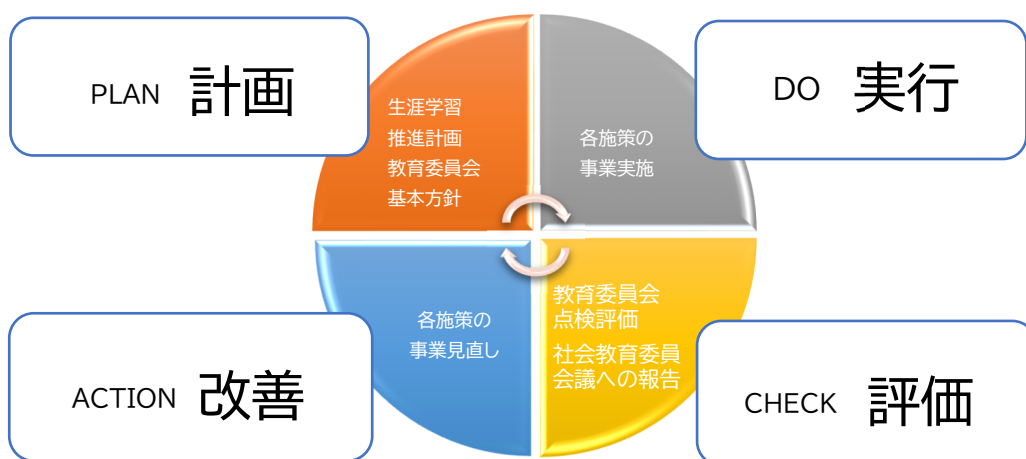
1. 推進体制



本計画の推進にあたっては、町及び教育委員会、関連機関や団体、地域や活動団体が連携・協力しながら取り組みます。

2. 進捗管理

計画の実効性を高めるため、町民のニーズや地域課題を的確に捉えていくとともに、PDCAサイクルのもと、各施策の実施状況を年度ごとに整理し、教育委員会の点検評価や、社会教育委員会議における意見をふまえながら、計画の進捗管理を行います。



3. 計画期間における見直し

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和14(2032)年度までとします。

また、令和9(2027)年度に行われる、第6次二宮町総合計画後期基本計画の策定と二宮町教育大綱の改定にあわせて、前期4年間の総括と後期5年間に向けた見直しを行います。

なお、社会情勢等の変化により必要に応じて見直しをすることとします。

計 画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第6次二宮町総合計画					基本構想				
		前期基本計画				後期基本計画			
			後期計画の策定				次期計画の策定		
二宮町教育大綱									
		改 定				改 定			
生涯学習推進計画			PDCAサイクルに基づく年度ごとの進行管理						
				前期の総括 後期に向けた見直し				次期計画の策定	

第5章 計画推進の拠点

1. 社会教育施設

本計画を推進するための場、拠点となる施設の多くは、生涯学習課が管理運営し、活動や交流、発表の場として活用されるよう、施設の適切な管理運営に努めています。

なお、「二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画」に基づき、各施設の今後の方向性により、リニューアルや維持補修、あるいは転用、廃止を進めていきます。

(1) 二宮町生涯学習センター・ラディアン



竣 工 平成 12(2000)年 7 月 31 日

所 在 地 二宮町二宮 1240-10

開館日等 毎日 9 時から 22 時まで

※月曜日(祝日は開館)、祝日の翌日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く

業務内容 ホール、部屋の貸出

文化振興や生涯学習事業の拠点として、まちづくりや地域の活性化を目的に開設されました。収容人数 531 名のコンサートホール等、充実した施設を有し、発表会やサークル活動、趣味の作品展などに利用されています。

(2)二宮町図書館(生涯学習センター・ラディアン内)



開館日等 毎日①9時30分から17時まで(火・木・土・日曜日及び祝日)

②9時30分から19時まで(水・金曜日)

※月曜日(祝日は開館)、祝日の翌日、12月28日から1月4日及び特別整理期間を除く

業務内容 図書館資料の収集整理及び貸出

平成12(2000)年に生涯学習センター・ラディアン内に移転開館しました。「赤ちゃんからお年寄りまで誰でも気軽に利用できる図書館」として、幅広い世代に親しまれています。

(3)二宮町ふたみ記念館



竣 工 平成 23(2011)年 3 月 2 日

所 在 地 二宮町山西 1953- 1

開館日等 毎日 10 時から 16 時まで（入場は 15 時 30 分まで）

※月・火曜日(祝日は開館)、祝日の翌日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く

業務内容 二見利節の作品に関する資料の収集、保管、展示、公開

展示ギャラリーの貸出（平成 27(2015)年 4 月～）

二見利節の生誕 100 年を記念して開館されました。開館に際し、二見利節のご遺族をはじめ町内外の方々から 2,500 点余りの作品の寄贈がありました。展示ギャラリーは、地域の皆様に貸出を行っており、各種展示会等に利用されています。

(4)二宮町武道館



竣 工 昭和 55(1980)年 3 月 30 日

所 在 地 二宮町二宮 961-25

開館日等 毎日 9 時から 22 時まで ※12 月 29 日から 1 月 4 日を除く

業務内容 施設の貸出

武道の普及振興等の場を提供することを目的として開設されました。剣道、空手、柔道、合気道、卓球などの屋内スポーツの場として利用されています。

(5)町営山西プール



竣 工 昭和 57(1982)年 6 月 10 日
所 在 地 二宮町山西 2033-1
開館日等 7 月 1 日から 8 月 31 日まで 9 時から 17 時まで
業務内容 施設の貸出

町民の健康づくり、体力づくりの場を提供することを目的として開設されました。町営では県内で唯一の日本水泳連盟公認屋外 50 メートルプールと小児用プールがあります。個人の利用や各種大会、学校授業等でも利用されています。

(6)二宮町立体育館



竣 工 昭和 60(1985)年 3 月 31 日
所 在 地 二宮町山西 218- 1
開館日等 毎日 9 時から 21 時まで
※月曜日(祝日は開館)、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
業務内容 施設(体育室、多目的ルーム、会議室、トレーニングルーム)の貸出

町民の健康づくり、体力づくりの場を提供することを目的として開設されました。体育室、トレーニングルームの他に多目的室や会議室もあり、各種サークル等の活動に使用されています。

(7)二宮町民運動場



竣 工	平成 2 (1990) 年 3 月 30 日
所 在 地	二宮町山西 2023- 1
開館日等	毎日 9 時から 21 時まで ※月曜日(祝日は開館)、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
業務内容	施設の貸出

町民の健康づくり、体力づくりの場を提供することを目的として開設されました。野球、ソフトボール、サッカー、陸上などの各種スポーツに利用される多目的グラウンドであり、夜間照明も整備されていることから、昼夜を問わずスポーツ活動を行うことができます。

(8)テニスコート (ラディアン・緑が丘)



ラディアンテニスコート



緑が丘テニスコート

竣 工	平成 18 年(2006 年) 3 月 24 日
所 在 地	ラディアンテニスコート 二宮町二宮 1240-10 緑が丘テニスコート 二宮町緑が丘 1 -11- 1
開館日等	毎日 9 時から 17 時まで (10 月から 3 月は 16 時まで) ※月曜日(祝日は開館)、祝日の翌日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く
業務内容	施設の貸出

町民の健康づくり、体力づくりの場を提供することを目的として開設されました。
ラディアンテニスコートは 2 面、緑が丘テニスコートは 3 面のハードコートです。

2. その他の施設

施設	住所	所管課
二宮町町民センター	二宮 961	財務課
にのみや町民活動サポートセンター		地域政策課
二宮町保健センター	二宮 1410	子育て・健康課

施設	施設数	所管課
児童館	8	財務課
老人憩の家	8	
公会堂	3	
防災コミュニティーセンター	6	
古民家ふるさとの家	1	
子育てサロン	2	子育て・健康課
東京大学果樹園跡地	1	施設再編課

町ホームページより 令和5年2月時点

資 料

1. 二宮町生涯学習推進計画の策定経過

開催・実施日	主な内容
令和4年（2022年） 5月24日（火）	令和4年度 第1回社会教育委員会議 生涯学習推進計画の策定について（策定スケジュール(案)の提示）
7月14日（木）	第2回社会教育委員会議 生涯学習推進計画の策定について（原案（第1章、第2章））
8月～10月	二宮町生涯学習アンケート調査の実施 （町内の文化及びスポーツ団体対象）
10月14日（金）	第3回社会教育委員会議 生涯学習推進計画の策定について（原案（第2章まで）） 二宮町生涯学習アンケート調査の報告
12月8日(木)	第4回社会教育委員会議 生涯学習推進計画の策定について（原案（第4章まで）） 基本目標の検討
令和5年（2023年） 2月2日(木)	第5回社会教育委員会議 生涯学習推進計画の策定について（原案（第5章まで））
3月23日(木)	第6回社会教育委員会議 生涯学習推進計画の策定について
5月18日(木)	令和5年度 第1回社会教育委員会議 生涯学習推進計画の策定について （庁内各課で実施する生涯学習に資する事業の照会の実施）
7月13日(木)	第2回社会教育委員会議 生涯学習推進計画の策定について
10月13日(金)	第3回社会教育委員会議 生涯学習推進計画の策定について
令和6年（2024年） 1月4日(木)から 2月5日(月)まで	計画(案)についてパブリックコメントを実施

2. 二宮町社会教育委員名簿

NO	氏 名	備 考
1	稲葉 通隆	社会教育関係者
2	久保田 秀実	学識経験者
3	関口 金由紀	社会教育関係者
4	中西 美保	学校教育関係者
5	橋本 由恵	家庭教育関係者
6	蓮實 茂夫	社会教育関係者
7	三宅 栄子	家庭教育関係者
8	山内 みどり	学識経験者



© 東京ハイズ / 二宮町

二宮町生涯学習推進計画

発行日 令和6年3月
発行 二宮町・二宮町教育委員会
編集 二宮町教育委員会教育部生涯学習課
〒259-0123
神奈川県中郡二宮町二宮1240-10



資料 No.12

令和6年度 教育委員会議定例会等開催予定日

月日・曜日	場所	午前の予定(9:30～)	給食 試食	午後の予定
4月26日 (金)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		
5月30日 (木)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会	○	総合教育会議
5月31日 (金)				関東甲信越静市町村教育 委員会連合会(茨城県)
6月28日 (金)	第一委員会室	教育委員会議定例会	○	山西小学校学校訪問
7月26日 (金)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		
8月29日 (木)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		総合教育会議
9月27日 (金)	3Bクラブ室	教育委員会議定例会	○	二宮中学校学校訪問
10月25日 (金)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会	○	二宮西中学校学校訪問
11月7日 (木)				一色小学校学校訪問
11月28日 (木)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会	○	二宮小学校学校訪問
12月20日 (金)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		
1月30日 (木)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会	○	総合教育会議
2月14日 (金)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		
3月26日 (水)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		

1 体育施設の現状

町民がスポーツをするための活動場所となる町内の体育施設の利用者数や稼働状況等について検証するとともに、町民のスポーツ活動は、昨今の社会情勢あるいは制度等により町外施設の利用も考えられることから、町外の体育施設の設置状況についても、情報収集を実施しました。

(1) 町内の体育施設

二宮町武道館



武道の普及振興等の場を提供することを目的として開設されました。剣道、空手、柔道、合気道、卓球などの屋内スポーツの場として利用されています。

所在地 二宮町二宮 961-25

開館日等 毎日午前 9 時から午後 10 時まで ※12 月 29 日から 1 月 4 日を除く

利用料金表

	午前 9 時から 正午まで	正午から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
全面	1,800 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円
半面(柔道場)	900 円	900 円	900 円	1,200 円
半面(剣道場)	900 円	900 円	900 円	1,200 円

町営山西プール



町民の健康づくり、体力づくりの場を提供することを目的として開設されました。町営では県内で唯一の日本水泳連盟公認屋外 50 メートルプールと小児用プールがあります。個人の利用や各種大会、学校授業等でも利用されています。

所在地 二宮町山西 2033-1

開館日等 7 月 1 日から 8 月 31 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで

利用料金表

大人	200 円
子ども (3 歳以上中学生以下)	100 円

二宮町立体育館



町民の健康づくり、体力づくりの場を提供することを目的として開設されました。体育室、トレーニングルームの他に多目的室や会議室もあり、各種サークル等の活動に使用されています。

所在地 二宮町山西 218-1

開館日等 毎日午前9時から午後9時まで

※月曜日(祝日は開館)、12月29日から1月3日を除く

利用料金表

専用利用する場合

名称	1回2時間
体育室全面	2,000 円
体育室半面	1,000 円
多目的室	600 円
会議室	300 円

個人利用する場合

名称	区分	1回2時間
体育室 多目的室 会議室	大人	300 円
	子ども	100 円
トレーニングルーム	大人	300 円

テニスコート (ラディアン・緑が丘)



町民の健康づくり、体力づくりの場を提供することを目的として開設されました。

ラディアンテニスコートは2面、緑が丘テニスコートは3面のハードコートです。

所在地 ラディアンテニスコート 二宮町二宮 1240-10

緑が丘テニスコート 二宮町緑が丘 1-11-1

開館日等 毎日午前9時から午後5時まで (10月から3月は午後4時まで)

※月曜日(祝日は開館)、祝日の翌日及び12月28日から1月4日を除く

利用料金表

1 時間	200 円
------	-------

二宮町民運動場



町民の健康づくり、体力づくりの場を提供することを目的として開設されました。野球、ソフトボール、サッカー、陸上などの各種スポーツに利用される多目的グラウンドであり、夜間照明も整備されていることから、昼夜を問わずスポーツ活動を行うことができます。

所 在 地 二宮町山西 2023- 1

開館日等 毎日午前 9 時から午後 9 時まで（4 月から 10 月は午前 6 時から午後 9 時まで）
※月曜日(祝日は開館)、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く

利用料金表

専用利用する場合

	午前 6 時から 午前 9 時まで	午前 9 時から 午後 12 時まで	午後 12 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
平日	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
休日等	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円
照明施設利用料 (1 時間につき)			全灯照明		3,500 円
			7 割照明		2,500 円
			6 割照明		2,000 円

個人利用する場合

区分	1 回当たり
大人	300 円
子ども (中学生以下)	100 円

(2) 二宮町体育施設の利用者数

①10 年前（平成 24 年度）との利用者数の比較について

テニスコート以外の体育施設利用者数については、10 年前の平成 24 年度と比較すると減少しており、今後も少子高齢化に伴う人口減少の影響を受け、利用者数についても減少傾向が続いていくものと考えられます。

	平成 24 年度 (A)	令和 4 年度 (B)	(B) - (A)	伸率
武道館	23,016 人	17,656 人	△ 5,360 人	△ 23.3%
町立体育館	65,530 人	54,996 人	△ 10,534 人	△ 16.1%
町民運動場	70,807 人	39,729 人	△ 31,078 人	△ 43.9%
緑が丘テニスコート	5,991 人	8,820 人	2,829 人	47.2%
ラデミアンテニスコート	3,134 人	5,449 人	2,315 人	73.9%

※体育施設利用者数の推移を把握するため、平成 24 年度と令和 4 年度の利用者数及び伸率を比較しています。

②直近の利用者数の比較

令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響から社会が回復する傾向にあった期間です。その令和 4 年度と 5 年度の上半期分で比較を行ったところ、武道館、町立体育館、町民運動場の利用者数が若干伸びていることがわかりますが、10 年前ほどの利用者数までには、到達していない状況です。

	上半期（4 月～9 月）の利用者数				参考：年間の利用者数推計	
	令和 4 年度 (A)	令和 5 年度 (B)	(B) - (A)	伸率	令和 4 年度	令和 5 年度
武道館	8,786 人	9,089 人	303 人	3.4%	17,572 人	18,178 人
町立体育館	26,058 人	28,178 人	2,120 人	8.1%	52,116 人	56,356 人
町民運動場	19,772 人	23,269 人	3,497 人	17.7%	39,544 人	46,538 人
緑が丘テニスコート	4,541 人	4,536 人	△ 5 人	△ 0.1%	9,082 人	9,072 人
ラデミアンテニスコート	2,733 人	2,405 人	△ 328 人	△ 12.0%	5,466 人	4,810 人

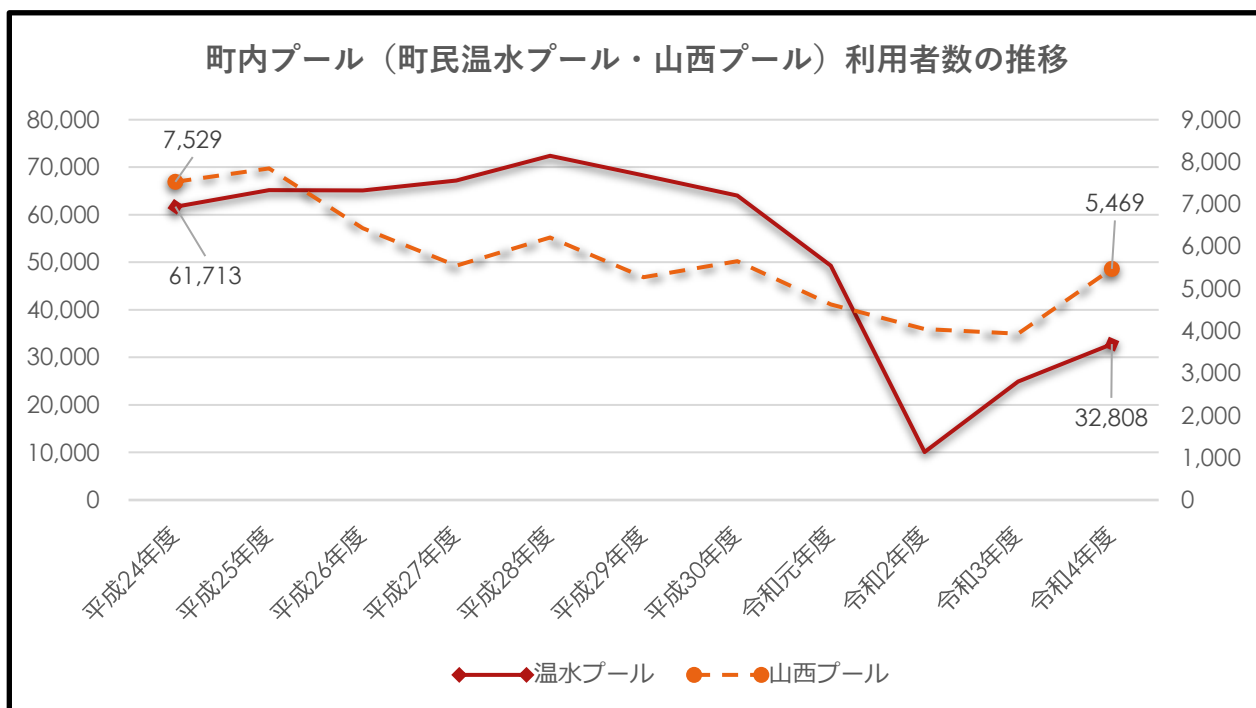
※令和 4 年度と 5 年度の上半期（4 月～9 月）の利用者数を比較しています。

※参考：年間の利用者数推計欄は、年間の利用者数を比較しやすいように、上半期の利用者数を 2 倍したものを記載しています。

③プールの利用者数の推移

町内プール（町民温水プール・山西プール）の利用者数については、コロナ禍以前より減少傾向に入っており、プールに対する利用ニーズは減少傾向にあることが伺えます。

なお、町民温水プールの利用者数については、令和元年度末以降の新型コロナウイルス感染症の拡大や空調設備の故障等に伴い、臨時休館を実施した影響で利用者が大きく減少しています。（休館の理由や営業期間等については表の下部に記載）



※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、約1か月の休館（営業期間：約11か月）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止・空調設備修繕工事のため、約8か月の休館

（営業期間：約4か月）

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止・空調設備修繕工事のため、約4か月の休館

（営業期間：約8か月）

※令和4年度は、天井崩落のため、約1か月の休館（営業期間：約11か月）

（３）体育施設の稼働状況（令和４年度実績）

武道館の剣道場は、フローリング仕様であることから、剣道、卓球、体操など、複数種目の団体が利用し、70%を超える高い稼働率となっていますが、特定の団体（15 団体）による利用が中心となっているため、特定の曜日、時間帯に空きが生じている状況です。

町立体育館は、体育室、多目的室ともに高い稼働率となっていますが、町内団体の活動する曜日、時間帯が固定化されており、武道館同様に、特定の曜日、時間帯に空きが生じています。

また、町内団体（二宮町民が 10 名以上所属する団体）の活動場所を確保する観点から、町内団体は優先的に予約ができるよう、施設予約の運用をしています。

町民運動場、テニスコートは、休日等の利用が中心となっており、平日は利用枠に余裕がある状況です。

施設名称	部屋種別	稼働率（％）
武道館	剣道場（フローリング）	72.0
	武道場（畳敷き）	20.9
町立体育館	体育室（A）	78.1
	体育室（B）	60.1
	多目的室	74.3
町民運動場		45.2
緑が丘テニスコート	A コート	15.8
	B コート	12.6
	C コート	12.2
ラディアンテニスコート	ダブルスコート	35.4
	シングルスコート	25.4

（４）近隣自治体における体育施設の設置状況

公共施設の相互利用に関する協定を締結している近隣自治体（平塚・秦野・伊勢原・小田原・中井・大磯）における体育施設の大部分が、市民・町民と同料金で利用できるようになっています。その設置状況について、民間のスポーツ施設も含めて、各施設ホームページの情報等をもとに取りまとめました。

なお、7 ページのスポーツ施設別一覧表では、運動場や体育館など、施設別ごと、所要時間順に一覧表を作成しています。所要時間については、インターネットによるルート検索で最も効率的なルートで検索した時間を記載しており、有料道路を使用した所要時間となっている施設もあります。また、区分欄で「公【協】」と記載しているものは、公共施設の相互利用に関する協定を締結している施設です。

8 ページのスポーツ施設分布図は、二宮町役場を中心として距離ごとの円を描き、スポーツ施設の分布を表しています。赤丸が公共施設、青丸が民間施設、黄色の星が大規模商業施設を表しています。

スポーツ施設別一覧

◆ 運動場

施設数 公 19【内協 16】民 0 計 19 施設				
所在市町	施設名称	区分	用途※	所要時間
二宮町	町民運動場	公【協】	多	5 分
中井町	中井町総合グラウンド	公【協】	多	13 分
中井町	境グリーンテクパーク公園グラウンド	公【協】	多	14 分
大磯町	大磯運動公園野球場・多目的広場	公【協】	野・多	14 分
中井町	中井中央公園野球場・多目的広場	公【協】	野・多	15 分
小田原市	県立西湘スポーツセンタースポーツ広場	公	多	20 分
小田原市	上府中公園野球場・スポーツ広場	公【協】	多	22 分
小田原市	酒匂川スポーツ広場	公	多	22 分
平塚市	土沢野球場・多目的広場	公【協】	野	23 分
平塚市	王御住運動広場	公【協】	多	23 分
小田原市	城山陸上競技場	公【協】	陸	23 分
平塚市	馬入ふれあい公園サッカー場	公【協】	サ	24 分
平塚市	平塚総合公園	公【協】	多	25 分
秦野市	おおね公園スポーツ広場	公【協】	多	26 分
伊勢原市	伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場	公	多	26 分
秦野市	秦野市カルチャーパーク野球場・陸上競技場	公【協】	野・陸	27 分
平塚市	大神スポーツ広場	公【協】	サ・野	33 分
伊勢原市	伊勢原鈴川公園野球場	公【協】	野	34 分
伊勢原市	伊勢原市総合運動公園野球場	公【協】	野	37 分

※多…サッカー、野球、陸上、グラウンドゴルフ等の多目的な利用が可能です。
サ…サッカー、野…野球、陸…陸上

◆ 体育館

施設数 公 8【内協 5】民 0 計 8 施設			
所在市町	施設名称	区分	所要時間
二宮町	町立体育館	公【協】	4 分
小田原市	県立西湘スポーツセンター体育館	公	20 分
小田原市	小田原アリーナ	公	21 分
平塚市	平塚アリーナ	公【協】	24 分
平塚市	平塚総合体育館	公【協】	25 分
伊勢原市	行政センター体育館	公	26 分
秦野市	秦野市総合体育館	公【協】	28 分
伊勢原市	伊勢原市総合運動公園体育館	公【協】	37 分

◆ フットサル

施設数 公 0【内協 0】民 8 計 8 施設			
所在市町	施設名称	区分	所要時間
大磯町	大磯プリンスホテルフットサルコート	民	10 分
平塚市	Shonan Ball Field	民	21 分
平塚市	コロナフットボールクラブ湘南平塚	民	21 分
平塚市	湘南ベルマーレスポーツフィールド平塚	民	23 分
平塚市	SHONAN TANABATA FIELD	民	24 分
秦野市	湘南ベルマーレ秦野フットサルコート	民	26 分
平塚市	湘南ベルマーレ大神フットサルコート	民	28 分
秦野市	フットボールパーク秦野	民	31 分

◆ テニスコート

施設数 公 16【内協 15】民 2 計 18 施設			
所在市町	施設名称	区分	所要時間
二宮町	ラディアンテニスコート	公【協】	4 分
二宮町	緑が丘テニスコート	公【協】	6 分
大磯町	大磯プリンスホテルテニスコート	民	10 分
中井町	中井町総合グラウンドテニスコート	公【協】	13 分
大磯町	大磯運動公園テニスコート	公【協】	14 分
平塚市	平塚市立桃浜町庭球場	公【協】	16 分
秦野市	立野緑地庭球場	公【協】	19 分
小田原市	小田原テニスガーデン	公【協】	20 分
小田原市	県立西湘スポーツセンターテニスコート	公	20 分
小田原市	城山庭球場	公【協】	23 分
平塚市	平塚総合公園テニスコート	公【協】	25 分
秦野市	おおね公園テニスコート	公【協】	26 分
秦野市	秦野市カルチャーパーク庭球場	公【協】	27 分
小田原市	ヒルトン小田原テニスコート	民	27 分
平塚市	平塚市立軟式庭球場	公【協】	31 分
伊勢原市	伊勢原市東富岡公園テニスコート	公【協】	33 分
伊勢原市	伊勢原市鈴川公園テニスコート	公【協】	34 分
伊勢原市	伊勢原市市ノ坪公園テニスコート	公【協】	34 分

◆ トレーニングルーム

施設数 公 8【内協 5】民 41 計 49 施設			
所在市町	施設名称	区分	所要時間
二宮町	町立体育館トレーニングルーム	公【協】	4分
二宮町	FIT-EASY 湘南二宮店	民	5分
二宮町	パーソナルコンディショニングジム tekku-tekku	民	5分
二宮町	HONEYCOMB	民	7 分
大磯町	カープス ヤオマサ大磯	民	10 分
中井町	Fit every24 ライズモール中井町店	民	14 分
平塚市	フィットネススタジオ GGG 平塚花水店	民	16 分
小田原市	ANYTIME FITNESS 小田原巡礼街道店	民	16 分
小田原市	MIRA fitness 小田原なるだ店	民	17 分
小田原市	FIT24 小田原鴨宮店	民	18 分
小田原市	chocoZAP 鴨宮	民	18 分
小田原市	県立西湘スポーツセンタートレーニング室	公	20 分
平塚市	ANYTIME FITNESS 平塚見附町店	民	20 分
平塚市	ダンロップスポーツクラブ平塚店	民	20 分
秦野市	chocoZAP 秦野ショッピングセンター	民	20 分
小田原市	小田原アリーナトレーニングルーム	公	21 分
小田原市	ダイドーススポーツクラブ	民	21 分
小田原市	ANYTIME FITNESS 小田原東町店	民	21 分
伊勢原市	ワールドプラスジム伊勢原店	民	21 分
伊勢原市	Total Fitness Studio First 伊勢原フィットネス	民	21 分
平塚市	神奈中スポーツデザイン	民	22 分
平塚市	セントラルフィットネスクラブ湘南平塚	民	22 分

◆ トレーニングルーム

所在市町	施設名称	区分	所要時間
平塚市	セントラルスポーツ ジム 24 平塚	民	22 分
小田原市	chocoZAP 小田原城山	民	23 分
秦野市	MIRA fitness 秦野落合店	民	23 分
平塚市	ANYTIME FITNESS 平塚追分店	民	23 分
平塚市	スポーツクラブ NAS 平塚	民	23 分
平塚市	FiT24 平塚宮松店	民	23 分
平塚市	湘南ベルマーレ コンディショニングセンター トレーニングルーム 平塚店	民	23 分
平塚市	平塚総合体育館トレーニングルーム	公【協】	25 分
平塚市	chocoZAP 平塚	民	25 分
伊勢原	セントラルスポーツジムスタ伊勢原駅前	民	25 分
伊勢原	アルペンクイックフィットネス イトーヨーカドー伊勢原	民	25 分
秦野市	おおね公園トレーニングルーム	公【協】	26 分
平塚市	カルカススポーツプラザ湘南平塚	民	26 分
小田原市	ヒルトン小田原フィットネスセンター	民	27 分
秦野市	chocoZAP 渋沢	民	27 分
秦野市	chocoZAP 秦野南矢名	民	27 分
平塚市	カープス 平塚四之宮	民	27 分
秦野市	秦野市総合体育館トレーニングルーム	公【協】	28 分
秦野市	chocoZAP 東海大学前	民	28 分
伊勢原市	chocoZAP 伊勢原	民	28 分
秦野市	chocoZAP 秦野松原町	民	29 分
秦野市	アシスト 24 秦野渋沢店	民	30 分
平塚市	リフレッシュプラザ平塚	公	30 分
伊勢原市	ANYTIME FITNESS 伊勢原店	民	30 分
伊勢原市	FiT24 伊勢原店	民	31 分
伊勢原市	カープス 伊勢原 coma	民	31 分
伊勢原市	伊勢原市総合運動公園体育館 トレーニング室	公【協】	37 分

◆ 屋外プール

施設数 公 5【内協 2】民 1 計 6 施設			
所在市町	施設名称	区分	所要時間
二宮町	山西プール	公【協】	5 分
大磯町	大磯ロングビーチ	民	10 分
大磯町	ポートハウスてるがさき	公	10 分
小田原市	御幸の浜プール	公	20 分
秦野市	秦野市カルチャーパーク水泳プール	公【協】	27 分
伊勢原市	チャンピオンすずかわプール	公	35 分

◆ 屋内プール

施設数 公 3【内協 2】民 1 計 4 施設			
所在市町	施設名称	区分	所要時間
平塚市	平塚総合体育館温水プール	公【協】	25 分
秦野市	おおね公園温水プール	公【協】	26 分
小田原市	ヒルトン小田原温水プール	民	27 分
平塚市	リフレッシュプラザ健康増進室(水中トレーニング槽)	公	30 分

- 区分欄「公」は公共施設を、「協」は公共施設相互利用協定対象施設を、「民」は民間施設を表します。
●公共施設相互利用協定対象施設は、その施設が設置されている自治体の住民と同じ料金で利用することができます。
●所要時間は、二宮町役場から車を使用して移動した場合の所要時間です。

◆ スイミングスクール

施設数 公 0【内協 0】民 12 計 12 施設			
所在市町	施設名称	区分	所要時間
平塚市	レオスイミングスクール平塚校	民	17 分
平塚市	ダンロップスポーツクラブ平塚	民	20 分
小田原市	小田原スイミングクラブ	民	20 分
小田原市	ダイドーススポーツクラブ	民	21 分
秦野市	神奈中スイミング秦野校	民	22 分
平塚市	神奈中スイミング平塚校	民	22 分
平塚市	セントラルフィットネスクラブ湘南平塚	民	22 分
平塚市	スポーツクラブ NAS 平塚	民	23 分
秦野市	チャンピオンスイムクラブはたの校	民	24 分
小田原市	スポーツプラザホウトク小田原	民	25 分
伊勢原市	伊勢原スイミングクラブ	民	25 分
秦野市	チャンピオンスイムクラブしぶさわ校	民	28 分

◆ 武道場

施設数 公 6【内協 4】民 0 計 6 施設			
所在市町	施設名称	区分	所要時間
二宮町	武道館	公	2 分
大磯町	大磯町立武道館	公	12 分
平塚市	平塚総合体育館	公【協】	25 分
伊勢原市	伊勢原市立武道館	公【協】	27 分
秦野市	秦野市総合体育館	公【協】	28 分
伊勢原市	伊勢原市総合運動公園体育館	公【協】	37 分

◆ 弓道場

施設数 公 3【内協 2】民 0 計 3 施設			
所在市町	施設名称	区分	所要時間
平塚市	平塚総合体育館	公【協】	25 分
伊勢原市	行政センター	公	26 分
秦野市	秦野市総合体育館	公【協】	28 分

◆ その他

施設数 公 5【内協 1】民 4 計 9 施設				
所在市町	施設名称	区分	用途※	所要時間
中井町	中井中央公園	公【協】	パークゴルフ	15 分
小田原市	ボルダリングジム クローク	民	ボルダリング	19 分
小田原市	クライミング ウィステリア	民	ボルダリング	20 分
平塚市	SLOTH Climbing Gym	民	ボルダリング	21 分
平塚市	湘南ひらつかパークゴルフ場	公	パークゴルフ	22 分
平塚市	SPINY Bowl&Park	民	スケートボード	24 分
秦野市	おおね公園	公	スケートボード	26 分
秦野市	県立山岳スポーツセンター	公	クライミング	37 分
秦野市	はだの丹沢クライミングパーク	公	ボルダリング	38 分

スポーツ施設分布図

地理院地図

3 km

県立山岳センター

はだのし
秦野市

秦野市総合体育館

イオン秦野
ショッピング
センター

伊勢原市総合運動公園・体育館

いせはらし
伊勢原市

イトーヨーカドー
伊勢原店

ジ アウトレット
湘南平塚

リフレッシュプラザ
平塚

さむかわまち
寒川町

ひらつかし
平塚市

平塚総合公園

ららぽーと湘南平塚

平塚アリーナ

なかい
中井町

中井中央公園

おおいそまち
大磯町

大磯運動公園

にのみ
二宮町

おおいまち
大井町

小田原アリーナ

フレスポ小田原
シティーモール

城山陸上競技場

おだわらし
小田原市

二宮町役場から半径 15km 圏

地図情報

- ◆ この地図は、二宮町、平塚市、秦野市、伊勢原市、小田原市、大磯町及び中井町の各市町内にあるスポーツ施設の数並びに所在地を表したものです。
- ◆ 赤丸(大きい丸)は、公共施設を表します。
- ◆ 青丸(小さい丸)は、民間スポーツ施設を表します。
- ◆ 同じ場所に複数の種類の施設がある場合は、1 つの丸で表示しているため、丸の数と施設の数が一致しない場合があります。

自治体別公共スポーツ施設一覧

平塚市

●公共施設 13 施設

平塚総合公園
平塚総合体育館
馬入サッカー場
平塚アリーナ
大神スポーツ広場
平塚市立軟式庭球場
平塚市立桃浜町庭球場
王御住運動広場

●民間施設 9 施設

平塚総合公園テニスコート
土沢野球場
土沢多目的広場
ひらつかパークゴルフ場
リフレッシュプラザ平塚

秦野市

●公共施設 6 施設

秦野市総合体育館
秦野市カルチャーパーク
おおね公園
県立山岳センター
はだの丹沢クライミングパーク
立野緑地庭球場

●民間施設 12 施設

伊勢原市

●公共施設 8 施設

伊勢原市鈴川公園
伊勢原市市ノ坪公園テニスコート
伊勢原市東富岡テニスコート
伊勢原市総合運動公園体育館
伊勢原市総合運動公園
伊勢原市立武道館
行政センター
上満寺多目的スポーツ広場

●民間施設 9 施設

小田原市

●公共施設 8 施設

小田原アリーナ
小田原テニスガーデン
城山陸上競技場
城山庭球場
上府中公園
酒匂川スポーツ広場
御幸の浜プール
県立西湘スポーツセンター

●民間施設 12 施設

中井町

●公共施設 3 施設

中井町総合グラウンド
中井町中央公園
境グリーンテックパーク多目的グラウンド

●民間施設 1 施設

大磯町

●公共施設 3 施設

大磯運動公園
ボートハウスてるがさき
大磯町立武道館

●民間施設 2 施設

二宮町

●公共施設 6 施設

町民運動場
町立体育館、武道館
山西プール
緑が丘テニスコート
ラディアンテニスコート

●民間施設 3 施設

※各自治体の公共施設は、自治体ホームページ内のスポーツ施設紹介ページに掲載されている施設を記載しています。

※民間スポーツ施設は、令和 5 年 12 月 20 日現在において、インターネット検索により表示された施設を記載しています。

(5) 体育施設の現状における分析結果

○利用者数減少の要因及び団体・一般利用の現状

- ・各体育施設の 10 年前との利用者数を比較すると、テニスコート以外は利用者数が減少しています。
- ・町立体育館の利用状況の傾向として、団体の利用件数が増加(+6.6%)しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で他市町村の施設が閉鎖したことに伴い、一時的に他市町村の団体が利用したことが要因として考えられます。団体の利用者数は減少傾向(▲21.4%)ではありますが、個人の利用者数については、増加傾向(+5.9%)となっています。
- ➡ 10 年前(平成 24 年度)とは施設の利用形態も変わりつつあり、特に近年では個人の利用者数に増加傾向がみられることから、団体に所属して活動することから個人で活動することへ移行していることが伺えます。また、テニスコートの利用者も増加傾向であることから、比較的、少人数で行えるスポーツに移行していることも伺えます。

○スポーツをする場所(体育施設)の利用状況

- ・武道館及び町立体育館を利用する町内団体は、特定の曜日等、定例的な活動をしています。
- ・町立体育館を利用している町内団体は、予約システムによる抽選申込を行っており、土曜日の利用については一定の抽選となっているケースもありますが、平日については、希望通りの予約をすることができます。
- ・町民運動場は、休日等について一定の抽選が発生していますが、平日については、希望通りの予約をすることができます。
- ➡ 武道館及び町立体育館を利用している町内団体の活動は、特定の曜日、時間でパターン化しており、それにあわせて施設の空きも発生している状況です。

町立体育館及び町民運動場の予約については土曜日休日等において、予約が重複し、予約システムによる抽選が生じている状況ですが、学校施設開放事業でも、町内の小中学校の体育館及び運動場が利用できることから、活動場所に大きな不足は生じていないものと考えられます。

○近隣自治体の体育施設の分布状況について

- ➡ 二宮町は国道一号線、西湘バイパス、秦野二宮県道、小田原厚木道路など、幹線道路が充実しており、近隣市町へのアクセスが良く、二宮町役場を中心とした半径 10 キロ圏内には、官民間わず多くのスポーツ施設が設置されています。どの施設も、自家用車等を利用すれば 30 分以内で移動可能となっており、生活圏内に多くの施設があるとわかります。

2 他用途の体育施設への転用

令和3年度に体育施設現況調査業務を実施した際に、別の体育施設に改修した場合の概算金額について算出を行いました。温水プールは、年間の運営に関する財政負担が大きいことから、財政負担が比較的少なく、温水プールから転用事例のあるフットサルコート（体育館）へ転用した場合の試算を行い、概算で4億465万円（積算当時）と算出しています。

この転用内容については、1階のプール槽をフラットにしてフットサルコート（体育館）とし、2階の多目的室を体操や卓球など、小規模な競技ができる多目的フロアへの改修を想定し、内壁、窓、天井、空調等は、可能な限り現況使用することとしています。この調査時点においては、天井崩落が発生していなかったことから、この概算費用に少なくとも天井の更新に関する費用に加え、プール室内の空調については、夏場の使用を想定した改修も上積みされることになります。

なお、温水プールをリニューアルする場合における費用については、公共施設再配置・町有地有効活用実施計画（令和5年3月改定追補版）において、設備の更新や建物修繕費用に約6億円から7億円が必要となるものと見込まれています。

これらの金額算出は数年前に実施しており、近年の建築費用の高騰も考慮した場合には、さらなる金額の上振れが考えられ、町としての負担は過大なものになることが想定されます。

町立体育館 予約状況

●：町内団体 ▲：町外団体

日付	曜日	部屋	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時
1月17日	水	A	●めぐみントン	●星槎学園湘南校	●水曜卓球教室	●水曜卓球教室	▲橘バドクラブ	
		B		●星槎学園湘南校				
		多目的		●ジャギーつばき	●Qの会	●卓球同好会	●湘南二宮体操振興会	●Rafille
1月18日	木	A					●ジャギーキッズ	●二宮分院
		B	●M2				●ジャギーキッズ	●二宮分院
		多目的	●ころばん塾	●太極拳同好会二宮		●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ
1月19日	金	A	●鈴音クラブ	●鈴音クラブ	●渚卓球クラブ		▲橘バドクラブ	●JKA
		B			●星槎学園湘南校		▲大磯国府バスケキッズ	●JKA
		多目的			●健康体操ひふみ会		●Rafille	●Rafille
1月20日	土	A	●サタデイズ		●健康卓球クラブ	●健康卓球クラブ		●ラブオールズ
		B					▲南スターズ	●OBC
		多目的	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ
1月21日	日	A	一般開放日					
		B						
		多目的						
1月22日	月	A	休館日					
		B						
		多目的						
1月23日	火	A		●渚卓球クラブ	●渚卓球クラブ		▲橘バドクラブ	
		B	●M2	●二宮ストレッチクラブ	●星槎学園湘南校			●OBC
		多目的		●Rafille	●ノヘアナニ二宮	●太極拳同好会二宮		●ジェイトウインクル
1月24日	水	A	●めぐみントン	●星槎学園湘南校	●水曜卓球教室	●水曜卓球教室	▲橘バドクラブ	
		B		●星槎学園湘南校				▲aquaミニバス
		多目的		●ジャギーつばき	●Qの会	●卓球同好会		●Rafille
1月25日	木	A					●ジャギーキッズ	●二宮分院
		B	●M2				●ジャギーキッズ	●二宮分院
		多目的	●ころばん塾	●太極拳同好会二宮		●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	
1月26日	金	A	●鈴音クラブ	●鈴音クラブ	●渚卓球クラブ	●渚卓球クラブ	▲橘バドクラブ	●JKA
		B			●星槎学園湘南校		▲大磯国府バスケキッズ	●JKA
		多目的			●健康体操ひふみ会		●Rafille	●Rafille
1月27日	土	A	●サタデイズ		●健康卓球クラブ	●健康卓球クラブ	●ラビッツクラブ	●ラブオールズ
		B	●OBC			●ラビッツクラブ	●ラビッツクラブ	●OBC
		多目的	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ
1月28日	日	A	一般開放日					
		B						
		多目的						
1月29日	月	A	休館日					
		B						
		多目的						
1月30日	火	A		●渚卓球クラブ	●渚卓球クラブ		▲橘バドクラブ	
		B	●M2	●二宮ストレッチクラブ	●星槎学園湘南校			●OBC
		多目的		●Rafille	●ノヘアナニ二宮	●太極拳同好会二宮	●MARINBA	●ジェイトウインクル
1月31日	水	A	●めぐみントン		●水曜卓球教室	●水曜卓球教室	▲橘バドクラブ	
		B						▲aquaミニバス
		多目的		●ジャギーつばき	●Qの会	●卓球同好会		●Rafille
2月1日	木	A					●ジャギーキッズ	●二宮分院
		B	●M2				●ジャギーキッズ	●二宮分院
		多目的	●ころばん塾	●太極拳同好会二宮		●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	
2月2日	金	A	●鈴音クラブ	●鈴音クラブ	●渚卓球クラブ	●渚卓球クラブ	▲橘バドクラブ	●JKA
		B					▲大磯国府バスケキッズ	●JKA
		多目的			●健康体操ひふみ会		●Rafille	●Rafille
2月3日	土	A	●二宮ミニバスクラブ	▲南スターズ	●健康卓球クラブ	●健康卓球クラブ	●ラビッツクラブ	●ラブオールズ
		B	●二宮ミニバスクラブ	▲橘バドクラブ	▲橘バドクラブ	●ラビッツクラブ	●ラビッツクラブ	●OBC
		多目的	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ	●湘南クラシックパレエ

日付	曜日	部屋	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時
2月4日	日	A	一般開放日					
		B						
		多目的						
2月5日	月	A	休館日					
		B						
		多目的						
2月6日	火	A		●渚卓球クラブ	●渚卓球クラブ		▲橘バドクラブ	
		B	●M2	●二宮ストレッチクラブ				●OBC
		多目的		●Rafille	●ノヘアナニ二宮	●太極拳同好会二宮	●MARINBA	●ジェイトゥインクル
2月7日	水	A	●めぐみントン		●水曜卓球教室	●水曜卓球教室		
		B						▲aquaミニバス
		多目的	●ジャギーバイオレット	●ジャギーつばき	●Qの会	●卓球同好会		●Rafille
2月8日	木	A					●ジャギーキッズ	●二宮分院
		B	●M2				●ジャギーキッズ	●二宮分院
		多目的	●ころばん塾	●太極拳同好会二宮		●湘南クラシックバレエ	●湘南クラシックバレエ	
2月9日	金	A	●鈴音クラブ	●鈴音クラブ	●渚卓球クラブ	●渚卓球クラブ	▲橘バドクラブ	●JKA
		B					▲大磯国府バスケキッズ	●JKA
		多目的			●健康体操ひふみ会		●Rafille	●Rafille
2月10日	土	A	●サタデイズ		●健康卓球クラブ	●健康卓球クラブ	●二宮剣道部	●二宮剣道部
		B	●OBC			▲南スターズ	●二宮剣道部	●二宮剣道部
		多目的	●湘南クラシックバレエ	●湘南クラシックバレエ	●湘南クラシックバレエ	●湘南クラシックバレエ	●二宮剣道部	●二宮剣道部
2月11日	日	A	一般開放日					
		B						
		多目的						
2月12日	月	A	一般開放日					
		B						
		多目的						
2月13日	火	A	休館日					
		B						
		多目的						
2月14日	水	A	●めぐみントン		●水曜卓球教室	●水曜卓球教室		
		B	●県立二宮高校バレー部	●県立二宮高校バレー部				▲aquaミニバス
		多目的	●ジャギーバイオレット	●ジャギーつばき	●Qの会	●卓球同好会	●湘南二宮体操振興会	●Rafille
2月15日	木	A					●ジャギーキッズ	●二宮分院
		B	●M2				●ジャギーキッズ	●二宮分院
		多目的	●ころばん塾	●太極拳同好会二宮		●湘南クラシックバレエ	●湘南クラシックバレエ	
2月16日	金	A	●鈴音クラブ	●鈴音クラブ	●渚卓球クラブ	●渚卓球クラブ	▲橘バドクラブ	●JKA
		B					▲大磯国府バスケキッズ	●JKA
		多目的			●健康体操ひふみ会		●Rafille	●Rafille

令和6年4月教育委員会議定例会予定

1 日 時 令和6年4月26日（金）9時30分から

2 場 所 町民センター 2Aクラブ室

3 付議事項

4 報告・協議事項

※主な行事

3月29日（金）		教職員等転退職者辞令交付式
4月 1日（月）		教職員等辞令交付式
4月26日（金）	9：30	教育委員会議
5月30日（木）	9：30	教育委員会議
	13：30	総合教育会議
5月31日（金）	未定	関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会 （茨城県古河市）